

(案)

堺あったかぬくもりプラン 5

第 5 次堺市地域福祉計画・

第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画

堺市

社会福祉法人堺市社会福祉協議会

目次

第 1 章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定方法	5
5 計画の推進体制と進行管理・評価	5
第 2 章 堺市の地域福祉をとりまく状況	6
1 社会情勢の変化・法律や制度等の動向	7
2 計画に基づく取組	13
3 各種統計データから見る現状	17
4 アンケート調査結果	23
5 対応すべき課題	30
第 3 章 計画の推進方針と目標	34
1 取組の理念	35
2 取組の視点	35
3 取組の基本目標	37
4 わたしたちの役割と協働	39
5 エリアごとの取組と連携	40
第 4 章 市が重点的に取り組む施策	44
共通施策	46
基本目標 1 誰一人取り残さない支援体制が構築できている	49
重点施策 1 誰一人取り残さない包括的な支援体制の整備	49
重点施策 2 再犯防止・更生支援の推進	58
基本目標 2 多様な人や組織の参加と協働により “ともに暮らすまち”が実現できている	62
重点施策 3 多様な主体の協働による誰もがつながる地域の形成	62
基本目標 3 すべての人の権利が守られ、尊厳のある本人らしい生活が継続できている	65
重点施策 4 権利擁護支援の充実・強化	65
基本目標 4 災害時にも安心で、支え合う仕組みができている	68
重点施策 5 災害への備えや支援体制の構築	68
重層的支援体制整備事業実施計画	71
第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画	78
資料	79
計画の策定経過	80
アンケート調査結果の概要	85
用語説明 五十音順	115

第 1 章 計画策定に当たって

第 1 章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

(1) 変化する社会と複雑化する福祉ニーズへの対応

近年、人口減少・高齢化の加速やグローバル化の進展、デジタル化の進展等、私たちはかつて経験したことがないほどの変化に直面しています。また、近年頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックは、私たちの暮らしや地域コミュニティに大きな影響を与えました。

そのため、地域福祉をとりまく状況は、従来の想定を超えて複雑化・複合化しています。単身世帯の増加や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化は、人々のつながりを弱め、孤独や孤立を生み出す要因となりました。また、働き方の多様化や非正規雇用の増加等に伴う経済格差の拡大は、貧困や生活困窮といった問題を深刻にしています。ひきこもりやヤングケアラー、こどもの貧困、ダブルケア、8050 問題、身寄りのない方の増加等、一つの問題が複数の要因と絡み合い、世代を超えて連鎖するケースも少なくありません。

このような状況において、既存制度やサービスだけでは、すべての住民の困りごとを網羅的に解決することは難しい状況です。すべての住民が孤立せず、安心して暮らせる社会を築くためには、地域社会全体で支え合う仕組みが不可欠です。

(2) “誰一人取り残さない”持続可能な「地域」と「福祉」

平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、「誰一人取り残さない」社会の実現を掲げています。この理念は、すべての人が幸せを実感できる地域社会をめざす地域福祉のあり方と通じ合うものです。本市は「SDGs 未来都市」として、SDGs の視点を取り入れて様々な施策を展開しており、地域福祉の推進も重要な柱の一つです。

SDGs の 17 の目標のうち、地域福祉と関連の深いものとして、「貧困をなくそう」、「飢餓をゼロに」、「すべての人に健康と福祉を」、「人や国の不平等をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」等が挙げられます。これらの目標は相互に関連しています。例えば、高齢者や障害者、子ども等様々な立場の人々が地域で安心して暮らせるための基盤整備は、健康や安全を守るだけでなく、貧困の連鎖を断ち切り、すべての人が活躍できる公平な社会の実現にもつながります。



図 1-1 SDGsの 17 の目標

(3) 地域共生社会の実現をめざして

平成 28（2016）年に定められた「ニッポン一億総活躍プラン」において、国の社会保障制度改革の方向性として『地域共生社会』の実現』が示されました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民それぞれの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会です。

本市においても、人口減少・高齢化、人口構造の変化が避けられない時代となりました。また、家族のあり方が多様化し、地縁的なつながりが希薄になる中で、社会的孤立や複合的な課題を抱える人々が増加しています。このような状況だからこそ、行政や社協、専門職が役割を十分果たすことに加え、住民同士のあたたかな見守りや助け合い、そして様々な団体や企業による「地域の力」を最大限に引き出すことが必要です。令和 3（2021）年に施行された改正社会福祉法により創設された「重層的支援体制整備事業」は、このような状況を解決し、地域共生社会を実現するための包括的な支援体制の構築をめざすものです。



図 1-2 地域共生社会のイメージ（出典：厚生労働省 HP）

2 計画の位置づけ

本計画は、「堺市地域福祉計画」と「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」を一体的に策定したものです。

「堺市地域福祉計画」は、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画であり、健康福祉の分野別計画の基盤となる事項や共通して取り組む事項、包括的な支援体制の整備をはじめとする地域福祉を推進する上で重点的に取り組む事項を定めた計画です。

「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」は、地域福祉を民間の立場から推進する機関である堺市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、住民・団体・企業・事業者・NPO等と協働し、重点的に取り組む事項を定めた計画です。

2つの計画は理念や取組の視点、基本目標を共有し、市政の基本的な方向性と取組を示す「堺市基本計画 2030」及び「堺市 SDGs 未来都市計画（2026～2030）」を上位計画と位置づけ、各区で策定する計画や関連分野の計画とも連携し、「公」と「民」の協働による地域福祉を推進します。

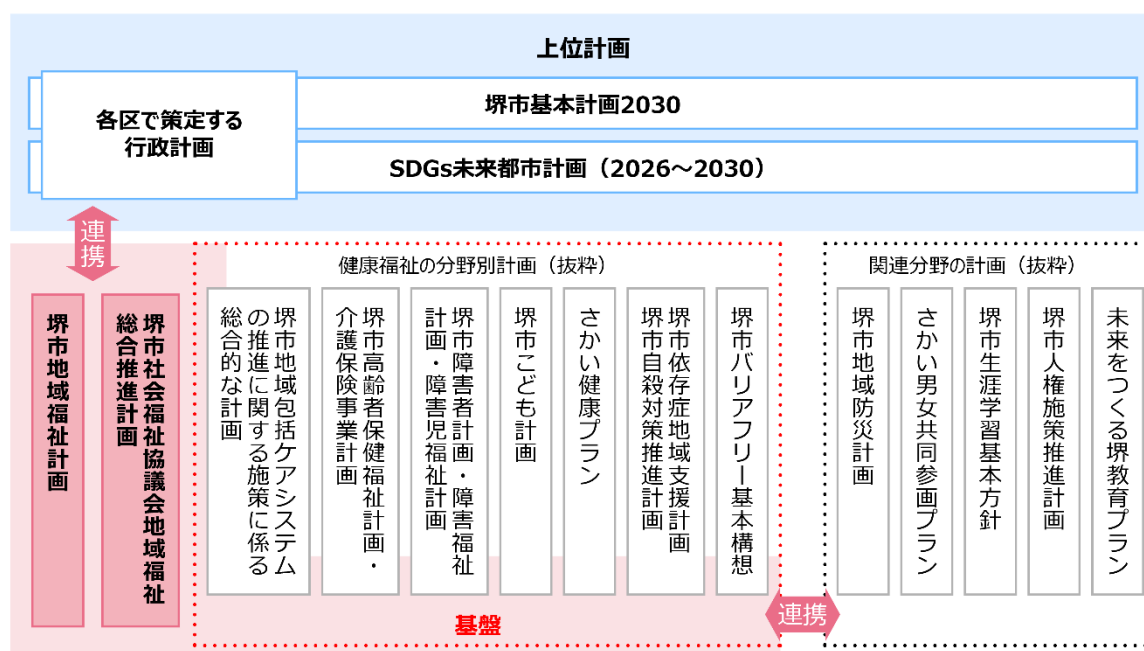


図 1-3 計画の位置づけと他の計画との関係

本計画は、前計画である「第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画（堺あったかぬくもりプラン 4）」に引き続き、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「市町村成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含します。また、本計画から「重層的支援体制整備事業実施計画」、生活困窮者自立支援制度を地域福祉に関連する施策と連携して推進することを目的とした「生活困窮者自立支援方策」も包含します。

これらの計画等に定める事項を一体的に進めることで、より効果的に地域福祉を推進し、複雑化する地域生活課題の解決に取り組めます。

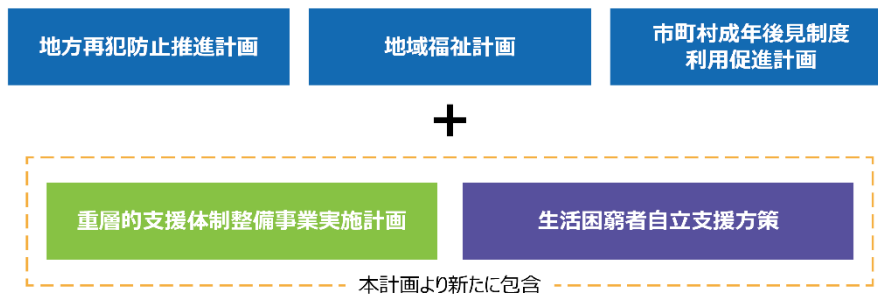


図 1-4 本計画に包含する計画

3 計画の期間

計画の期間は令和 8（2026）年度～令和 13（2031）年度までの 6 年間とし、健康福祉の分野別計画との連動性等を考慮し、中期的な視点で地域福祉の推進方向を示しています。

なお、計画の進捗状況や社会状況の変化等を適宜検証し、必要に応じて中間見直しを行います。

4 計画の策定方法

本市の地域福祉、権利擁護支援、再犯防止・更生支援に関わる機関・団体の代表者等により構成される「堺市地域福祉計画推進懇話会」（以下「懇話会」という。）において意見交換を行い、検討を進めました。

また、多くの方の意見を広く反映するため、市民、地域福祉関係団体・機関を対象としたアンケート調査を実施しました。これらの結果をもとに懇話会で議論を深め、計画案に対するパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

加えて、「堺市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」や「堺市地域福祉推進庁内委員会」、「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画推進協議会」においても検討を行い、様々な立場からの意見を反映し、計画策定及びその推進に向けた協議を行いました。

5 計画の推進体制と進行管理・評価

本計画は「計画（PLAN）」に基づいて「実施（DO）」し、「評価（CHECK）」して「改善（ACTION）」する取組を繰り返す「PDCA サイクル」を活用することで推進します。

本計画は健康福祉に関する分野別計画の基盤となる計画であり、計画に基づく事業は住民や地域のニーズを把握しつつ、各分野別計画を通じて具体化することで推進します。また、市は第 4 章の「市が重点的に取り組む施策」を、社協は「地域福祉総合推進計画」に掲げた事業等を、それぞれの役割を意識しながら分野の壁を越え、住民・団体及び事業者・企業・NPO 等と協働し、主体的に推進します。

計画に位置づけた取組の進捗状況は、第 4 章「市が重点的に取り組む施策」と「地域福祉総合推進計画」の項目ごとに、取組の実施状況や直接的な成果だけではなく、施策がもたらした本質的な変化（地域社会にどのような変化があったか、既存の支援体制で対応できていない層の有無など）を含めて毎年度確認し、進行管理を行います。この結果を「堺市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」、「堺市地域福祉推進庁内委員会」、「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画推進協議会」で報告し、評価や意見をいただくことで取組の検証を深め、事業の発展・深化に取り組めます。

第 2 章 堺市の地域福祉をとりまく状況

第 2 章 堺市の地域福祉をとりまく状況

1 社会情勢の変化・法律や制度等の動向

(1) 社会情勢の変化

前計画を策定した令和 2（2020）年以降、様々な社会情勢の変化がありました。

新型コロナウイルス感染症の流行期には地域活動や交流機会が大幅に減少し、一人暮らし世帯や高齢者、若者、こどもを中心に孤独・孤立が深刻化しました。また、経済活動の停滞による失業や収入減に直面する人が増加し、生活困窮やこどもの貧困、DV 等の問題が複合的に顕在化しました。さらに、物価高騰等の影響がこれらの問題を深刻化させています。

行政サービス、地域活動、学習、医療等の様々な分野においてオンライン化・デジタル化が急速に進展し、新たな情報発信が可能となり、地域活動の可能性が広がりました。その一方で、デジタルツールに不慣れな方に生じるデジタル・ディバイド（情報格差）が問題となっています。

令和 6（2024）年に発生した能登半島地震では、高齢化が進展する地域における避難生活の長期化や被災者の孤立、福祉避難所の確保・運営等、災害時における福祉のあり方が大きな課題として認識されました。

(2) 福祉分野、関連分野における法律の制定・改正

「地域共生社会」の理念を踏まえ、すべての人が地域で暮らし続けられるように、権利擁護や災害時の支援等も含め、多様かつ複雑な課題を包括的に解決・解消することを志向して、福祉分野や関連分野において法律の制定や改正が行われています。

令和 2（2020）年	「堺あったかぬくもりプラン 4」を策定（堺市）
令和 3（2021）年	「改正社会福祉法」の施行 ・「重層的支援体制整備事業」の創設
令和 4（2022）年	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の策定（国） ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実 「児童福祉法」の改正 ・こども家庭センターの設置や児童の意見聴取等の仕組みの整備等、子育て世帯等に対する包括的な支援の推進
令和 5（2023）年	「第二次再犯防止推進計画」の策定（国） ・再犯防止に向け、国・地方公共団体・民間協力者の連携強化 「こども基本法」の施行 ・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進

令和 6（2024）年	「認知症基本法」の施行 ・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会を実現するため、認知症施策を総合的・計画的に推進 「障害者差別解消法」の改正 ・公的機関に加え、民間事業者にも合理的配慮の提供を義務化し、不当な差別的取扱いを禁止するなど共生社会の実現を推進
令和 6（2024）年	「孤独・孤立対策推進法」の施行 ・孤独・孤立の予防・支援を目的として総合的な対策を推進 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の施行 ・「こどもの現在の貧困を解消し、将来の貧困を防ぐ」ことを明記し、妊娠期から成人まで切れめない支援を推進 「子ども・若者育成支援推進法」の改正 ・ヤングケアラーに対する支援を推進 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行 ・困難な問題を抱える女性のニーズに応じて、包括的な支援を提供 「地域共生社会の在り方検討会」の開催（国）（継続中） ・地域共生社会の実現のため、社会福祉法の改正に向けた議論 「法制審議会民法（成年後見等関係）部会」の開催（国）（継続中） ・成年後見制度をとりまくニーズの多様化に対応するため、民法の改正に向けた議論
令和 7（2025）年	「改正生活困窮者自立支援法」の施行 ・居住支援の強化、こどもの貧困への対応 「災害対策基本法・災害救助法」の改正 ・被災者に対する福祉的支援等の制度化

表 2-1 近年改正・策定された地域福祉に関わる主な法律等

これらのうち、本計画の策定に大きく関係する法律等の概要は、次のとおりです。

①社会福祉法（改正）

社会福祉法は、社会福祉の事業や活動に関して共通する基礎的な事項を定めた法律です。「地域共生社会」の推進に向けて、住民や福祉関係者は支援を必要とする人や世帯の課題を把握し、連携して解決に取り組むこと、国や自治体はその促進のための取組を行う責務があること等が定められています。

令和 3（2021）年に施行された改正法では、住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題を、住民や関係機関との連携等によって解決することをめざして、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務として定められました。また、包括的な支援体制を整備するための手段として、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業のコンセプトは、支援機関や地域団体等が住民の相談を断らずに受け止め、つながり続ける支援体制を構築することです。同事業に基づき、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かし、高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別支援では対応がきれない「複雑化・複合化する支援ニーズ」に対応するため、包括的な支援体制の構築が求められています。

②生活困窮者自立支援法（改正）

生活困窮者自立支援法は、就労の状況や心身の状況、地域社会との関係性等様々な事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方の自立を促進することを目的とした法律です。

生活困窮者への支援には、地域資源の活用、就労先の開拓といった社会参加の機会の創出が必要であり、地域福祉の充実とも密接に関わることから、地域福祉計画において生活困窮者自立支援方策を盛り込むことが推奨されています。

令和 7（2025）年に施行された改正法では、居住支援の強化やこどもの貧困への対応、支援関係機関との連携強化等が定められており、包括的な支援体制の整備において重要な役割を担います。

③孤独・孤立対策推進法

孤独・孤立対策推進法は、すべての人が生きがいを感じ、社会とつながりながら生活できる社会の実現をめざし、孤独・孤立の状態にある人への支援や、孤独・孤立の予防に向けた施策を総合的に推進することを目的とした法律です。この法律は、新型コロナウイルス感染症の影響による社会的つながりの希薄化が深刻化したことを背景に、令和 5（2023）年に成立し、令和 6（2024）年に施行されました。

孤独・孤立の状態は、人生のすべての段階で、誰にでも起こり得るものであり、社会全体で取り組むべき課題と位置づけられています。また、国や地方公共団体に対し、孤独・孤立の状態にある人が社会と関わりを持てるよう、継続的かつ適切な支援を推進する責務があることを定めています。

④子ども基本法・児童福祉法等

子ども・子育て支援に関する法制度は、「こどもまんなか社会」の実現をめざして体系的に整備されており、令和 5（2023）年にはその推進役として「こども家庭庁」が創設されました。子ども基本法では、こどもの権利保障と施策推進の基本理念が示され、国や自治体に対して意見表明の機会確保や権利擁護の責務が課されています。児童福祉法の改正では、市町村に「こども家庭センター」の設置を促すとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の強化が図られました。また、子ども・若者育成支援推進法では、ヤングケアラーへの支援が新たに明記され、こどもの貧困対策法では貧困の解消を明確な目的とした施策の強化が進められています。

⑤第二次再犯防止推進計画

再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪や非行をした人が社会に戻った後、再び罪を犯すことのないよう、社会全体で更生を支えるための具体的な施策を定めた計画です。令和 5（2023）年に閣議決定された第二次計画では、①就労・住まいの確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援の実施、④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施、⑤民間協力者の活動の促進、⑥地域による包摂の推進、⑦再犯防止に向けた基盤の整備の 7 つの重点課題を設定し、それぞれの具体的施策を定めています。また、再犯の背景には生活困窮や障害等複合的な課題が存在することが多く、これらに対応するためには、地域の関係機関や団体との連携が重要であることが強調されています。

⑥第二期成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために国が策定したものです。令和 4（2022）年に策定された第二期計画では、財産管理の面だけではなく、認知症高齢者や障害者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視して制度を運用することとされています。また、現在の法定後見制度については、一時的な法的課題や身上保護上の重要な課題等が解決した後も、成年後見制度が継続することが問題であるとの指摘や、一時的な利用を可能とすることでより利用しやすい制度にするべきとの指摘等があり、制度見直しに向けて検討することとされました。これを受け、令和 6（2024）年に法制審議会へ成年後見制度の見直しが諮問され、令和 7（2025）年現在も議論が続いています。

⑦災害対策基本法・災害救助法（改正）

災害対策基本法は、災害の予防から災害発生時の応急対策、災害復旧に至るまでの災害対策全般を定めた法律です。

災害救助法は、災害発生時の応急的な救助に特化し、被災者の救護や支援等を定めた法律です。

令和 7（2025）年の改正により、高齢者等の要配慮者、在宅避難者等の多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記されました。

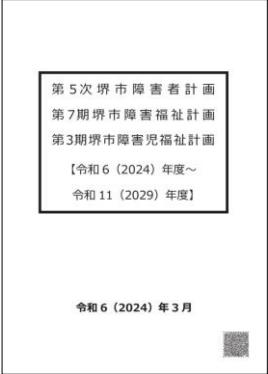
（3）堺市における健康福祉分野計画の動向

地域福祉計画を基盤とする健康福祉の分野別計画は、それぞれの分野における施策を推進するために随時策定・改定されています。特に以下の 4 つの計画は、本計画に大きく関係します。

①堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（認知症施策推進計画を包含）	
基本理念	安心 すこやか 支え合い暮らし続けられる 堺
計画期間	令和 6（2024）～令和 8（2026）年度
主な取組	高齢者の健康や生活を支えるための具体的な施策を展開 ・高齢者健康増進施策・自立支援の取組の推進 ・高齢者の社会参加と生きがい創出の支援 ・高齢者が安心して暮らし続けられる都市・住まいの基盤整備 ・認知症施策の推進 ・在宅ケアの充実及び連携体制の整備 ・介護サービス等の充実・強化
地域福祉計画との関係性	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現をめざすという点で、地域福祉計画と密接に関連しています。



②堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画 (よりそい安心ほっとプラン)	
基本理念	人生の最期まで安心して心豊かに住み続けられるまち 堺
計画期間	令和 1 (2019) ～令和 8 (2026) 年度 ※令和 7 (2025) 年 1 月改定
主な取組	地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進のため、5 つの要素から施策を効果的に展開 ①医療 ②介護 ③介護予防 ④住まい ⑤生活支援 
地域福祉計画との関係性	地域における医療や介護だけでなく、各分野が連携しながらサポートを提供する「地域包括ケアシステム」の推進を目的としています。これは、分野を超えた支援をめざす地域福祉計画の考え方と共通します。

③第 5 次堺市障害者計画・第 7 期堺市障害福祉計画・第 3 期堺市障害児福祉計画	
基本理念	障害者が住み慣れた地域で、安心して、主体的に、心豊かに暮らせる共生社会の実現
計画期間	令和 6 (2024) ～令和 11 (2029) 年度 ※第 7 期堺市障害福祉計画・第 3 期堺市障害児福祉計画のみ 令和 6 (2024) ～令和 8 (2026) 年度
主な取組	障害者の地域生活を支えるための具体的な施策を展開 ・地域生活の支援及び地域生活への移行に向けた支援、相談支援の充実・強化と人材の確保・育成 ・就労支援の充実、地域活動等への参加の促進、障害の理解啓発 ・ライフステージを通じたとぎれない支援、分野を超えた横断的な連携による支援 
地域福祉計画との関係性	障害のある人が地域で自分らしく生活できるように、支援やサービスを進めることを定めており、地域福祉計画と密接に関連するものです。

④堺市こども計画	
基本理念	全てのこども・若者が、将来に希望を持ち安心して自分らしく成長できる堺の実現
計画期間	令和 7（2025）～令和 11（2029）年度
主な取組	妊娠・出産期、乳幼児期、学童期・思春期、青年期に至る切れめのないきめ細かなこども・子育て支援施策を推進 ・安心してこどもを生み育てるための支援 ・こどもが健やかに育ち自分らしく成長するための支援 ・若者の自立と社会参画に向けた支援 ・様々な支援を必要とするこどもと家庭への支援 ・子育てしやすい環境整備
地域福祉計画との関係性	こども基本法の考え方を踏まえ、こども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、権利の主体として認識し、その意見を聴き、施策に反映させる取組を進めます。こども・若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることは、地域福祉計画を推進する上でも重要な視点です。



2 計画に基づく取組

(1) 地域福祉の計画的な取組の経過

本市では、地域福祉推進の中核機関である社協が、平成 5（1993）年からおおむね 5 年ごとに「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」を策定し、取組を推進してきました。

社会福祉における基礎構造改革を受け、旧法である社会福祉事業法は平成 12（2000）年に社会福祉法に改称されました。社会福祉法において地域福祉の推進が明記されたこと等を踏まえ、本市でも平成 17（2005）年に「第 1 次堺市地域福祉計画（愛称：堺あったかぬくもりプラン）」を策定しました。市と社協は、それぞれの計画を連動させることで取組を推進してきました。そうした取組の成果を生かし、この 2 つの計画を一体化することで「公」と「民」が協力し、地域福祉を一層推進するために、「新・堺あったかぬくもりプラン」を平成 21（2009）年に市と社協が協働して策定しました。

その後、「堺あったかぬくもりプラン 3」（平成 26（2014）年策定）、「堺あったかぬくもりプラン 4」（令和 2（2020）年策定の前計画）においても、2 つの計画を一体的に策定することで、共通の目標や取組の柱に沿い、市、社協をはじめとした様々な主体がそれぞれの強みを生かして地域福祉を推進してきました。

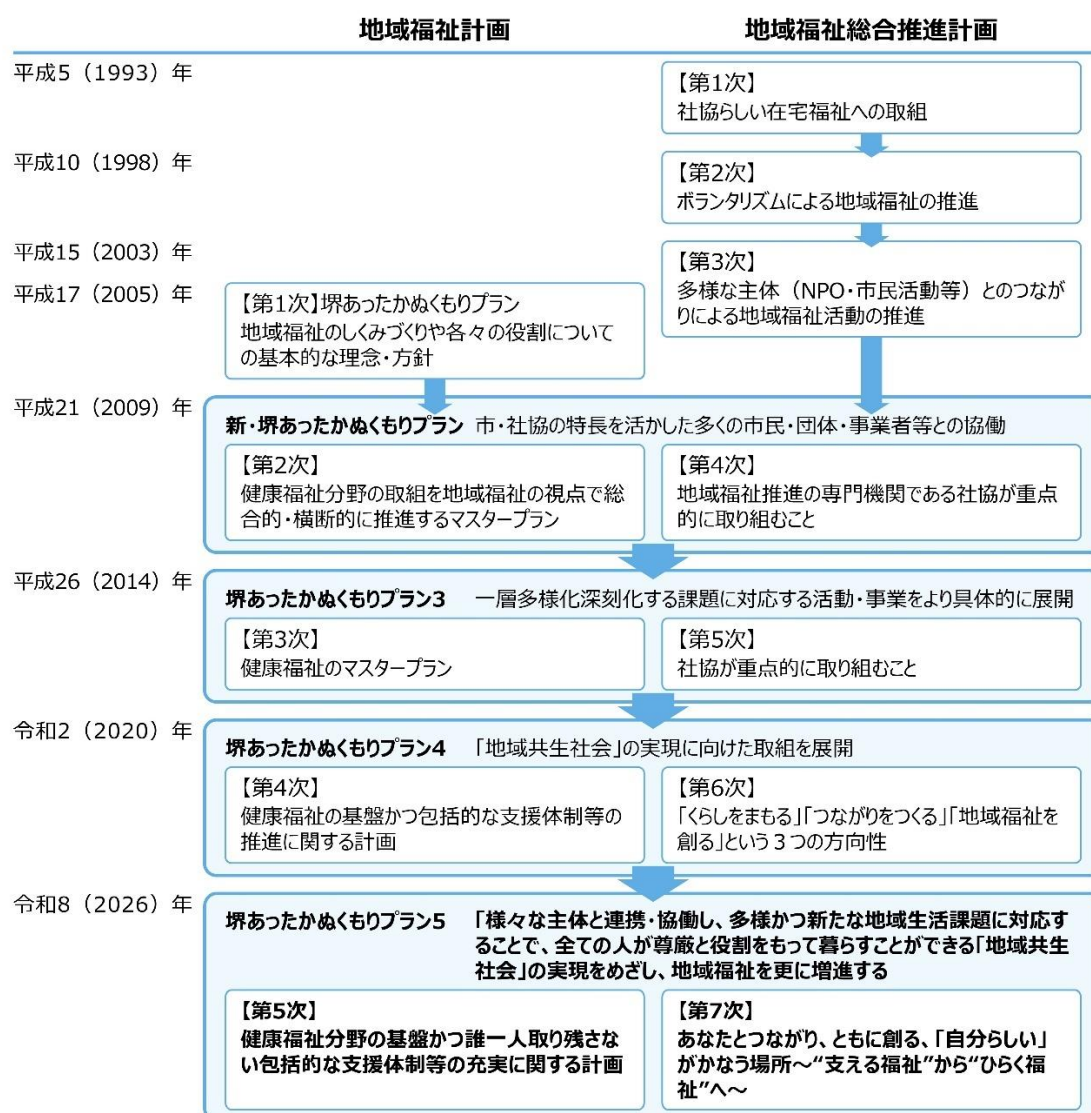


図 2-1 堺市における地域福祉に関する計画の経過

(2) 前計画に基づく主な取組

前計画の「堺あったかぬくもりプラン 4」に基づき、様々な主体と連携・協働し取組を推進しました。特に前計画を策定した時点からコロナ禍に陥り、市及び社協をはじめとした関係機関は多くの制約を受けながらも、住民の生活を守るために様々な取組を実施してきました。その中の主な取組を以下に記載します。

① 包括的な相談支援体制の構築

- ・区を基盤とし、どの窓口にも相談しても必要な支援につなぎ、「断らない相談」、「つながり続ける支援」ができるよう取り組みました。令和 6（2024）年度には重層的支援体制整備事業を開始し、支援機関や団体等が相互に連携し、本人に寄り添い、伴走支援する仕組みを構築しました。
- ・コロナ禍の影響により急増した生活に困窮する方に対して、住居確保給付金や生活困窮者自立支援金の支給、社協による生活福祉資金の特例貸付等による生活支援及び特例貸付の借受人に対するフォローアップ支援を実施しました。
- ・市における人材育成を目的として、令和 5（2023）年に「堺市社会福祉職員人材育成方針」を改定しました。また、市と社協が事務局となり、「堺で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」を企画・実施することで、「顔の見える関係づくり」、「協働のための基盤構築」を推進しました。さらに、同研修は専門職同士の協働を推進するだけでなく、専門職と地域住民との協働を進めることを目的としたプログラムを開発し、実施しました。
- ・令和 7（2025）年には、分野を超えた協働を進めることを目的として、「更生支援と地域福祉をつなぐ堺で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修【越境編】」を企画、実施しました。
- ・令和 7（2025）年に「堺市居住支援協議会」が発足し、民間賃貸住宅の情報提供等の支援や円滑な入居の促進に関して協議する場を構築しました。

② 更生支援の推進

- ・大阪刑務所に入所中の薬物事犯者に対して、入所中から薬物支援プログラムの情報を提供し、本人が希望すれば入所中から専門相談を行い、出所後も適切に回復支援につなぐ仕組みを構築しました。
- ・広報誌での発信や研修の開催、民間更生保護団体との連携により、更生支援の取組への理解を促進しました。
- ・堺市内の司法関係機関・団体のネットワークを構築し、適切な役割分担のもと再犯防止・更生支援を推進することを目的として、令和 6（2024）年 11 月に大阪保護観察所や大阪刑務所等の矯正施設、民間更生保護ボランティア等と本市を含めた 7 者で「堺市における再犯防止及び更生支援の推進に関する連携協定」を締結しました。この協定は、矯正施設出所前後におけるシームレスな更生支援の仕組みによって、効果的に再犯を防止し、安全・安心な社会を構築することをめざしています。
また、関係団体のネットワークを強化することで、保護司等の更生保護ボランティアが安全・安心に活動できる環境整備を進めています。具体的には、保護司が自宅以外で保護観察対象と面談できる場所を確保するために、公的機関において保護司が活用できる面談場所を 20 か所以上確保しました。
- ・令和 6（2024）年 11 月に発達上の課題を有する受刑者へきめ細かな処遇や社会復帰支援等を行うことを目的として、大阪刑務所や西日本成人矯正医療センター等と「発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業に係る協定」を締結しました。

③多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

- ・令和 6（2024）年度に「日常生活圏域コーディネーター」をすべての日常生活圏域に配置しました。すべての圏域において個別支援から地域支援までを一体的に実施することが可能となりました。そのため、コーディネーターが関与することで地域における支え合いの機能が強化され、地域生活課題を解決する基盤整備が推進されました。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、様々な場面で対面による活動が大幅に制限されました。その影響で各校区等においても様々な地域活動が休止となりましたが、日常生活圏域コーディネーター等を中心とした働きかけの結果、コロナ禍以前の水準まで活動状況が回復しました。
- ・認知症の高齢者等が行方不明になった際の早期発見につなげるため、ICT を活用した堺市みまもりあい事業を開始しました。令和 7（2025）年 11 月時点の総アプリダウンロード数は 16,000 人を超えています。
- ・重層的支援体制整備事業を通じて、様々な背景を抱える人の居場所づくり、こども食堂立ち上げ支援等に取り組みました。また、さかいこども食堂ネットワークを通して、こども食堂を実施する団体間の交流や情報共有、食材のマッチング等の支援を実施しました。

④権利擁護の推進

- ・国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和 2（2020）年 3 月に堺市権利擁護サポートセンターを地域連携ネットワークの中核機関として位置づけ、権利擁護支援の取組を推進しました。
- ・中核機関の位置づけにあわせて、「地域連携ネットワーク協議会」を設置し、権利擁護支援が必要な人の早期発見・支援、意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を進めました。協議会では、福祉関係者、学識経験者、専門職団体等との議論を踏まえ、「支援者のための成年後見制度活用ハンドブック」を作成しました。また、ワーキンググループを設置し、「『支援を自ら求めない／受け入れられない』状態に向き合う『支援』のガイドライン」を作成し、支援者向け研修を実施しました。
- ・大阪府・大阪府社会福祉協議会、大阪市・大阪市社会福祉協議会と連携し、市民後見人養成講座や市民向けシンポジウムを開催したほか、家庭裁判所との定期的な意見交換を通じて、円滑な権利擁護支援の体制整備に向けた検討を行いました。
- ・令和 6（2024）年 4 月の改正障害者差別解消法の施行を受け、民間事業者にも理解が深まるよう相談事例を通じた周知・啓発を行いました。

⑤災害への備えや支援の仕組みの構築

- ・避難行動要支援者調査の実施、避難行動要支援者名簿の活用推進、個別避難計画の策定、訓練の実施を通じて、災害時の支援が必要な人とのつながりと支援体制を構築してきました。令和 7（2025）年度には、避難行動要支援者本人の心身の状態や地域の実情を踏まえ抽出した優先作成対象者 400 人の個別避難計画の作成が完了しました。
- ・福祉避難所の効果的な運営及び連携体制の強化に向けて、運営マニュアルの作成や連絡会を立ち上げ、机上訓練や研修等を実施しました。
- ・社協が「堺市災害ボランティアセンター協働運営ネットワーク会議」を開催するなど、多様な団体との「顔の見える関係」を構築しました。

- ・災害ボランティアセンターの新たな設置場所として、法務省矯正研修所大阪支部を指定し、支援体制を充実しました。

3 各種統計データから見る現状

前計画の始期である令和 2（2020）年度から令和 7（2025）年度を基本として、本市の地域福祉をめぐる統計データ等を整理しました。

（1）人口等の動向

本市の人口は、令和 12（2030）年に 80 万人を下回る見込みで推移しており、その後も減少し続ける見込みです。年齢別では令和 17（2035）年には 65 歳以上の高齢者が人口の 3 割以上を占めると見込まれています。（図 2-2）。

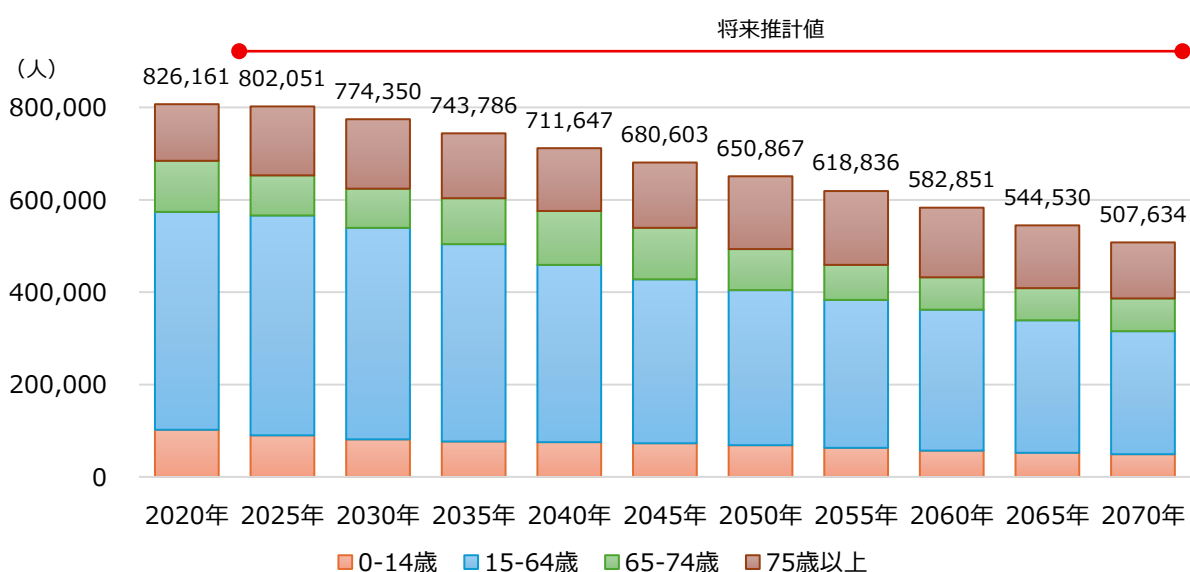


図 2-2 年齢別人口

（2020 年は総務省「国勢調査」2025 年以降の将来推計人口は本市独自推計）

- ・出生数は、令和 2 年（2020）年の 5,925 人から令和 6（2024）年は 5,032 人と、15.1%減少しており、死亡数が出生数を上回る状況が続いています（住民基本台帳 各年 12 月末時点）。
- ・世帯数は、令和 2 年（2020）年の 394,695 世帯から令和 7（2025）年は 404,973 世帯と、2.6%増加した一方で、1 世帯あたりの人数は、2.07 人から 1.95 人に減少しました。核家族化や単身世帯の増加が進んでいると考えられます（住民基本台帳 各年 3 月末時点）。
- ・外国人住民は、令和 2（2020）年の 15,601 人から令和 7（2025）年は 19,906 人と、27.6%増加しました（住民基本台帳 各年 3 月末時点）。

人口減少・高齢化が進行する一方で、世帯の小規模化や外国人住民の増加により、従来の地域コミュニティだけでは解決しづらい福祉課題の増加が懸念されます。多様な世代や背景を持つ住民が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、単身世帯の孤立、多文化に配慮した支援等、複合的な課題に対応する施策が求められています。

(2) 地域福祉に関する支援のニーズ等の状況

①高齢者に関する状況

- ・高齢者のひとり暮らし世帯数は、令和 2（2020）年から令和 6（2024）年にかけて、6.4%増加しました。（住民基本台帳 各年 9 月末時点）
- ・また、要介護（要支援）認定者数は、令和 2（2020）年から令和 6（2024）年にかけて、7.5%増加しました（図 2-3）。

単身の高齢者は、病気や災害時に孤立するリスクが高いなど、生活上の様々な困難を抱える可能性があります。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、多様な主体が連携した見守りや支え合いの仕組みを構築することが重要です。また、要介護状態となることを未然に防ぎ、心身の健康を維持するための取組（フレイル予防）を推進する必要があります。

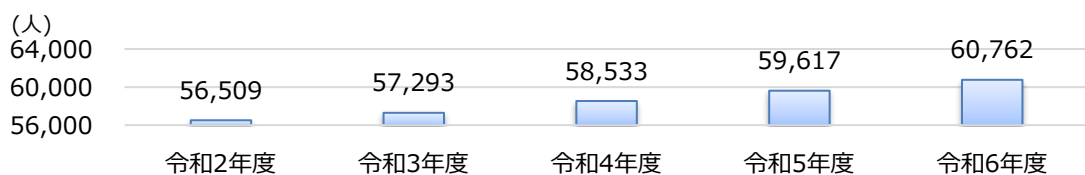


図 2-3 要介護（要支援）認定者数

（厚生労働省「介護保険事業状況報告」各年 9 月月報）

②障害者に関する状況

- ・令和 2（2020）年度から比較すると令和 6（2024）年度は、身体障害者手帳所持者は 5.8%減少した一方で、療育手帳所持者は 14.4%増加しました。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は 25.8%と大幅に増加しています。療育手帳は利用できるサービス等の増加・拡充等が、精神障害者保健福祉手帳は精神疾患に対する社会的な理解が進み、精神科医療へのアクセスが向上したこと等が背景にあると考えられます（図 2-4）。
- ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス受給者証を所持している人（障害支援区分認定者）は 20.8%増加し、様々な障害や疾病を持つ人々が福祉サービスを必要としていることが分かります。

様々な方が福祉サービスを必要としていることから、様々な障害や難病患者等への支援体制を強化することが重要です。また、サービスの質の向上と多様なニーズに応じた支援の提供が必要とされています。

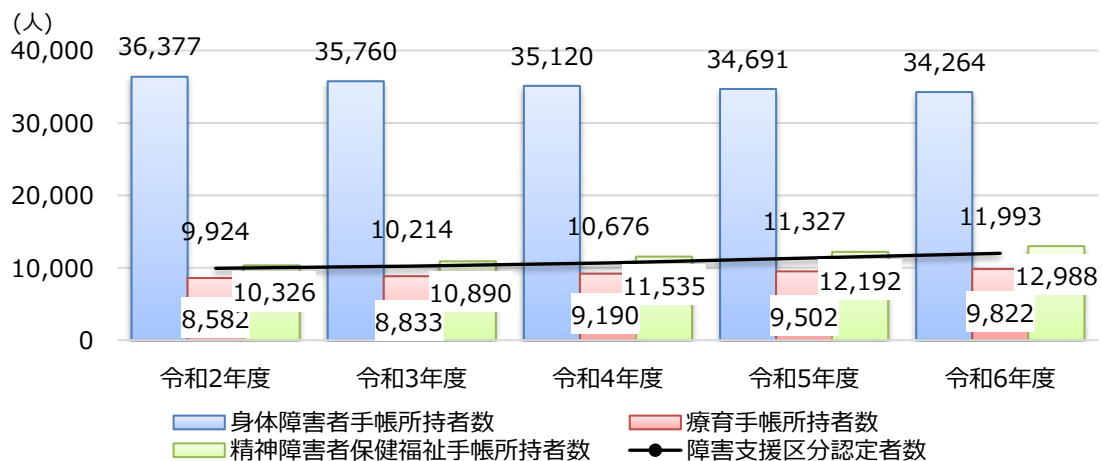


図 2-4 障害者手帳所持者数・障害支援区分認定者数

（障害施策推進課資料 各年度 3 月末時点）

③こども・子育てに関する状況

- ・保育所等を利用する児童数は、令和 2（2020）年度から令和 7（2025）年度にかけて 2.7%増加しました。待機児童数は、令和 3（2021）年度以降は 0 人となり、待機児童を解消した状態を維持しています（図 2-5）。



図 2-5 保育所等利用児童数

（堺市統計書 各年 4 月 1 日時点）

- ・児童扶養手当受給者数は、令和 2（2020）年度の 7,169 人から令和 6（2024）年度は 6,418 人となり、10.5%減少しました（厚生労働省「福祉行政報告例」各年度 3 月末時点）。
- ・本市のこどもの貧困率は、平成 28（2016）年の 15.9%から令和 5（2023）年は 13.1%となり、2.8 ポイント改善しました（堺市子どもの生活に関する実態調査）。
- ・不登校児童生徒数は、令和 2（2020）年度の小学校 537 人、中学生 768 人から令和 5（2023）年度の小学校 954 人、中学生 1,197 人と増加しました（堺の教育 教育要覧）。

こどもの貧困率等は改善しているものの、子育て世帯や貧困状態にあるこどもの支援は引き続き重要な課題です。また、不登校児童生徒数の増加は、こどもが学校以外の場所で安心して過ごせる居場所やフリースクール等、多様な学びの選択肢を確保する必要性を示唆しています。また、家庭環境を含めた課題解決に向け、教育と福祉をつなぐスクールソーシャルワーカー（SSW）の役割も重要です。こどもが健全に成長できるより良い環境を築くため、支援体制や多様な学びの場を強化する取組が求められています。

④生活保護・生活困窮者支援に関する状況

- ・生活保護の被保護世帯数は、令和 2（2020）年から令和 7（2025）年にかけてほぼ横ばいである一方で、被保護人員数は、令和 2（2020）年の 25,180 人から令和 7（2025）年に 24,063 人と 4.4%減少していることから、1 世帯あたりの人員数の減少が推測されます（図 2-6）。

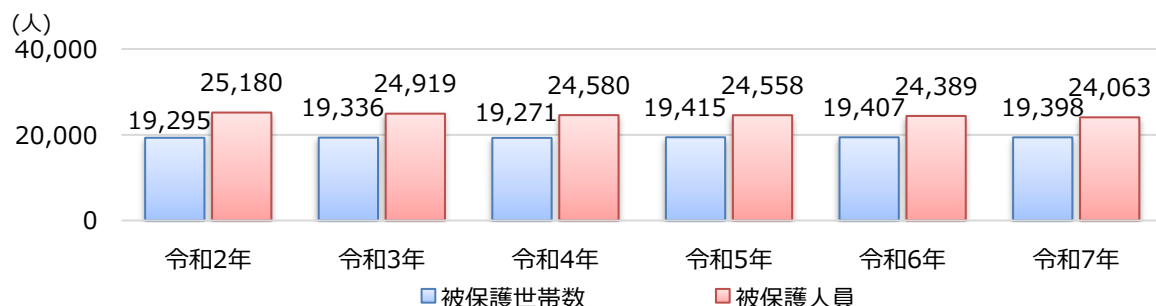


図 2-6 生活保護被保護世帯数・被保護人員

（厚生労働省「被保護者調査」各年 3 月時点）

- ・堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」（生活困窮者自立相談支援機関）での新規相談件数は、コロナ禍の令和 2（2020）年度は 12,821 件と急増しましたが、令和 6（2024）年度は 1,617 件となり、おおむねコロナ禍前の水準に戻っています（社協資料 各年度 3 月末時点）。

生活保護制度の運用においては、単身世帯の増加を視野に入れた支援が必要です。また、生活困窮の背景には、経済的な問題だけでなく、健康やひきこもり、家族関係といった複合的な要因があるため、個別の課題に寄り添う支援を継続することが重要です。さらに、コロナ禍後も継続したフォローが必要な方に向けて、生活困窮者自立支援制度と生活保護の円滑な連携が求められます。

⑤孤独・孤立に関する状況

- ・内閣府の「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」では、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」、「たまにある」の回答の合計は、初回調査の令和 3（2021）年の 36.4%から令和 6（2024）年に 39.3%となり、2.9 ポイント増加しました。
- ・令和 5（2023）年に内閣府が公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、全国の 15～64 歳のうち約 146 万人がひきこもり状態であると推計されました。
- ・本市では、令和 3（2021）年度に実施した「生活状況に関する調査」において、こども・若者（満 15～39 歳）のうち約 3,800 人、成人（満 40～64 歳）のうち約 5,300 人がひきこもり状態であると推計されました。

コロナ禍が落ち着いた後も、孤立や孤独を感じる人が増加傾向にあります。多様な世代や背景を持つ人々が孤立することなく安心して暮らせるよう、地域で支え合う仕組みを構築することが重要です。また、ひきこもり対策をはじめとした様々な施策と連動して取り組む必要があります。

⑥再犯防止に関する状況

- ・本市で活動する保護司数は、令和 3（2021）年の 277 人から令和 7（2025）年に 265 人となり、4.3%減少しました。
- ・法務省の統計資料によると、全国の刑法犯検挙者数は令和 2（2020）年が 182,582 人、令和 6（2024）年が 191,826 人と微増傾向にありますが、再犯率は 49.1%から 46.2%となり、2.9 ポイント低下しました（法務省統計資料 各年 12 月末時点）。
- ・大阪府においても刑法犯検挙者数は令和 2（2020）年が 14,965 人、令和 6（2024）年が 15,991 人と微増傾向の一方で、再犯率は 51.4%から 48.0%に減少しており、全国と同様の傾向を示しています（法務省統計資料 各年 12 月末時点）。

再犯率の低下は、社会全体で再犯防止に向けた取組が進んでいることを示唆しています。一方、更生支援で重要な役割を担う保護司が減少しており、担い手の確保が喫緊の課題です。

⑦成年後見制度に関する状況

- ・本市における成年後見制度の利用者数は、令和 2（2020）年の 1,781 人から令和 6（2024）年に 2,209 人となり、24.0%増加しました。（大阪家庭裁判所「成年後見関係事件の概況」各年 12 月末時点）
- ・市民後見人バンク登録者数は、令和 2（2020）年度の 59 人から令和 6（2024）年度に 82 人に増加しましたが、令和 4（2022）年度以降は横ばいの状況です。（図 2-7）

今後も成年後見制度の利用者が増えることが見込まれる中で、本人が抱える課題や状況に応じて適切に後見人等の選任・交代を家庭裁判所と連携して推進する必要があります。適切な支援を安定的に提供するためには、専門職や市民後見人、法人後見等多様な担い手が、それぞれの強みを生かすことができる体制構築が重要です。成年後見制度を必要とするすべての人に適切な支援が行き届くよう、権利擁護支援を推進することが求められます。



図 2-7 市民後見人バンク登録者数 各年度末時点
(長寿支援課資料 各年度 3 月末時点)

(3) 地域福祉の担い手や組織の状況

①校区福祉委員会

- ・小学校区を単位として、校区自治連合会、民生委員児童委員会、老人クラブ等の各種団体から構成されており、高齢者や障害者、こども等を対象に、住民主体の地域ボランティア活動を実施しています。

②民生委員・児童委員

- ・民生委員法等により設置された、地域住民を支援するボランティアで、令和 7（2025）年 12 月時点 1,084 人が、高齢者や障害者、子育て家庭の見守り、相談支援・関係機関へのつなぎ等の役割を担っています。

③校区自治連合会

- ・おおむね小学校区ごとに多くの自治会・町内会が所属して校区自治連合会が設置されています。住民の交流や助け合い、防犯活動、防災訓練、避難行動要支援者の支援等に取り組んでいます。

④ボランティア活動

- ・社協のボランティア情報センターには、令和 8（2026）年●月時点、●●●●人の個人と●●●の団体）が活動登録をしており、高齢者の見守りや外国人住民への支援等、多様な活動が行われています。

⑤社会福祉法人

- ・社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立されている法人です。公益性の高い非営利法人であり、社会福祉事業の主たる担い手として高齢者や障害者、子ども等、様々な生活課題を抱える人々を支える事業を行っています。
- ・大阪府内の社会福祉法人は「大阪しあわせネットワーク」を形成し、社会貢献事業として生活困窮者への緊急支援等に取り組んでいます。
- ・本市では、社会福祉法人と社協が連携する「社会貢献連絡会」を立ち上げ、地域の課題解決に関する取組を推進しています。
- ・また、社会福祉法の改正により令和 4（2022）年度から「社会福祉連携推進法人」を設立することが可能となり、法人の施設種別を超えた取組を構想することができるようになりました。

⑥事業所・企業等

- ・事業所や企業においても、地域貢献、社会貢献として地域福祉活動への支援に取り組むところが増えています。それぞれが持つ資源を生かして活動の場や物品、人材を提供するなどの活動をしています。

⑦NPO法人

- ・本市を主たる事務所の所在地とする NPO法人は、令和 8（2026）年 ●月時点で ●●●法人です。保健、福祉、社会教育、災害救援、国際協力、こどもの健全育成等様々な活動を展開しています。

⑧こども食堂

- ・様々な家庭環境で暮らす地域のこどもたちを対象に食事と居場所を提供し、必要に応じて支援につないでいます。社協が事務局を担っている「さかいこども食堂ネットワーク」では、情報発信や従事者向け研修、食材寄附の仲介等を行っており、令和 7（2025）年 10 月時点で 117 のこども食堂が同ネットワークに加盟しています。

4 アンケート調査結果

新たな地域福祉計画の策定に向けて、市民、地域福祉に携わる団体、機関に対して「生活と地域の福祉に関するアンケート調査」を令和 6（2024）年度に実施しました。ここでは、アンケート調査結果からみえた特徴や課題を示します。なお、アンケート調査の結果概要は、p.85～114 に掲載しています。図 2-8～2-19 は代表的な集計結果を抜粋しており、図がない部分は参照ページを記載しています。

（1）調査概要

①調査対象

- ・市民調査 3,000 件：18 歳以上の市民から無作為に抽出（令和 6（2024）年 8 月末時点）
- ・団体・機関調査 800 件

②調査期間

- ・市民調査：令和 6（2024）年 11 月 13 日（発送）～12 月 17 日
- ・団体・機関調査：令和 6（2024）年 11 月 22 日（発送）～12 月 24 日

③回収状況

	有効発送数	郵送回答	WEB 回答	回答数合計	回収率
①市民調査	2,977 件	979 件 (72.4%)	374 件 (27.6%)	1,353 件	45.4%
②団体・機関調査	796 件	326 件 (68.5%)	150 件 (31.5%)	476 件	59.8%

（2）相談・支援関係

①福祉サービスに関する情報提供の現状

本市の福祉に関する環境について、不十分だと思うこととして、「孤立した人やひきこもりの人への支援」が最も多いです。続いて「福祉に関する情報の提供」、「身近な相談窓口」が上位に挙がっています（図 2-8）。本市では、介護、障害、こども・子育て、生活困窮といった各分野の相談窓口を設けていますが、窓口や支援に関する情報が支援を必要とする市民に十分に伝わっていないことが示唆されます。

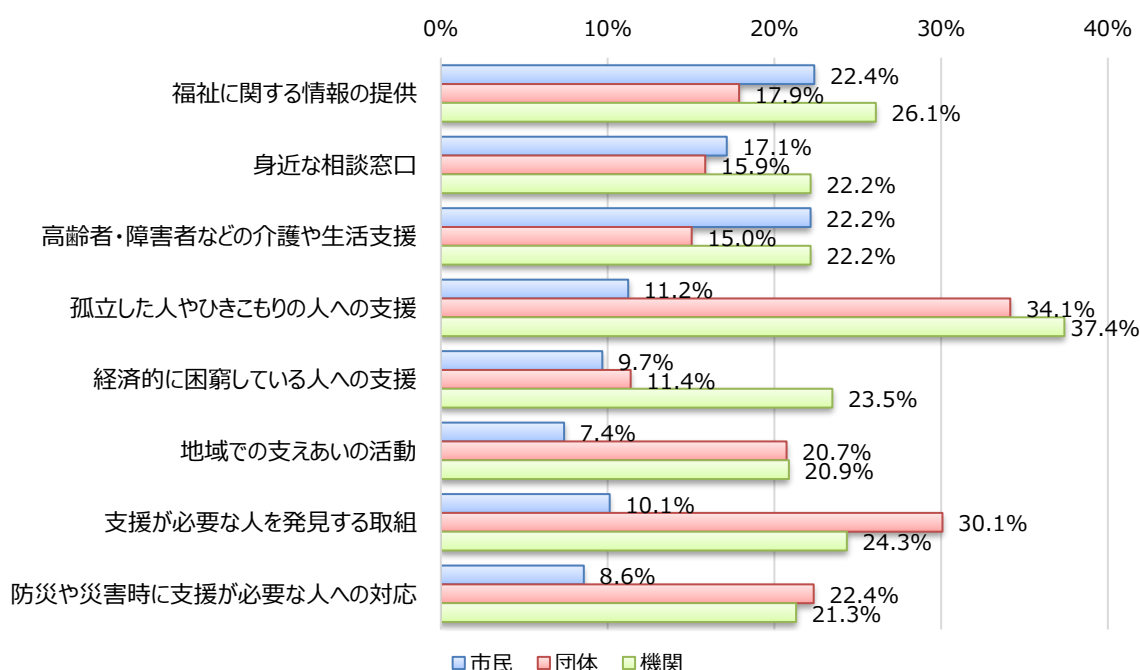


図 2-8 本市の福祉に関する環境について、不十分だと思うこと（市民、団体・機関調査の上位回答）

- ・本市の福祉に関する情報の入手手段は「広報さかい」が第 1 位ですが、60 歳以下では「インターネットやウェブサイト」、70 歳以上では「回覧板・地域の広報誌」が上位です（表 2-2）。

	18-29 歳	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 歳以上
1 位	「広報さかい」	「広報さかい」	「広報さかい」	「広報さかい」	「広報さかい」	「広報さかい」	「広報さかい」
2 位	インターネット	インターネット	インターネット	インターネット	インターネット／ 回覧板・地域の 広報誌	回覧板・ 地域の広報誌	回覧板・ 地域の広報誌
3 位	テレビ・ラジオ／ 友人や近所の 方からの口コミ	堺市の ウェブサイト	堺市の ウェブサイト	堺市の ウェブサイト	堺市の ウェブサイト	テレビ・ラジオ	友人や近所の 方からの口コミ

表 2-2 堺市の福祉に関する情報の入手手段（市民調査の上位回答）

②地域での気づきや見守りの現状

- ・地域で気がかりな人として、単身高齢者や老老介護、障害者、経済的に困っている、ひきこもり等が挙げられています。多くの場合は気にかけて見守っており、相談に乗ることもありますが、「支援したいが、どうすればよいかわからない」という回答も見受けられます（図 2-9）。

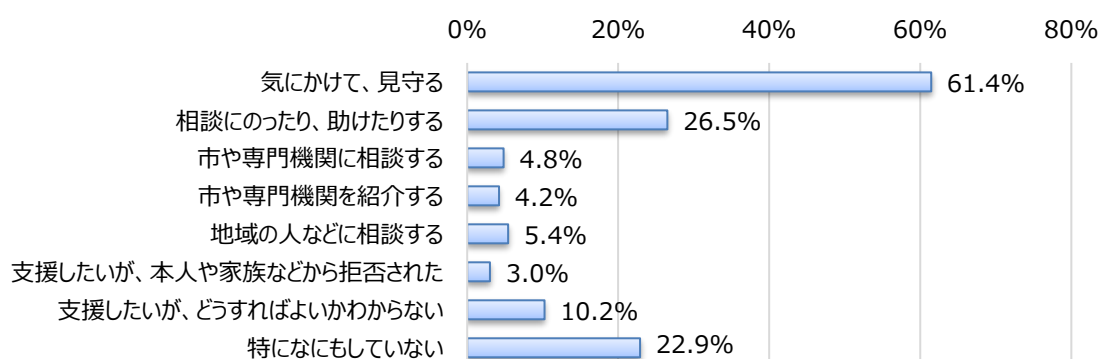


図 2-9 気がかりな人がある場合、その人に対してしたこと（市民調査）

- ・団体や機関は、本市の福祉に関する環境で不十分だと思うこととして、「孤立した人やひきこもりの人への支援」や「支援が必要な人を発見する取組」を上位に挙げています（図 2-8）。「孤立した人等への支援や地域での支え合い」は、地域や民間の団体・事業者が積極的に取り組むべきこととして上位に挙がっています（p.108）。

③包括的な支援体制の現状

- ・団体や機関は、包括的な相談支援の仕組みを充実するために特に優先すべきこととして、「関係者のネットワークの充実」や「地域での相談の場の充実」を上位に挙げています（p.109）。
- ・福祉に関する相談・支援を実施している団体や機関では、人材の確保が難しいだけでなく、相談や支援ニーズの複雑化・複合化により対応が難しいケースが増加しています。また、機関では、業務の増加等により職員の負担が大きいという課題もあります（図 2-10）。

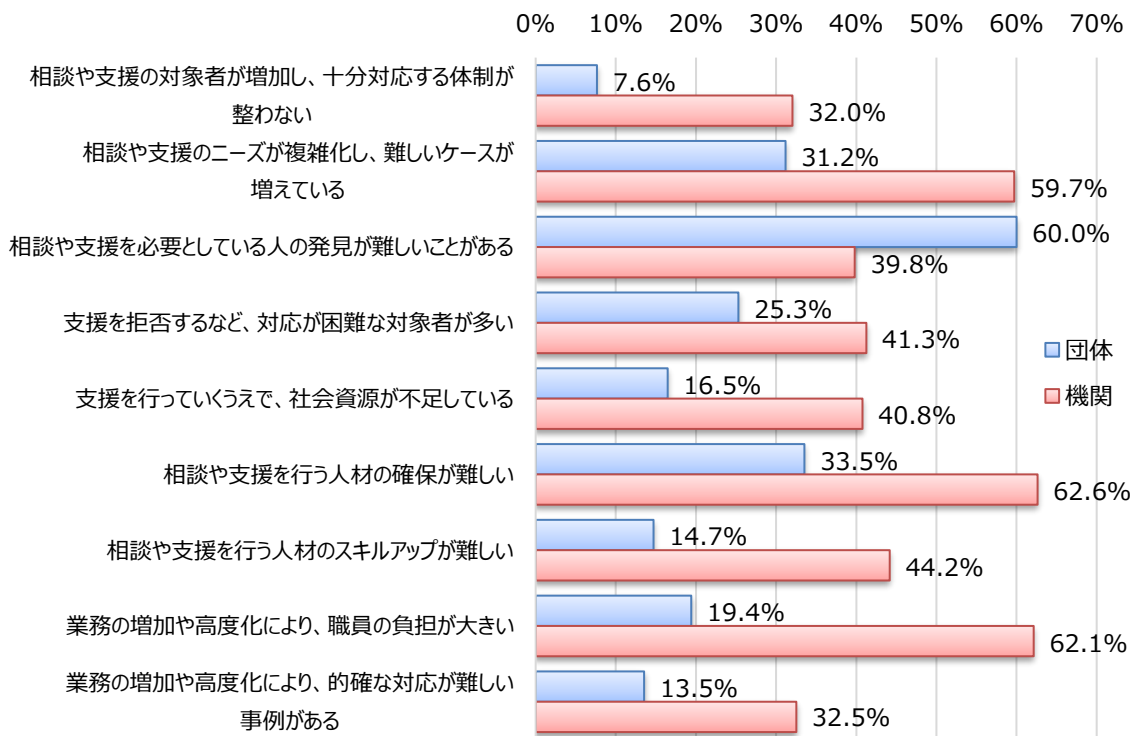


図 2-10 福祉に関する相談や支援を実施している団体や機関における困りごと（団体・機関調査）

（3）地域の支え合い、地域の活動への参加意識

・市民調査では、日常生活の困りごとや不安を解決するひとつの方法として、地域の中で支えたい・支えてほしいという意識があるにもかかわらず、実際には難しいという回答が多数です（図 2-11、2-12）。一方で、クロス集計の結果からは支えていることがある人の多くは、「支えてもらっていることがある」、「今後は支えてほしい」と回答しています。つまり、「支えてもらうこと」への抵抗感や、「自分が支える」ことで軽減でき、地域の「支え合い」につながる可能性を示唆しています（p.92）。そのためには、まず何らかの形で市民が地域の活動に参加することが重要です。

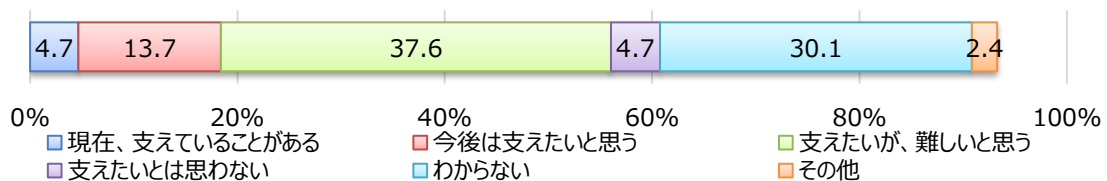


図 2-11 地域の人を支えることへの意識（市民調査）

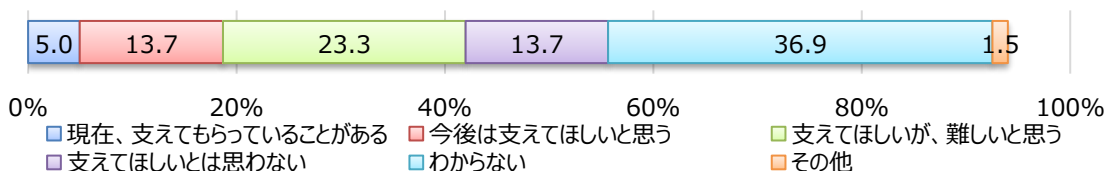


図 2-12 地域の人から支えてもらうことへの意識（市民調査）

- ・地域活動の課題として、活動メンバーの高齢化や参加者の少なさを挙げています（図 2-13）。
- ・地域の活動について、「参加するきっかけがない」、「参加する時間がない」という意見が多くなっています。また、地域の活動に参加する人を増やすには、「大きな負担がなく、気軽に、楽しく参加できる活動を増やすことが必要」という意見が多くなっています（図 2-14）。
- ・お住まいの地域で参加経験があるもの及び今後参加したいものとして、「地域のおまつりやイベント」が最多であり、若年層の関心も高くなっています。また、今後参加したいものとしては、文化活動や趣味のサークル等の活動、スポーツや健康促進の活動も上位です（p.92～93）。

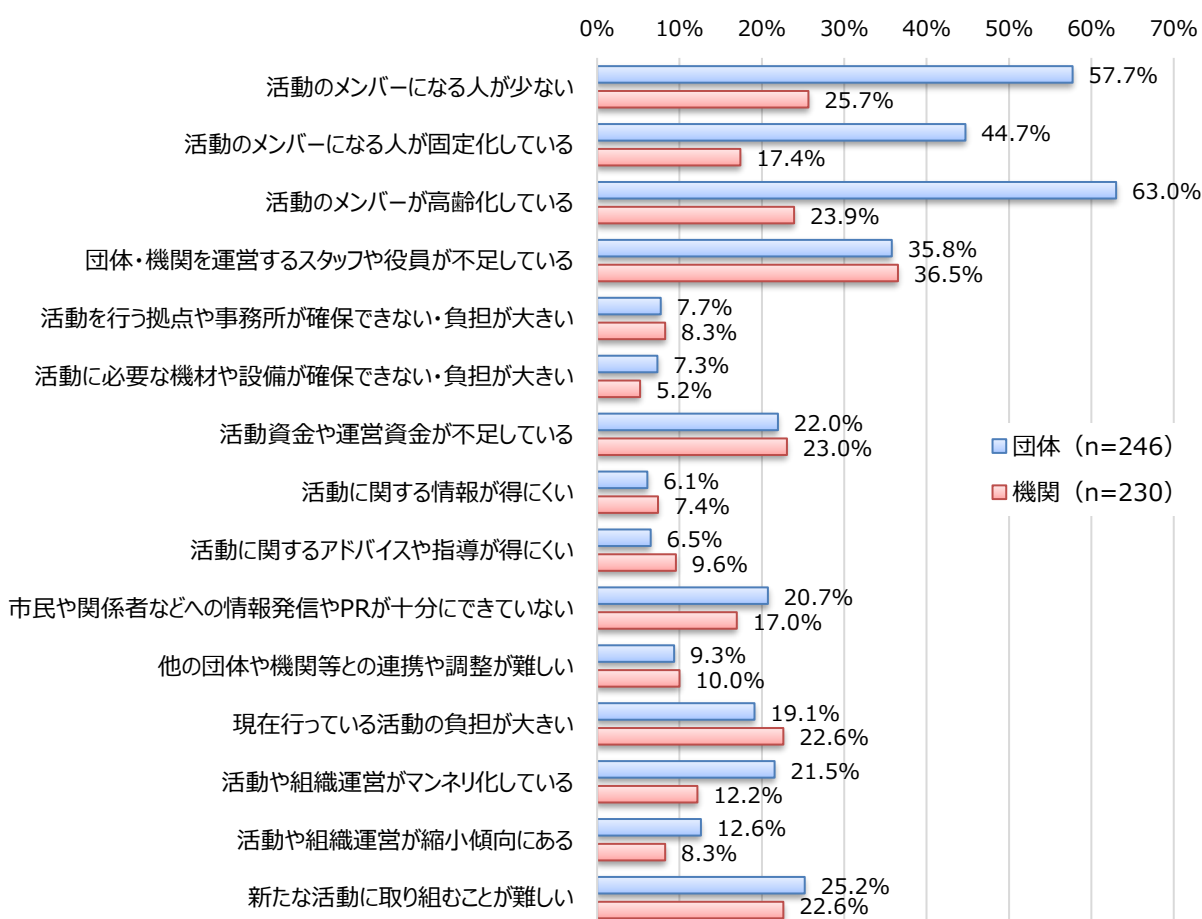


図 2-13 活動や組織運営で困っていること（団体・機関調査）

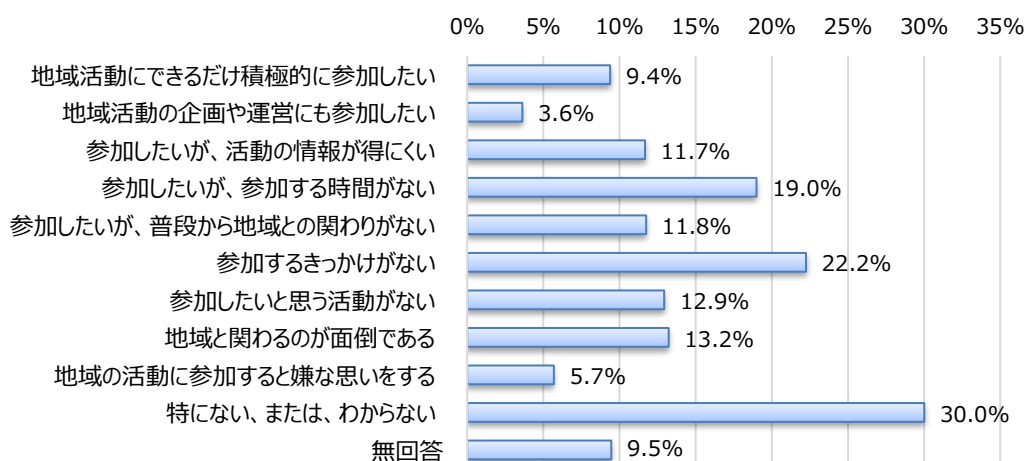


図 2-14 地域活動について課題だと思うこと（市民調査）

(4) 成年後見制度の現状

- ・市民調査では、成年後見制度に関する内容や事業について、約半数が「知っている」と回答しています（p.97）。
- ・団体・機関調査では、成年後見制度に関する相談内容としては、「日常の金銭管理」、「財産の管理や家（土地）等の処分」、「契約」に関する相談が多くなっています（図 2-15）。
- ・成年後見制度の利用を促進する上で取り組むべきことについては、「手続きの負担を少なくするなど、制度を利用しやすくする」、「市民や関係者に制度を周知するよう、情報提供や広報を充実する」が上位となっています（p.105）。

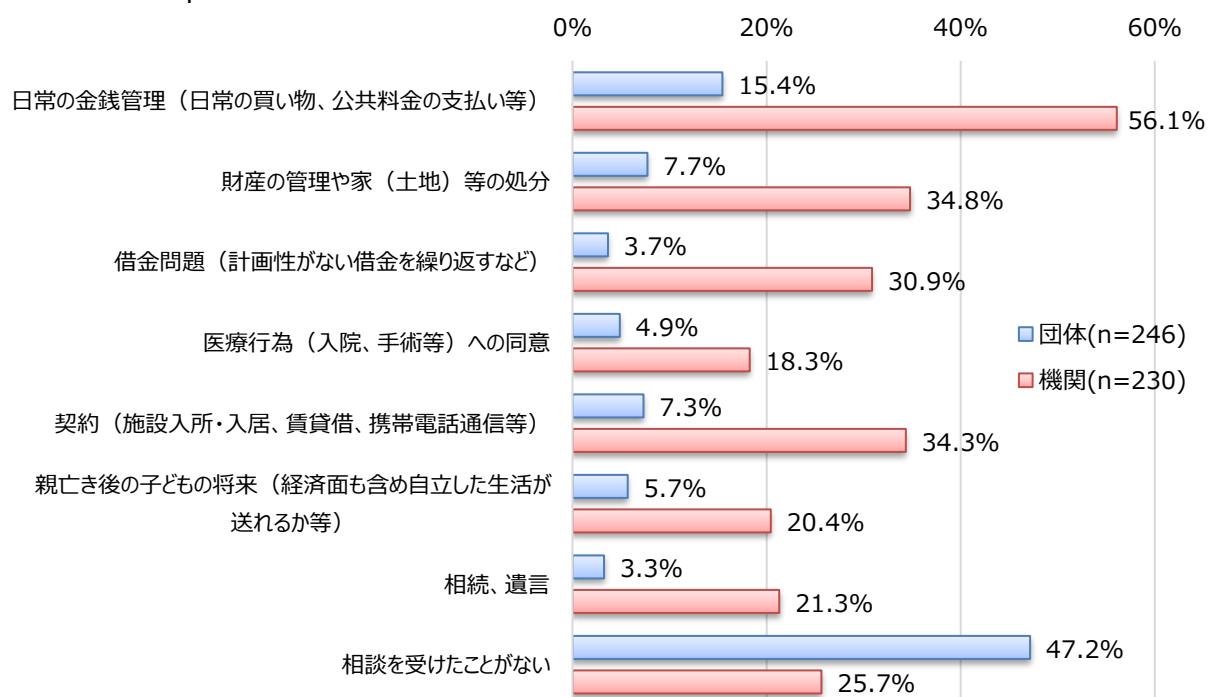


図 2-15 成年後見制度に関する相談等の内容（団体・機関調査）

(5) 再犯防止の取組に関する現状

- ・市民調査では、再犯防止の認知度がやや向上しました。取組の必要性も理解されていますが、「自分が協力することは難しい」との意見が最多です（図 2-16）。
- ・団体・機関調査では、「すでに保護司等民間更生保護ボランティアとの連携に取り組んでいる」との回答があります。また、今後取り組みたいこととして、「再犯防止の取組についての学習や専門機関との連携」が挙がっています（p.105～106）。

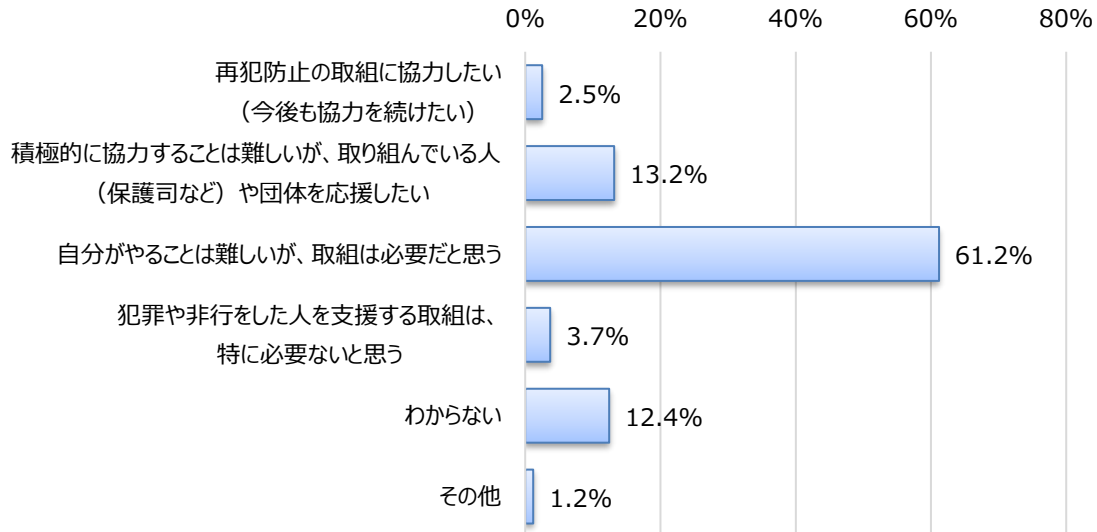


図 2-16 再犯防止の取組への意識（市民調査）

(6) 生活困窮者自立支援制度に関する現状

- ・市民調査では、「支援が必要になったときには生活困窮者自立支援制度を利用したい」との意見が最多ですが、「わからない」という回答も多くあり、認知度が低いことが推察されます（図 2-17）。
- ・必要と思われる支援内容としては、「就労支援・その他自立に関する相談支援事業」、「こどもの学習支援」という回答が比較的多くあります。また、「宿泊場所や衣食の提供」、「住居を失った方等への家賃相当分の支給」等、居住支援へのニーズもあることが推察されます（図 2-18）。
- ・団体・機関調査では、「経済的に困窮し、支援が受けられない人に対応しているが困難を感じている」という意見が一定数見受けられます。また、本市の福祉に関する環境において不十分だと思うこととして、「経済的に困窮している人への支援」が多く挙がっています（図 2-8）。

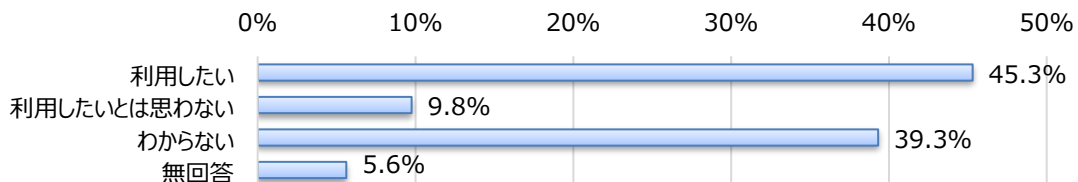


図 2-17 支援が必要になったときには、生活困窮者自立支援制度を利用したいと思うか（市民調査）

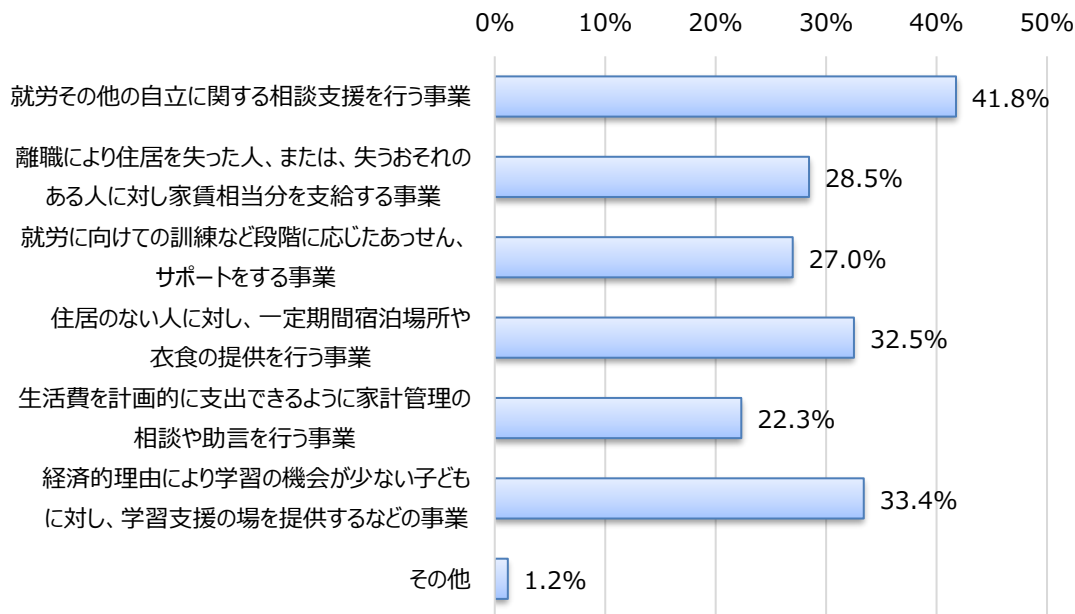


図 2-18 何らかの理由で困窮し、現在の生活を維持することが困難になったとき、必要と思われる支援内容（市民調査）

（7）災害に関する情報発信・啓発、住民・団体機関・行政の連携の必要性

- ・すべての年齢層で、地震や台風等の自然災害に対して将来的な不安を覚えています。また、具体的な不安としては、「どのような災害が起きるかわからない」、「無事に避難できるか、避難所で体調を崩さないか」という回答があります（図 2-19）。
- ・団体・機関調査では、新たに取り組みたい活動として、「災害時に支援が必要な人を支える活動」が多く挙がっています（p.101）。

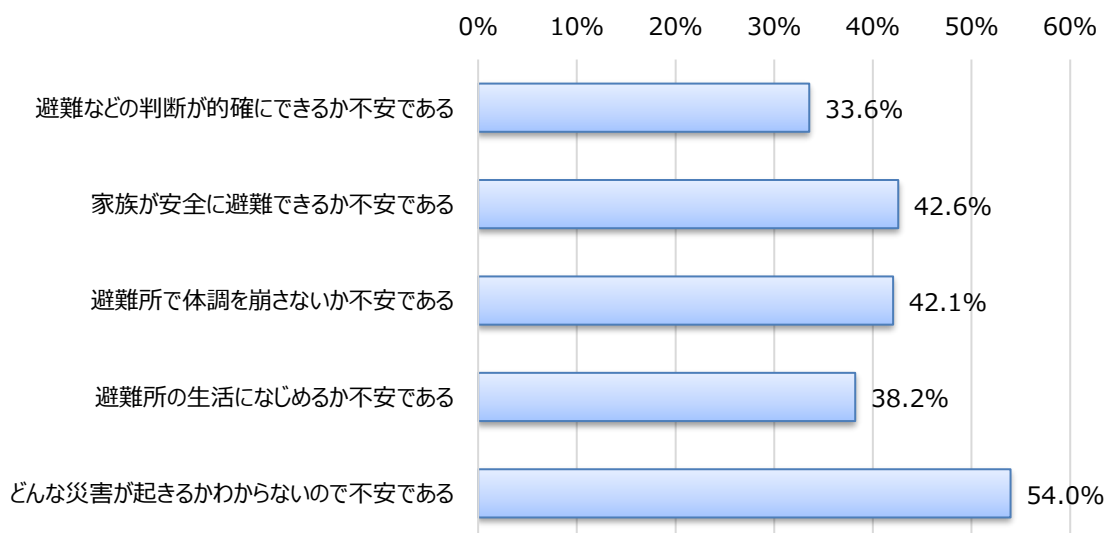


図 2-19 地震や台風等の災害時の避難に関して、あてはまるもの（市民調査の上位回答）

5 対応すべき課題

法律・制度等の動向や計画に基づく取組、統計データ、アンケート調査結果、懇話会等における議論を踏まえ、今回の地域福祉計画において対応すべき主な課題を整理しました。

(1) すべての分野に共通する課題

地域福祉に関する的確な情報提供

- ・アンケート調査の結果、地域福祉に関するすべての分野で、情報提供に課題があることが明らかになりました。したがって、分野を横断した情報提供の充実に向けた取組を行う必要があります。
- ・また、年齢層や抱える課題によって、福祉に関する情報の入手手段が異なることが明らかになりました。情報伝達手段がインターネットや SNS 等多様化する中で、特に若い世代ではインターネットから情報を得る割合が高くなっています。一方で、インターネットや SNS だけでは必要な情報にアクセスできないというデジタル・ディバイドの問題が生じています。こうした状況を踏まえ、住民が適切に福祉サービスへアクセスできるよう、複数の手段を組み合わせた情報提供が必要です。
- ・支援が必要な住民が相談支援につながるためには、「どのような情報」を「どのタイミングで」発信するかを十分に検討する必要があります。例えば、本人の状況に応じて、制度の概要を伝えるべきか、相談窓口を案内すべきか、あるいは利用を検討するための書類や費用の情報を提供すべきかを考慮することが重要です。また、困りごとが顕在化する前から身近な地域で情報に触れられる環境を整え、学校や職場、医療機関等生活の拠点となる場面で、関係機関が連携して情報提供を行うことで、早期の相談につながる体制を構築することも重要です。

(2) 相談・支援関係

①地域での気づきや見守りを生かし、アウトリーチによる支援につなぐ取組

- ・社会情勢の変化に伴い、地域福祉のニーズはますます複雑化・複合化しています。ひきこもりやヤングケアラー、こどもの貧困など一つの課題が複数の要因と絡み合い、世代を超えて連鎖するケースも少なくありません。行政の制度やサービスだけですべての住民の困りごとを網羅的に解決することは困難なため、地域社会全体で支え合う仕組みの構築が不可欠です。
- ・アンケート調査の結果、気がかりな人がいても「支援したいが、どうすればよいかわからない」という意見が多く挙げられました。また、団体・機関からも「孤立した人やひきこもりの人への支援」や「支援が必要な人を発見する取組」が不十分であるとの意見がありました。こうした現状を踏まえ、住民の“気づき”を支援につなげる仕組みを強化することが求められます。具体的には、住民の“気づき”を促すために、適切な周知・啓発活動を行うことが必要です。さらに、誰でも気軽に立ち寄れる多様な居場所を増やすことで、孤立や孤独を防ぎ、相談につながる機会を創出することも重要です。
- ・住民が抱える「どうすればよいかわからない」という課題を解消するためには、住民と専門職が互いの役割を理解し、連携・協働しながら、支援にアクセスしづらい人への積極的なアウトリーチを通じて、相談や支援につなげる仕組みを強化することが必要です。

②多様な主体の連携・協働による包括的な支援体制の充実

- ・前計画に基づき、令和 6（2024）年度から重層的支援体制整備事業を開始し、支援機関が相互

に連携しながら、複雑な課題を抱える住民に寄り添い、伴走支援を行う仕組みを構築しました。しかし、団体・機関調査では、依然として支援業務の増加や複雑化・高度化、それに伴う人材確保や職員の負担増が課題として挙げられています。これは限られた人的資源の中で、多様化する福祉ニーズに包括的に対応することの難しさを示しています。

- ・こうした現状を踏まえ、行政や支援機関、民間団体との連携を強化することはもちろん、地域団体やNPO等多様な主体との協働が不可欠です。これにより、支援の担い手を拡大し、包括的な支援体制を一層強化することが求められます。
- ・特に、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラー、こどもの貧困、ダブルケア、8050 問題等、複数の課題を抱える方への支援では、分野横断的な連携が重要です。各機関が個別の制度やサービスを提供するだけでなく、情報を共有し、連携・協働することで、切れ目のない包括的な支援体制を構築する必要があります。

(3) 参加しやすい活動への参加をきっかけとする地域での支え合いの形成

- ・統計データから 1 世帯あたりの人数が減少し、核家族や単身世帯が増加していることが明らかになりました。世帯の小規模化は、家族内での支え合いの機能を弱め、地域コミュニティの希薄化にもつながる可能性があります。アンケート調査でも、地域活動の課題として「活動メンバーの高齢化」や「参加者の少なさ」が挙げられています。
- ・また、アンケート調査の結果から、地域の中で「支えたい」「支えてほしい」という意識を持ちながらも、実際に地域活動へ参加することは困難であると感じています。この心理的ハードルを下げるためには、気軽さや楽しさを感じられる活動を増やし、参加しやすい環境を整えることが重要です。さらに、多くの市民が「参加するきっかけがない」「参加する時間がない」と回答しており、参加意欲はあっても、きっかけや時間の制約が課題であることが明らかとなりました。
- ・こうした背景を踏まえ、地域の活動に参加するきっかけとして、祭りやイベント、文化活動、スポーツといった気軽に楽しめるものをきっかけとして、若年層を含む幅広い世代にアプローチすることが有効だと考えられます。
- ・このような取組を促進することで、地域活動への参加者が増え、地域における支え合いの関係構築につながることを期待できます。

(4) 成年後見制度の認知度向上・利用負担軽減、関係機関・団体の連携強化

- ・アンケート調査の結果、約半数が成年後見制度に関する内容や事業について「知っている」と回答しており、徐々に制度の周知は進んでいます。引き続き、情報発信や広報の充実を通じた認知度向上の取組が必要です。また、成年後見制度に関する相談内容としては、日常の金銭管理や財産処分、契約に関する相談が多くなっています。成年後見制度を必要とする方が適切に利用できるよう、申し立て等の手続きに係る負担軽減の検討や、関係機関・団体の連携強化による支援体制の充実が重要です。
- ・法制審議会では、成年後見制度の見直しに向けた民法改正の議論が進んでいます。特に、自己決定権を尊重し、本人が望む生き方を実現できるよう、制度の利用終了も含めて柔軟な制度利用を可能とする方向性が示されています。こうした動向を踏まえると、成年後見制度の利用促進だけでなく、本人の意思を確認して反映することや、利用終了後の支援がより重要です。本市では「地域連携ネットワー

ク協議会」において権利擁護関係団体の連携を進めてきましたが、今後は地域の団体や機関が本人の意思を尊重して支援する視点を共有し、連携を強化することが必要です。

(5) 再犯防止の取組についての理解促進、関係機関・団体の連携強化

- ・犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する「再犯防止」は重要な課題であり、前計画に基づき、更生保護関係機関・団体との連携や啓発活動を進めてきました。アンケート調査の結果では、再犯防止に関する認知度は高まったものの、具体的な関わり方が分からないという課題が依然として見受けられます。また、更生支援の重要な担い手である保護司の数は減少傾向にあり、担い手確保が喫緊の課題です。
- ・再犯防止の取組に関する情報発信を一層充実し、理解を促進することで再犯防止への機運を高め、担い手確保につなげることが必要です。さらに、「堺市における再犯防止及び更生支援の推進に関する連携協定」に基づき、関係機関や団体との連携を一層強化することで再犯を防止し、立ち直りを支援する体制を充実することが求められます。

(6) 生活困窮者自立支援制度の一層の活用・連携強化

- ・近年、経済的格差の拡大が社会問題となる中、生活困窮者自立支援法の改正により、居住支援の強化やこどもの貧困対策、支援関係機関との連携強化等が進められています。生活困窮の背景には、経済的要因だけでなく、健康問題やひきこもり、家族関係等複合的な要因がある場合があり、個々の状況に寄り添い、安定した生活につなげる伴走型支援が重要です。
- ・アンケート調査の結果から居住支援に対するニーズが明らかとなり、令和 7（2025）年に発足した「堺市居住支援協議会」等と連携し、円滑な住宅確保に関する支援の充実が望まれます。
- ・また、市民調査の結果、「支援が必要になった際に制度を利用したい」という意見が多い一方で、「わからない」という回答も多く、認知度の低さが課題です。このため、積極的な情報発信により、必要なときに適切な支援を受けられるようにすることが重要です。これは生活保護制度においても同様です。
- ・多くの機関は「経済的に困窮している人への支援」が不十分だと考えており、「経済的に困窮し、支援が受けられない人に対応しているが困難を感じている」という意見が一定数見受けられます。このため、多機関連携を強化し、経済的な自立支援に加え、こどもの学習支援や家計管理に関する相談・助言等、生活課題の解決に向けた多様な事業を活用することが必要です。

(7) 災害に関する情報発信・啓発、平時からの連携

- ・近年、自然災害が頻発する中、令和 6（2023）年に発生した能登半島地震では、高齢化が進む地域での避難生活の長期化や福祉避難所の運営が大きな課題となりました。また、令和 7（2025）年の災害対策基本法等の改正では、「福祉サービスの提供」が明記され、高齢者や在宅避難者等、多様な支援ニーズに対応するための法制度が整備されています。こうした動向を踏まえ、今後は平時から災害時を想定した福祉的支援体制を一層強化する必要があります。アンケート調査でも、「災害時に無事に避難できるか」「避難所で体調を崩さないか」といった不安の声が多数挙げられています。
- ・まずは、将来想定される災害や防災に関する情報を積極的に発信することが不可欠です。また、避難行動要支援者の個別避難計画の作成をはじめ、ニーズに応じた支援体制の構築や避難所の整備を引き続き進める必要があります。

- ・また、平時から発見が難しいとされる要配慮者を災害時にどのように支援するかも課題です。そのため、防災・減災に向けた情報発信や啓発、事前計画においては、平時と災害時を切り離して考えるのではなく、平時から住民、団体、機関、行政が密接に連携することが望まれます。

第 3 章 計画の推進方針と目標

第3章 計画の推進方針と目標

本市の地域福祉をとりまく様々な状況や課題に対応するため、住民や地域団体、市、社協、企業・事業所・NPO 等といった多様な主体が参加・協働して地域福祉を推進するための推進方針と目標を定めます。

1 取組の理念

“ともに暮らすまち”、“支えあい続けるしくみ”を わたしたちの“参加と協働”でつくる

上記の取組の理念のもと、年齢や立場、背景にかかわらず、すべての人に居場所と役割があり、互いの違いを認め合いながら、すべての人が尊重され、安心して暮らせる共生社会の実現をめざします。

また、地域の力を結集し、多様な主体が協働し、すべての人が孤立することがない支え合い続けることができる環境を築きます。

このような地域社会を実現するために、“わたしたち”、つまり住民、地域団体、市、社協、事業者・企業・NPO 等、地域に関わる多様な主体が積極的に参加・協働し、それぞれの役割と強みを生かして、ともに地域福祉を推進します。

2 取組の視点

「取組の理念」を実現するために、次の4つの視点を踏まえ、すべての活動や事業を推進します。

(1) 人権を尊重し、共生を進める

- ・わたしたちは、「お互いの人権を尊重し、すべての人が安心して暮らせる共生社会の実現」という視点に基づき、取組を推進します。
- ・年齢や性別、国籍、障害の有無、出身地、経済状況等にかかわらず、すべての人が地域社会の一員として互いを尊重し合うことが重要です。また、差別や孤独・孤立、デジタル・ディバイド等、様々な課題に対応することも求められています。すべての人が自分らしく生活できる地域社会を築くことが必要です。
- ・虐待や差別をなくすためには、すべての主体が人権を尊重する姿勢を持つことが不可欠です。法律や制度による支援に加え、地域全体で互いを思いやる意識を育むことが、様々な課題解決につながります。

(2) すべての人が尊厳をもち、社会の一員として生活できるよう、包括的に支援する

- ・わたしたちは、「困りごとを抱える人々に寄り添い、切れ目のない支援を提供し、すべての人が安心して暮らせる社会の実現」という視点に基づき、取組を推進します。
- ・都市化やグローバル化の進展により、生活様式や価値観は多様化しています。一方で、生活のしづらさ

や困難を抱える人は増えています。複数の困りごとが複合的に絡み合う事例も顕在化しています。こうした事例は、1つの制度や分野だけでは対応できません。

- ・すべての人が自分らしい生活を送るためには、多様なニーズに柔軟に応える包括的な支援が必要です。そのため、個別の課題解決にとどまらず、生活全体を見据え、多角的な視点で支援を組み立てます。また、支援を必要とする人が孤立せず、必要な支援を必要なタイミングで受けられるよう、公民が連携し、分野を横断した包括的な支援体制を構築します。

(3) 多様な人や組織が参加、協働する

- ・わたしたちは、「すべての人や組織が気軽に地域福祉に参加し、協働できる環境の整備」という視点に基づき、取組を推進します。
- ・複雑化・複合化する課題を解決するためには、より多くの住民や組織・団体の参加と協力が不可欠です。しかし、人口減少・高齢化や働き方の多様化等により、地域活動の担い手や福祉分野等の人材確保は難しい状況です。地域福祉を持続可能にするためにも、すべての人が「わがごと」として捉え、積極的に関わる機会を広げる必要があります。
- ・特にこれまで地域福祉との関わる機会が少なかった人や異なる分野の多様な主体が持つ強みを生かした協働が重要です。個々の住民が持つスキルや経験、企業の専門性やノウハウ、NPO等のネットワーク機能等を発揮できる環境整備に努めます。

(4) 社会の変化や法律・制度の変化に柔軟に対応する

- ・わたしたちは、「社会の動向や制度の改正等を的確に捉え、時代に即した地域福祉の実践」という視点に基づき、取組を推進します。
- ・人口構造の変化や技術革新、生活様式の変化等、社会の動きは加速化しています。住民の生活の困りごととも変化しており、国においても法律・制度の制定・改正等の議論も活発に行われています。
- ・このような変化に対応するため、既存の考え方や仕組みにとらわれず、先進的な事例や新たな手法を積極的に学び、地域の実情に応じて柔軟に取り入れ、変化に対応する力を高めます。時代に即した地域福祉を実践することで、多様なニーズにきめ細かく応えられるように努めます。

3 取組の基本目標

基本目標 1 誰一人取り残さない支援体制が構築できている

- ・すべての人が安心して暮らせる地域社会を築くために、「誰一人取り残さない支援体制」が構築できていることを基本目標とします。なお、本計画は、年齢、性別、国籍、障害の有無、出身地、経済状況、住まいの状況等、様々な背景や困難を抱える人、社会的な立場にある人も含めたすべての人を対象としています。
- ・複雑化・複合化する生活課題に対応するため、困りごとを抱えるすべての人を対象に、切れ目のない包括的な支援体制を整備します。そのため、個々の状況に応じた情報提供や幅広い課題に対応できる専門的な相談支援を充実します。また、生活困窮者へのセーフティネットを強化し、就労や住まいの支援を推進することで、自立した生活を支えます。
- ・再犯防止・更生支援も重要な取組です。犯罪や非行をした人が地域社会と再びつながり、立ち直れるよう、司法関係機関と福祉専門職が連携したシームレスな支援体制を強化することが必要です。特に就労や住まいの確保は再犯防止に不可欠であり、民間団体による更生保護活動の支援も進めます。さらに、市全体で犯罪や非行を起こしにくい地域社会をめざし、更生支援の必要性に関する理解促進や啓発活動にも取り組みます。
- ・こうした取組を通じて、「誰一人取り残さない支援体制」の構築に努めます。

基本目標 2 多様な人や組織の参加と協働により“ともに暮らすまち”が実現できている

- ・すべての人が孤立することなく、地域社会の一員としてつながりを感じられるよう、多様な人や組織が参加し、協働する「ともに暮らすまち」が実現できていることを基本目標とします。
- ・参加しやすい地域活動や居場所づくりを推進し、これらの情報を積極的に発信します。また、様々な主体による地域支援を充実させ、社会とのつながりを構築する参加支援を推進します。
- ・多様な主体が地域福祉の担い手として参加・協働できる環境が必要です。様々な機関や団体、事業者等がつながるプラットフォームを構築し、それぞれの強みや特性を生かした取組を推進することが求められています。さらに、有償活動やコミュニティビジネスといった視点も取り入れ、地域活動の持続性を高める支援を行います。
- ・こうした取組を通じて、「ともに暮らすまち」の実現に努めます。

基本目標 3 すべての人の権利が守られ、尊厳のある本人らしい生活が継続できている

- すべての人の権利が守られ、互いに尊重し合い、尊厳のある本人らしい生活を送ることができていることを基本目標とします。
- そのためには、何より権利擁護支援を充実させる必要があります。具体的には、多機関が連携する地域連携ネットワークを強化し、市民の権利を守る中核機関である権利擁護サポートセンターの機能を充実させる必要があります。また、成年後見制度等に関連する法改正が見込まれている中、その変化に十分に対応するための支援体制の整備が必要です。
- 権利侵害や虐待からの回復を支えるため、総合的な権利擁護支援を推進します。そのためには、権利擁護に関する理解を広め、対応力を高めるための取組の強化に加え、様々な地域生活課題に対応した支援策の充実を図ります。さらに、権利擁護の担い手を確保・育成し、その活動を支援します。
- こうした取組を通じて、すべての人が尊厳のある本人らしい生活ができる地域社会の実現に努めます。

基本目標 4 災害時にも安心で、支え合う仕組みができている

- 災害が発生したときにも、すべての人が安心して生活できるよう、日頃から地域で支え合う仕組みが構築できていることを基本目標とします。
- 被災者支援を充実させるため、平常時から災害への備えを進め、地域コミュニティが災害時にも機能するよう、関係機関との連携強化を推進します。また、災害ボランティアセンター等が円滑に運営できるよう、平常時からの協力団体とのネットワーク強化も必要です。
- 避難行動要支援者への支援を一層推進します。避難行動要支援者の情報を把握し、安否確認や避難支援を円滑に行う体制整備に努めます。
- さらに、支援が必要な人々に配慮した避難所運営を進めるため、関係機関との連携体制を構築し、円滑な運営に向けた準備に取り組みます。
- こうした取組を通じて、災害に強い地域社会の実現に努めます。

4 わたしたちの役割と協働

市や社協だけでなく、住民・地域団体や企業・事業者・NPO 等がそれぞれの強みを発揮し、役割を分担しながら、互いに連携・協働し、地域福祉の取組を推進します。

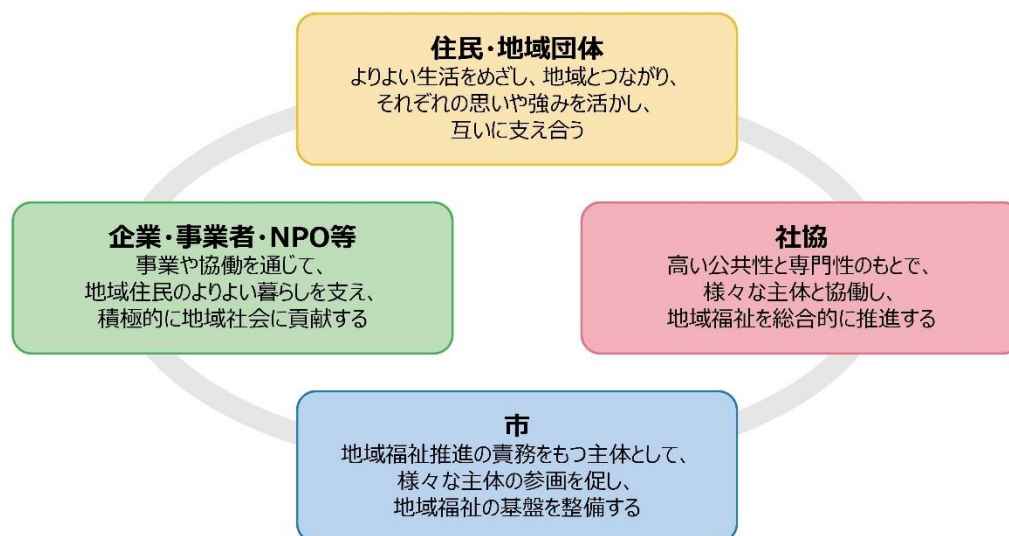


図 3-1 わたしたちの役割と協働のイメージ

住民・地域団体

- ・住民は、地域福祉を「わがごと」として捉え、よりよい生活をめざして地域とのつながりを築きます
- ・地域団体は、住民それぞれの思いや強みを生かし、互いに支え合う活動を主体的に展開します。

企業・事業者・NPO等

- ・事業や協働を通じて住民の暮らしを支え、地域社会を支える主体として、人材・拠点・資金等の資源を活用し、積極的に地域社会に貢献します。
- ・さらに、住民・地域団体や市、社協と連携し、地域福祉の推進に取り組みます。

市

- ・本市の地域福祉を推進する第一義的な責任を担い、その基盤を整備します。
- ・地域福祉を専門的に担う社協と協働し、住民・地域団体や企業・事業者・NPO等の多様な主体の参画を促します。
- ・住民のニーズを把握し、課題解決に向けたサービスや活動、相談支援が的確に実施されるよう必要な支援体制の整備を促進します。

社協

- ・高い公共性と専門性をあわせもつ中核機関として、住民・地域団体や企業・事業者・NPO等と協働し、地域福祉を総合的に推進します。
- ・人や組織をつなぐプラットフォームを形成し、ソーシャルワークの専門性を生かして、課題を抱える住民の相談支援を行います。

5 エリアごとの取組と連携

地域福祉の様々な課題に効果的に対応するために、各々のエリアがもつ機能や資源の強みを生かします。

それぞれ特有の課題に対応するため、必要に応じてより広域なエリアとも連携し、実現に向けて取り組みます。また、エリアを越えて包括的に連携し補いあうことで、本市全体の地域福祉を充実させます。

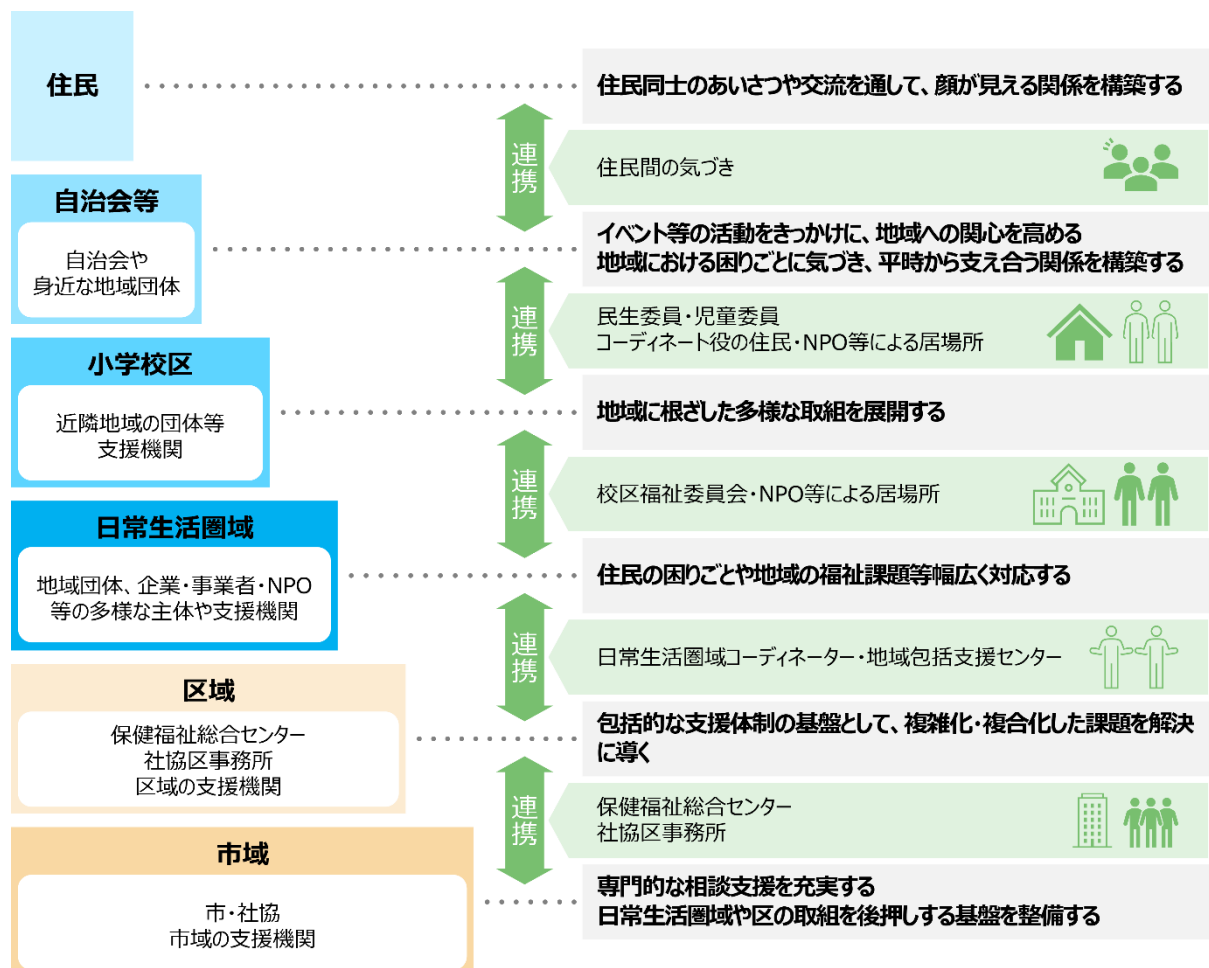


図 3-2 エリアごとの取組と連携

自治会等

- ・住民同士の挨拶や交流を通して、顔が見える関係が構築できるエリアです。また、自治会や身近な地域団体等によるイベント活動をきっかけに、地域への関心を高めやすいエリアでもあります。
- ・地域における困りごとに気づき、平常時から支え合う関係を構築し、災害時にも支え合えるよう取り組みます。また、校区福祉委員会や民生委員・児童委員等と連携することで、活動の活性化や普段の見守り支援を展開します。

小学校区

- ・すべての人が気軽に立ち寄れる居場所や、文化活動やスポーツといった地域活動等、地域に根ざした多様な取組を展開できるエリアです。校区福祉委員会等の地域団体が活動を積極的に展開し、専門職や近隣地域の団体等とも連携することで、住民の困りごとを把握し、解決に向けて協働します。

日常生活圏域

- ・介護保険事業計画に基づき定める、高齢者の日常生活において基本的な単位となるエリアで、地域人口など社会的条件、施設整備の状況等を総合的に勘案し定めています（複数の小学校区で設定）。各圏域に高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを設置しているほか、日常生活圏域コーディネーターを配置しており、住民の困りごとや地域生活課題等に幅広く対応しています。地域団体、企業・事業者・NPO等の多様な主体と支援機関との協働を強化することで、支援が必要な住民を早期に把握し、必要な支援につなげます。

区域

- ・各区役所に設置されている保健福祉総合センター等を中心とした本市における包括的な支援体制の基盤です。また、複雑化・複合化する課題を解決に導くための機能を有します。
- ・各区が策定する計画と連動しながら、各区の独自の資源を生かした活動を展開します。

市域

- ・複雑化・複合化する課題にも対応するための専門的な相談支援を充実します。また、各エリアの強みや課題を集約し、日常生活圏域や区域の取組を後押しする基盤を整備します。
- ・国や大阪府、近隣市等との連携も強化し、社会状況の変化に対応できる持続可能な地域福祉の仕組みを構築します。

コラム 1 自治会等のエリア・小学校区での取組（泉北ニュータウン）

近年、自治会等のエリアや小学校区では、NPO 法人等による新たな地域活動が展開されています。ここでは、南区の泉北ニュータウンを中心に活動している NPO 法人 SEIN（サイン）の取組を紹介します。

○NPO 法人 SEIN の歩み

NPO 法人 SEIN（以下「SEIN」という。）は、NPO 等が地域で持続的に自立した活動ができるように支援する中間支援を目的に 2004 年に設立されました。2010 年代から泉北ニュータウンに根ざした活動を展開しています。

泉北ニュータウンでは、買い物の不便さを解消するために自分たちで生協を立ち上げるなど、住民が積極的に活動してきた歴史があります。

ちょうどその頃、泉北ニュータウンのまちびらきから 50 周年になる 2017 年に向けて、市や大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）、UR 都市機構、民間企業等が新たな取組を始めようとしていた時期でもあり、様々な協働が生まれました。例えば、茶山台校区では、公社と連携し、団地の集会所を活用して、読まなくなった本を持ち寄り、住民が運営する「茶山台としょかん」が誕生しました。

○地域の人材・資源とつながり、コーディネート

これらの取組は、行政や民間企業との連携だけでなく、町会や地域のお店等、地域に顔が利く人材の協力が大きな力となり、実践に結びつきました。また、学生やボランティアで入ってくる外部の方からの刺激も、地域での新しい活動につながっています。

どの取組においても重要なことは、住民・地域団体、企業・事業所・NPO 等と普段からつながり、各主体をコーディネートする人材や組織の存在です。地域には、何か新しいことを始めたいと考えている人や、地域に根ざした企業に勤めている人等、様々な住民が暮らしています。イベント等を通じて多様な人材や組織とつながり、何か新しい取組を始めたい人を様々な強みを持つ人や団体につなげる役割を担うことで、取組の立ち上げを後押しすることができます。

○地域での様々な取組

現在、SEIN ではフェーズフリーな取組に力を入れています。平常時から住民がゆるやかにつながることで、困りごとがあったときには住民同士で見守りや助け合いができるようになります。これは災害時の支え合いにもつながります。

また、こうしたつながりを生む仕組みとして、地域の課題にビジネスの観点から取り組む「コミュニティビジネス」を取り入れながら、自治会や行政、地域団体と連携し、住民が困りごとを議論する「実行会議」という協議体を組織しています。現在、この実行会議は南区の 3 校区で運営されており、様子が気になる住民や地域での困りごとの情報を共有し、保健センターや地域包括支援センター等の職員、日常生活圏域コーディネーターとも協力しながら、平時の見守りや新たな取組につなげています。

また、敷居の低い居場所づくりも重要です。空き家等を活用し、気軽に立ち寄りたくなるようなあたたかみがあるデザインの居場所をつくることで、住民同士が出会い、地域活動の拠点となる場を提供しています。

ただし、様々な取組を展開するには収入を確保することが必要です。そのための手段として、SEIN で

は住民のニーズを拾い、様々なコミュニティビジネスをスタートさせています。

SEIN はこのような活動を通じて、すべての住民が社会を創造する担い手となり、自分らしい生き方を自己選択・自己決定し、挑戦していくことができる夢のある社会をめざされています。

第 4 章 市が重点的に取り組む施策

第4章 市が重点的に取り組む施策

第3章で掲げた「取組の基本目標」に基づき、市は様々な主体と協働しながら、次に掲げる施策に重点的に取り組みます。

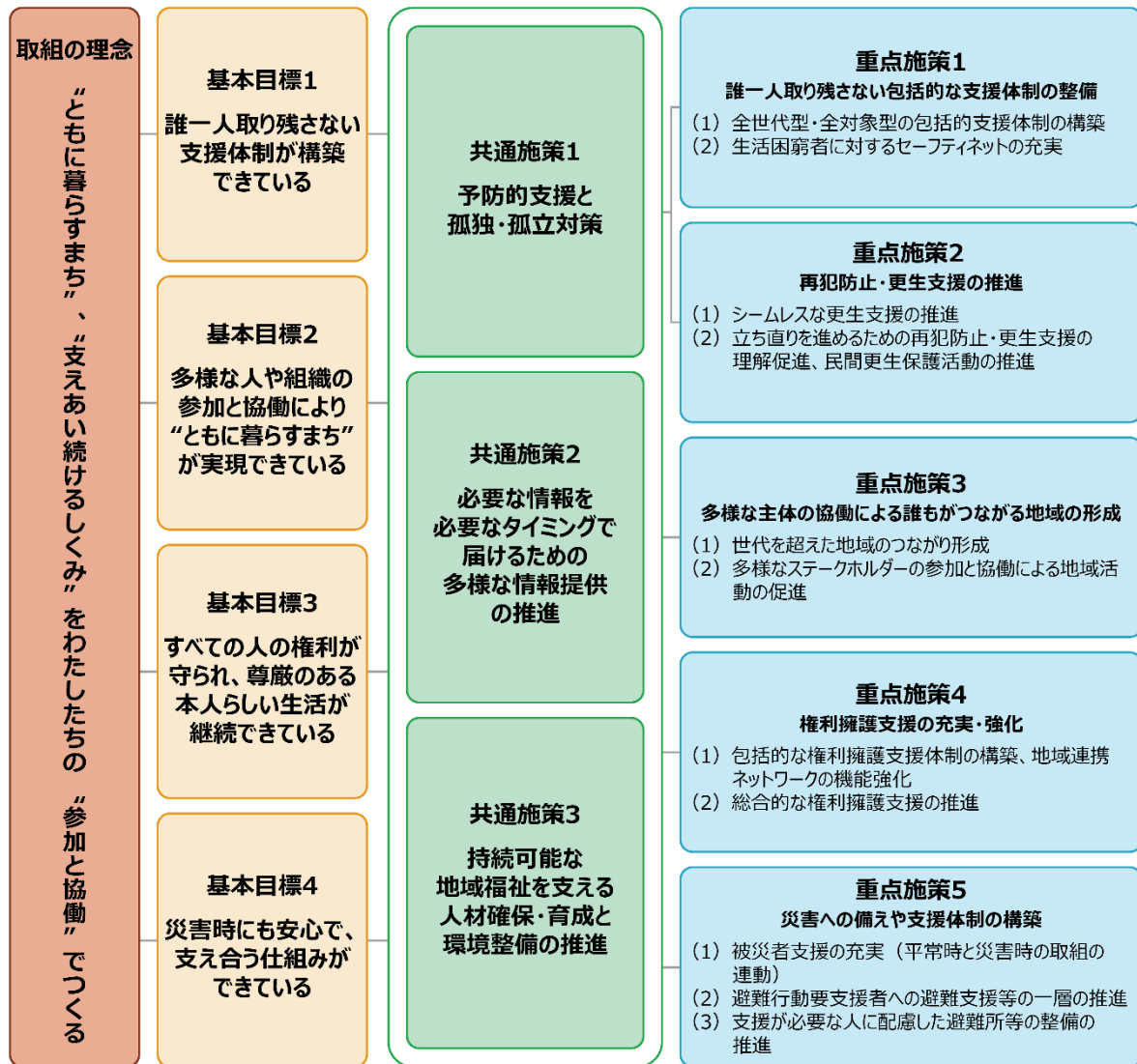


図 4-1 市が重点的に取り組む施策の体系

共通施策

地域福祉に関わる各分野に共通する課題に対応するため、分野横断的に次の 3 つの施策を推進します。

共通施策 1 予防的支援と孤独・孤立対策

【基本的な考え方】

- ・生活課題が深刻化・重篤化してから支援を実施するだけでなく、これらを未然に防止するという視点でかかわることが重要です。そのためには、困りごとが表面化する前に予防的なかかわりを持つことが必要です。
- ・望まない孤独や孤立という問題は、年齢や性別等にかかわらず、すべての人に起こり得る課題であり、人生のすべての段階で発生する可能性があります。
- ・この課題に対応するためには、住民の困りごとを早期に発見した上で、速やかに対応することが必要です。さらに、継続的で切れめのない支援を実施することも求められます。

【共通して取り組む施策】

- ・高齢、障害、児童、若年、生活困窮等すべての分野において、「予防的支援」と「孤独・孤立対策」の視点を取り入れます。これらの視点を取り入れることで、課題が深刻化・重篤化することを未然に防止します。
- ・既存制度の枠にとらわれず、公民が協働し、制度や分野（教育や司法等）の違いを超えて住民の困りごとを包括的に受け止めます。また、それぞれの強みを生かし、積極的なアウトリーチと伴走型支援を実施する体制を整備します。
- ・困りごとを気軽に相談し、適切な支援につなげられるよう、地域における相談窓口の周知と多様な居場所づくりを推進します。
- ・オンライン相談や AI（人工知能）を活用した相談ツールの導入をはじめとしたデジタル技術を活用することで、相談窓口に来ることが難しい、またハードルが高いと感じている層にもアプローチし、すべての人にとって相談しやすい環境を整備します。

共通施策 2 必要な情報を必要なタイミングで届けるための多様な情報提供の推進

【基本的な考え方】

- ・情報があふれている現代社会では、必要とする情報にたどり着くことが難しい状況です。その結果、支援を必要とする方がどこに相談すればよいかわからず、相談窓口につながるできない可能性があります。そのため、情報を「支援の入口」として捉え、「必要な情報を、必要な方に、必要なタイミング」で届けることを意識することが必要です。
- ・また、いずれかの相談窓口にアクセスすれば、適切な相談先や支援機関へ円滑につながるができる体制整備という観点も重要です。このような体制整備を行うことで、住民がどこに相談しても必要な支援を受けることができる環境をめざします。
- ・これらの考え方に基づき、すべての人が情報を理解して利用できるよう、分かりやすさとアクセシビリティ（利用しやすさ）を確保する必要があります。
- ・さらに、情報を届けるターゲットを明確にし、情報の優先度や手段を最適化することを意識する必要があります。

【共通して取り組む施策】

- ・情報の届きにくさという課題に対応するため、自ら情報を探す「プル型」と、対象者に合わせて必要な情報を届ける「プッシュ型」を組み合わせた情報提供を推進します。
- ・プル型の情報提供の観点から、市は社協や地域団体、企業・事業所・NPO等と協働し、情報のハブ機能を担うことをめざします。
- ・プッシュ型の情報発信の観点から、デジタルツールを活用し、対象者に応じた必要な情報を能動的に届けます。また、AI等を活用し、積極的な情報提供を推進します。
- ・一方で、従来の情報伝達手段も継続して活用します。広報紙や回覧板、地域掲示板等は、デジタルツールに不慣れな方への情報提供において必要であり、今後も重要な役割を果たします。
- ・ふれあい喫茶やこども食堂といった地域の居場所は、顔の見える関係を通じた情報共有の場として重要です。こうした対面でのコミュニケーションを活用した情報伝達も引き続き重視します。
- ・さらに、様々な主体が連携する包括的な支援体制の整備を進めることで、情報を入手できない、または情報があってもアクセスできない人に対しても必要な情報提供・介入を行います。このことは、「共通施策 1 予防的支援と孤独・孤立対策」を推進する上でも重要です。
- ・定期的に相談窓口の認知度や情報提供の方法等の評価・分析を行うことで、情報提供が十分ではない層があるのであればその要因を明らかにし、より効果的な情報提供の方法を検討・実施します。

共通施策 3 持続可能な地域福祉を支える人材確保・育成と環境整備の推進

【基本的な考え方】

- ・人口構造の変化により、地域福祉を支える人材の確保が一層困難となっています。福祉サービスを担う専門職の確保だけでなく、地域に根ざした活動やボランティアの担い手も高齢化し、新たな人材の確保が課題です。こうした状況は、地域のつながりや支援体制の維持に影響を及ぼす恐れがあります。
- ・一方で、企業・事業所・NPO等の主体が地域福祉を担う存在として認識されるようになってきました。従来の枠にとらわれない多様な担い手との連携は、持続可能な地域福祉を実現するために不可欠です。
- ・生活様式や価値観の多様化により、地域活動への参加が希薄になり、地域に関心を持つきっかけが減少しています。担い手確保を見据え、地域への関心を高める機会を提供し、行動変容を促すことが重要です。
- ・また、支え手・受け手という固定的な関係を超え、すべての人が担い手として多様な形で参画できる社会が望まれます。そのため、制度の枠を超えた多様な主体との連携を強化し、多世代・多分野にわたる人材の確保・育成を通じて、地域住民が主体的に活動できる環境を整備することが重要です。

【共通して取り組む施策】

- ・地域福祉を担う多様な人材の確保と育成を推進します。また、地域活動や福祉サービスにおける負担感を軽減するための環境整備を検討します。
- ・地域におけるコーディネーター役を担える人材またはハブとなる人材を育成・発掘し、地域活動の活性化、公的な機関（フォーマル）と地域を基盤とした活動（インフォーマル）が融合するコミュニティの構築を推進します。
- ・障害者や高齢者等の当事者やその家族が、経験やスキルを生かして担い手として社会参加できるよう、活動環境を整備します。
- ・新たな地域福祉の担い手との連携を強化します。多様な主体が持つ専門性やノウハウを地域活動に取り入れることで課題解決に結び付くよう支援します。
- ・デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、活動のオンライン化や情報共有のデジタル化等を促進することで、負担の軽減に努めます。
- ・これらの取組を通じて、ライフスタイルに合わせて地域活動にかかわることができる環境を整備します。

基本目標 1 誰一人取り残さない支援体制が構築できている

重点施策 1 誰一人取り残さない包括的な支援体制の整備

(1) 全世代型・全対象型の包括的支援体制の構築

① 包括的な支援体制の充実

(地域住民による支え合いの充実)

- ・住民同士のつながりを生かして、住民自身が生活課題に気づき、支え合いにつなげることをめざします。そのために、自治会・こども会、校区福祉委員会、NPO等の地域団体等による見守りや支え合いができる仕組みの構築を支援します。
- ・また、日頃の近所付き合いやこども食堂といった気軽に集える居場所、地域活動を通じて、住民のつながりをつくる仕組みの構築を支援します。
- ・住民が生活課題の解決に向けた知識やノウハウを共有し、住民同士の意見交換を通じてつながりを深められるよう、学びの場を設けます。

(支援機関と地域住民の連携・協働)

- ・地域団体等、地域の居場所をはじめとした多様な主体と支援機関との連携・協働を推進します。これにより、地域生活課題を早期に把握し、課題が深刻化する前の段階で予防することをめざします。また、支援が必要な住民を早期に把握し、必要に応じて支援機関等に速やかにつなげる体制を構築します。
- ・公的な機関（フォーマル）と地域を基盤とした活動（インフォーマル）が連携して、住民を支援するに当たっては、日常生活圏域コーディネーターをはじめとした社協が中心的な役割を果たします。

(支援機関間の連携の充実)

- ・各区の保健福祉総合センターは、様々な相談を受け止め、必要な支援につなげることができるように、支援機関や身近な地域・区域の関係機関、地域の居場所、地域団体等をつなぐ機能を強化します。
- ・複雑化・複合化する課題や制度の狭間にある課題にも対応できるように、支援機関が連携して課題を共有する協議の場を設け、各区を基盤とした多機関によるチーム支援を推進します。
- ・身近な地域・区域の支援機関だけでは対応が難しい課題や専門的な課題に対応できるように、市域の支援機関と連携できる体制も構築します。

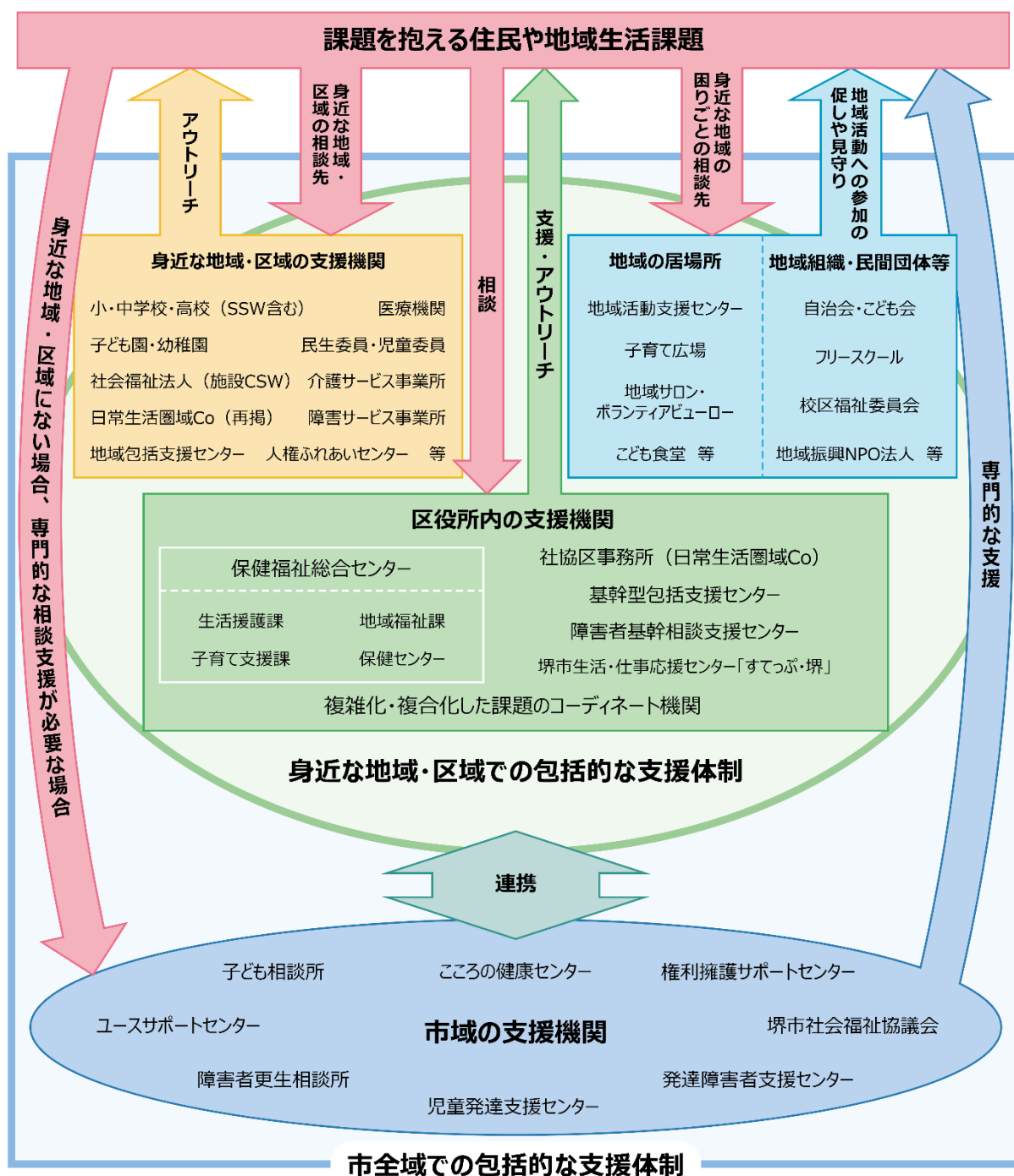


図 4-2 本市における包括的な支援体制のイメージ

（重層的支援体制整備事業の推進）

- ・包括的な支援体制を整備するために、重層的支援体制整備事業を実施します。この事業を通じて、福祉分野だけではなく、地域に関わる多様な主体とのつながりを強化し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に推進します。
- ・本市では、保健福祉総合センターや区役所内の支援機関等を中心として、分野を横断した複雑化・複合化した生活課題に対する相談支援を充実します。
- ・また、支援機関だけでなく住民や地域団体、企業・事業者・NPO等の取組と連携することで、地域づくり

支援や参加支援も充実します（重層的支援体制整備事業実施計画：p.71）。

②複雑化・複合化した生活課題に対応する相談支援の充実

（相談支援の充実に向けた人材育成）

- ・人口構造の変化や複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、行政において分野横断的かつ職域にとらわれない柔軟な対応を行うことができる人材を育成します。具体的には、ソーシャルワークを基盤とした人材育成を推進し、柔軟な人事異動・職域拡大の促進や、計画的かつ体系的な研修を実施することで、多様な課題に対応するための専門性を高めます。
- ・社協が運営している地域福祉型研修センターの機能を中心として、地域の支援機関の相談支援を充実させます。地域の支援機関だけでは対応が難しい複雑化・複合化した生活課題に対応するために、それぞれの主体が役割を理解し、強みを生かした相談支援が実践できるよう連携・協働をテーマにした研修を実施し、地域の相談支援体制の充実を推進します。また、福祉分野だけではなく、様々な分野が参加することができる取組を推進します。
- ・また、支援機関間、支援機関と住民や地域団体、企業・事業者・NPO 等とをつなぐことができるハブとなる人材育成の取組も進めます。

（協働するための協議の場の充実）

- ・複雑化・複合化した課題を対象とした多機関協働事業による支援会議を開催します。この会議では、各支援機関が複雑化・複合化した課題を共有し、支援の方向性や役割分担を協議することで、効果的な支援に役立てます。高齢、障害、こども等の各分野の会議体だけでは課題の調整等が難しい場合に支援会議を活用することで、制度の狭間や分野を横断した課題に対応し、支援をスムーズに進める仕組みを構築します。
- ・さらに、支援機関だけではなく、地域活動を行う団体、NPO 等を含めた、地域生活課題の解決に向けて協議する機会にもつながる体制を整備します。
- ・多機関での協議の場においては、個人情報守秘義務を徹底した上で、適切な管理のもと、効果的な支援や活動につなげます。

コラム 2 協働するための協議の場

○各区における多機関協働の取組（支援会議:社会福祉法第 106 条の 6）

本市では、複雑化・複合化した課題を抱え、単一の支援機関では対応が困難な相談に対し、社会福祉法第 106 条の 6 に基づく支援会議を開催しています。

支援会議では、対象者（世帯）の課題を整理し、関係機関の役割を明確化します。そして、支援の方向性を共有し、支援機関同士のベクトルを合わせることで、効果的な支援を行います。

また、本市では、保健福祉総合センターが中心となり、複雑化・複合化した課題を抱える対象者（世帯）のコーディネート役を担い、支援会議を通じて支援を進展させています。

個別ケースの対応だけでなく、支援会議で顕在化した課題を様々な支援機関で共有することで、全体で活用できる支援策に昇華するための議論・検討も行っています。さらに、協働力・支援力の向上を目的とした研修の企画・運営も実施しています。最近では、再犯防止を目的とした相談や外国人住民への対応等、会議内容も多岐にわたっています。

○包括的な支援体制の整備

各区における支援会議の開催状況や課題解決のための取組等を定期的に情報共有、意見交換を実施しており、全市として連携・協働の推進に取り組んでいます。



③すべての世代・課題への対応

（地域住民による見守り・発見のネットワーク構築）

- ・住民と専門職が地域生活課題の解決に向けて話し合うことができる場の整備を促進します。
- ・社協区事務所に配置している日常生活圏域コーディネーターは、各地域の地域活動の拠点等を積極的にアウトリーチし、地域生活課題や支援を必要とする人の早期発見に努めます。また、地域生活課題の相談窓口とも連携し、地域・相談窓口の両面で地域生活課題や支援を必要とする人の早期発見に努めます。
- ・これらにより把握した課題や対象者を市や社協、事業所、NPO 等の専門職に適切につなぐことで、必要な支援を受けることができるネットワーク構築に努めます。

（多様化するニーズへの対応）

- ・孤独・孤立状態やヤングケアラー、外国人住民等、住民が抱えるニーズは多様化しています。特に、孤独・孤立の状態にある人は、支援が必要であっても支援を求めることができない可能性が高く、様々な状況下に対応するためオンラインを含めた相談対応や情報発信の強化等の取組を推進します。

- ・支援が必要な方が孤立したまま命を落としてしまう事態は、何があっても避けなければいけません。こうした状況を未然に防ぎ、課題の深刻化を防止するため、自殺や孤独死の予防にも積極的に取り組みます。
- ・具体的には、ゲートキーパー研修等を通じて、住民や関係機関と連携することで、支援を必要とする人を早期に把握し、支援や見守りにつなげることができる体制を構築します。

④効果的な情報提供

（身近な相談窓口に関する情報の提供）

- ・身近な地域・区域の相談窓口は、区役所、社協だけでなく、医療機関、地域包括支援センター、社会福祉法人等、様々なところに設置されています。困りごとを相談できる窓口を広く周知し、住民それぞれにとって身近な相談先が少しでも多く確保されるよう取り組みます。
- ・福祉の相談窓口を分かりやすくまとめたホームページ等を作成することを検討します。困りごとや相談内容に応じて、どの窓口に相談すればよいかが一目で分かるよう、効果的な情報提供を推進します。

（２）生活困窮者に対するセーフティネットの充実

①生活困窮者の自立支援の推進（生活困窮者自立支援方策）

生活困窮者自立支援制度は、就労や心身の状況、地域社会との関係性等により生活に困窮している状態またはそのおそれのある方に対して、相談支援を中心に、就労支援、居住支援等多様な支援を関係機関と連携し包括的に提供することで、課題を解決し、地域の一員として社会参加することを促進する制度です。

制度の運用に当たっては、生活困窮者の自立と尊厳の確保に配慮し、本人に寄り添う伴走型の支援を実現できるよう、地域の関係機関と連携した体制整備を推進します。

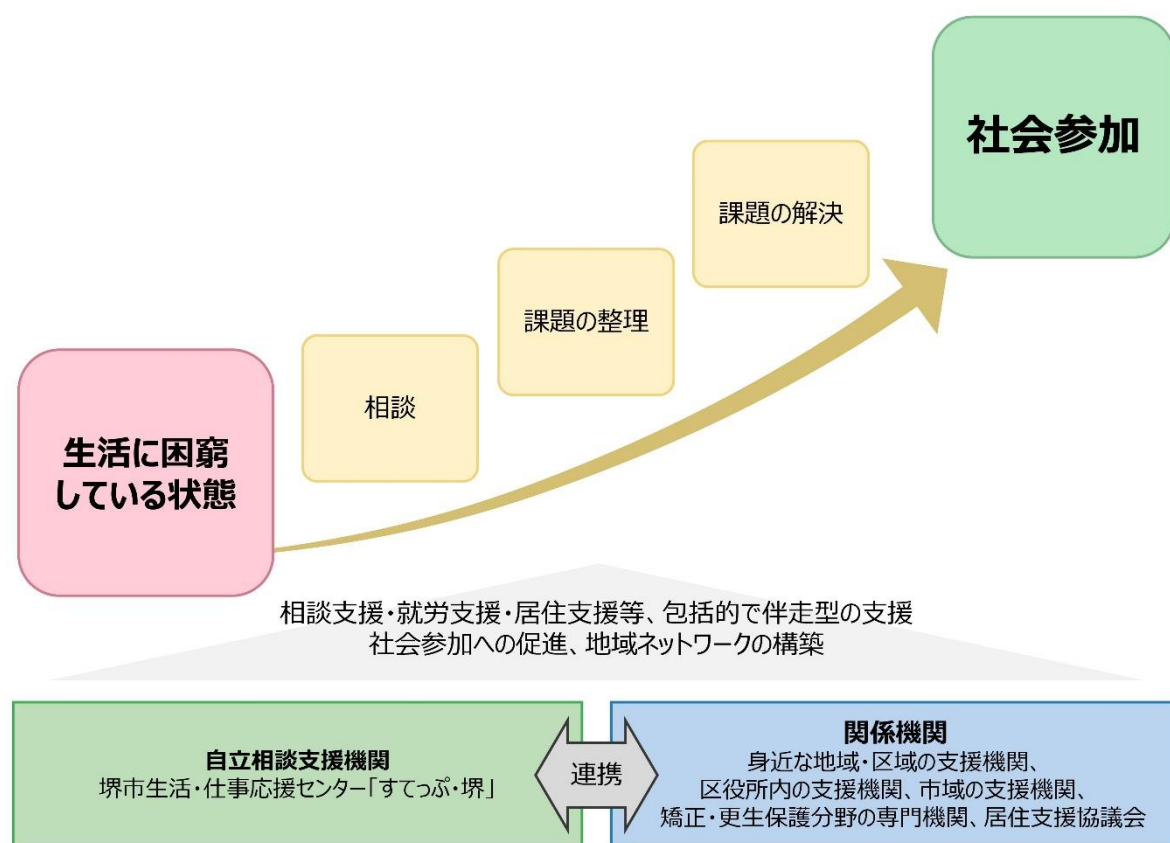


図 4-3 生活困窮者自立支援制度のめざす姿

（相談支援体制の充実）

- ・自立相談支援機関である生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」は、包括的な支援体制の中核となる支援機関のひとつとして、相談支援、就労支援、居住支援を担います。そのために、相談員の人員体制や専門性を強化します。
- ・支援を必要としている方に積極的につながるできるよう、自立相談支援機関を各区に展開することを視野に入れ、すべての人が相談しやすい体制をめざします。

（関係機関との連携強化）

- ・生活困窮者を早期に把握するため、区役所内の支援機関及び庁内の各部署が一体となって連携する体制を整備し、情報共有を強化します。
- ・「すてっぷ・堺」を中心として、小・中学校や地域包括支援センター等身近な地域の関係機関と連携し、

切れめのない支援を提供します。

- ・第2のセーフティネットとして、各区生活援護課と密接に連携し、生活保護が必要な方の適切なつなぎ・保護廃止後の支援まで切れめなく支援します。

（地域資源の創出や連携等）

- ・生活困窮者の支援を通じて、地域の課題を整理し、社会資源の掘り起こしや創出、地域のネットワークの構築につなげます。
- ・日常生活圏域コーディネーターや民生委員・児童委員、地域団体、NPO 等による地域のネットワークとの連携を強化し、生活困窮の状態にならないための予防的な支援や、課題の深刻化を防ぐ支援を強化します。
- ・生活に困窮した際に、ためらうことなく支援にアクセスできるよう、自立相談支援機関の周知を強化します。ホームページや SNS での情報発信、イベント等を通じて、支援が必要な方のもとへ確実に情報が届くように広報します。

自立相談支援事業	仕事、住まい、生活上の困りごと等の相談に応じ、本人に適した支援計画を作成し、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。
住居確保給付金	離職・離別等により、経済的に困窮し、住居を失ったまたはそのおそれのある方に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立や家計改善等を支援します。
就労準備支援事業	社会との関わりに不安があるなど直ちに就労が困難な方に、就労に向けた支援や就労体験等の提供を行います。
家計改善支援事業	生活にお困りの方で、家計を見直したい方や滞納・債務にお悩みの方に、家計改善のための支援を行います。
居住支援事業 （シェルター事業）	住居をもたない方やネットカフェ宿泊を続けているなど、不安定な居住形態にある方（ホームレスを含む）に、緊急的に一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。
学習と居場所づくり 支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯に属する中学生及び高校在学年齢の子ども等を対象として、無料で学習でき、居場所となる場の提供等を行います。
就労訓練事業所の 認定	早期の一般就労が困難な方に対して、柔軟な働き方で受け入れ、個別の就労支援プログラムに基づき、適切な配慮を伴った就労機会を提供する事業所の認定を行います。

表 4-1 本市における生活困窮者自立支援事業での主な取組内容

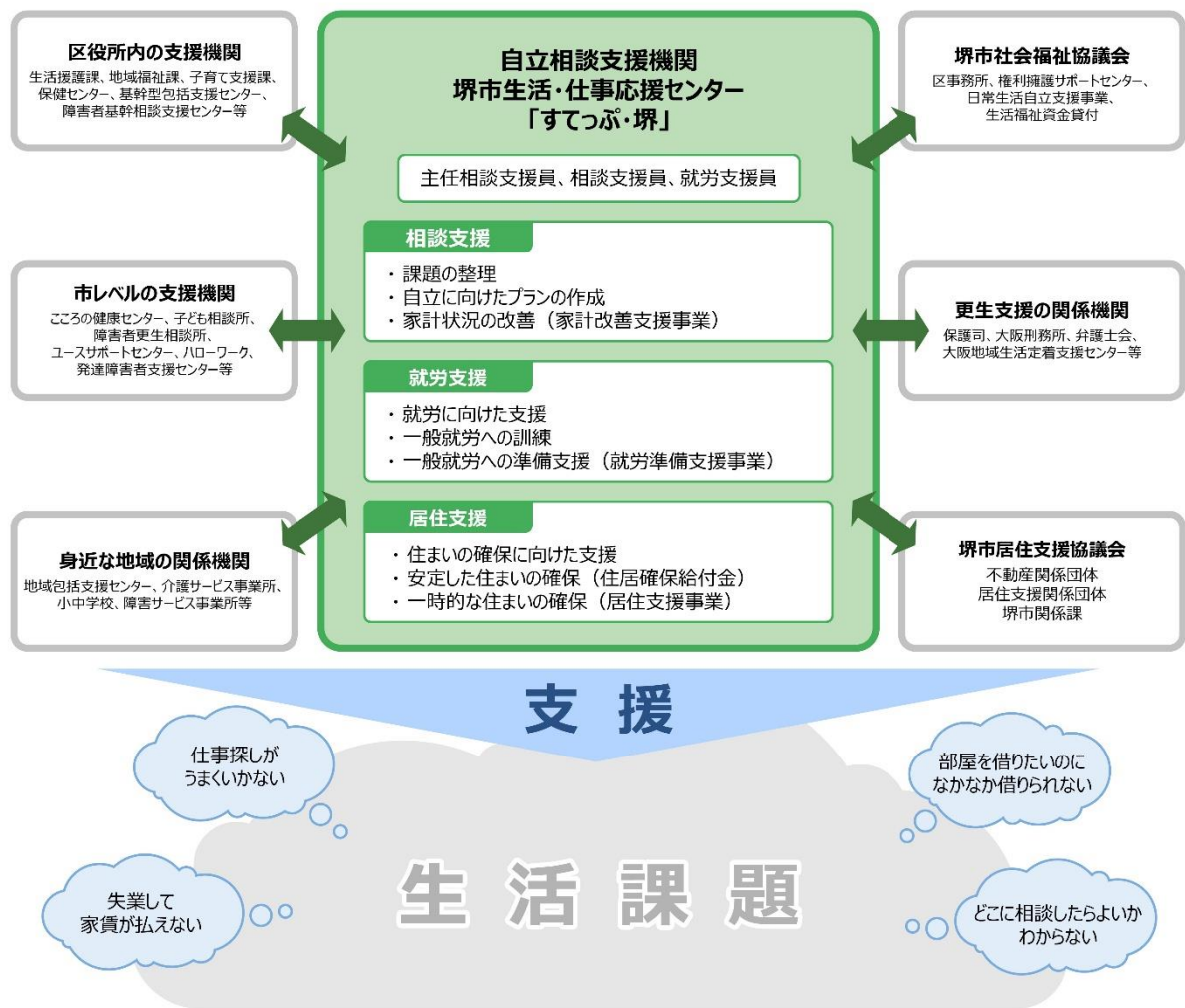


図 4-4 自立相談支援機関の支援体制

②居住支援の強化

住まいは地域とのつながりの拠点であり、自立した生活の基盤です。居住支援の強化は孤独・孤立の防止と安定した生活に不可欠であるため、住まいの支援に関する体制整備を推進します。

(すべての人が入居しやすい環境の整備)

- ・住宅セーフティネット法に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人住民、矯正施設に収容されていた人等、住まいの確保に課題を抱える方々（住宅確保要配慮者）の賃貸住宅等への入居を支援します。
- ・堺市居住支援協議会と連携し、居住支援体制の整備を推進します。また、すべての人が安心できる住まいへ入居できるように、居住サポート住宅の認定制度を推進します。

(住まいが不安定な方への対応)

- ・住まいを失うおそれのある方が、住居確保給付金の支給等を通じて、住み慣れた地域で生活し続けられるように支援します。
- ・住まいを失った方が早期に住まいを確保できるよう、シェルターを提供する居住支援事業等を通じて、安定した地域での生活への移行を支援します。
- ・住まいを失った方、住まいを失うおそれのある方が早期に自立した生活を送れるよう、関係機関との連携

を強化し、個々の状況に合わせた支援を円滑に提供できる体制を整備します。

- ・大阪府や府内南部の市町村と協力して、ホームレス状態の方を支援します。公園や河川敷等を巡回して相談支援を実施します。また、必要に応じて宿泊施設への入所や住まいの確保、医療機関への受診等を支援します。
- ・インターネットカフェ等で寝泊まりする方をはじめ、住まいが不安定な方の多様なニーズに配慮し、安定した住まいへの移行を支援します。移行後は、自立した生活に向けて、関係機関と連携しながら、就労支援や家計改善、福祉サービスの利用支援等包括的な支援を実施します。

(安心して住み続けられる支援体制)

- ・入居後も安心して住み続けられるよう関係機関と連携し、継続的に入居者を見守る支援体制をめざします。
- ・入居後の孤独・孤立を防ぐため、地域とのつながりを促進する支援を行います。住民が気軽に参加できる居場所づくりや交流の場の整備を進めるなど、ネットワークの形成を支援します。

③最後のセーフティネットである生活保護の適正な運用

(最低限度の生活を守るための生活保護制度の適正運営)

- ・憲法第 25 条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を守るために、「最後のセーフティネット」である生活保護制度を適正に運用します。
- ・生活保護を必要とする方がためらうことなく相談や申請できるように、制度の趣旨や内容を分かりやすく、正確に伝え、周知・啓発に努めます。
- ・生活保護制度を適正に運用するために、担当職員の増員や組織的な人材育成等、体制強化に取り組みます。

基本目標 1 誰一人取り残さない支援体制が構築できている

重点施策 2 再犯防止・更生支援の推進（地方再犯防止推進計画）

（1）シームレスな更生支援の推進

①司法関係機関と福祉専門職等とのネットワークの一層の強化

（生きづらさを抱える人を支えるための多様な分野によるネットワーク強化）

- ・犯罪や非行に至る背景には、生活困窮や障害、病気、孤立等、様々な「生きづらさ」が複雑に絡み合っています。生きづらさを抱える人々の立ち直りを支えるため、司法関係機関だけではなく、地域生活定着支援センター等とも協力し、福祉専門職や地域団体等とのネットワークを強化します。
- ・また、就労支援だけではなく、福祉的な生活支援、居住支援等の多分野にわたるネットワークを構築することで、シームレスな更生支援による支援体制を構築します。

②包括的な支援体制による支援の強化

（包括的な支援体制によるシームレスな更生支援）

- ・再犯防止のための包括的な支援体制を構築するに当たり、更生保護ボランティア等、地域生活を支える団体・機関、地域生活への円滑な移行を支援する団体・機関、矯正・更生保護分野の専門機関と連携し、矯正施設への入所前から出所後まで、本人の状況に応じた一貫性のある支援を推進します。
- ・令和 7（2025）年に従来の懲役と禁錮を一本化した拘禁刑制度が始まり、各受刑者に応じたきめ細かな処遇が行われるようになりました。矯正施設内での支援と出所後の支援を途切れることなく一体的に行うことで、円滑な社会復帰を促進します。
- ・関係機関がそれぞれの専門性や強みを生かし、本人を中心に据えながら、支援のバトンを実実につなぐことで、再犯防止と円滑な社会復帰を支援します。

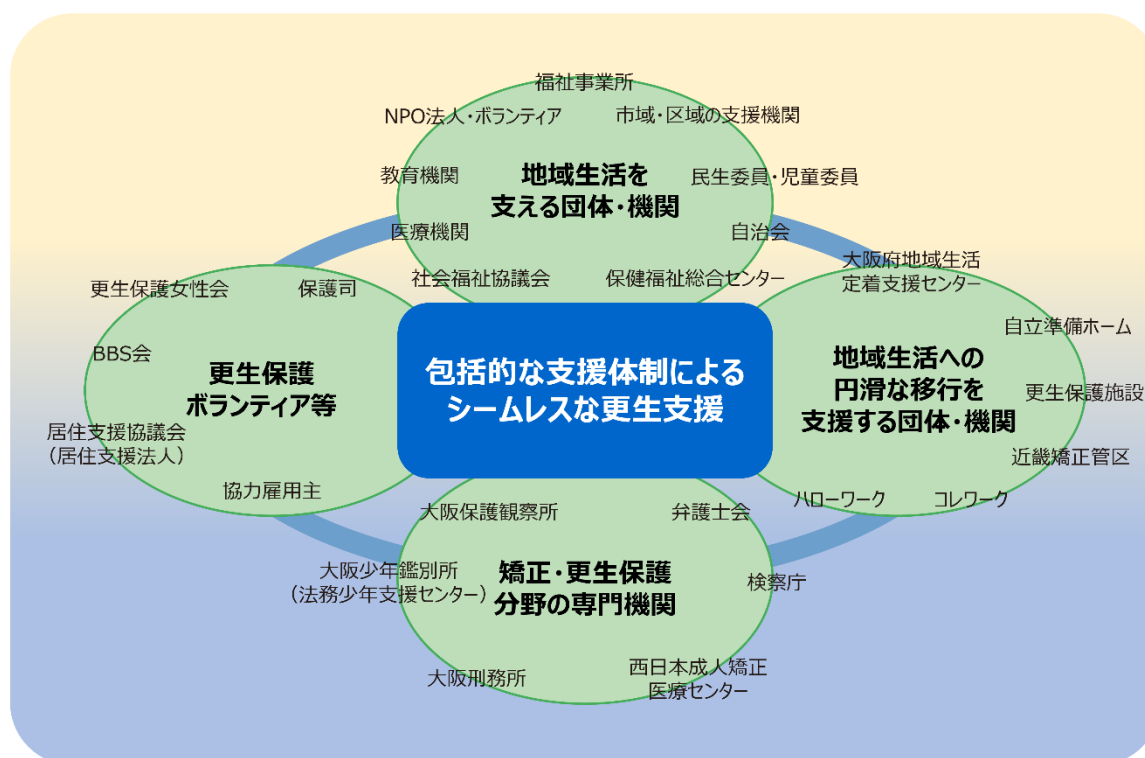
③就労支援、居住支援の強化

（就労支援の強化）

- ・出所後の就労へとスムーズにつなげるため、矯正施設在所中の職業訓練と連携しながら、ハローワークやコレワーク（就労支援情報センター）といった専門機関との協力を強化します。
- ・本人の特性や状況に応じて、生活困窮者自立支援制度等を活用した伴走型の支援を充実します。これにより、単なる仕事の紹介にとどまらず、就職後の定着まで見据えたサポートを提供します。
- ・保護観察所と協力し、協力雇用主の拡大と支援を強化することで、社会全体で再犯防止に取り組む環境を整備します。

（居住支援の強化）

- ・住まいの確保は、社会復帰の土台となるため、犯罪や非行をした人についても、積極的に居住支援を実施します。
- ・堺市居住支援協議会を通じて、居住支援法人との連携を強化することで、入居先を探す段階から入居後まで支援を充実します。
- ・出所後の孤独や孤立を防ぐため、地域社会が一体となって見守る体制を構築します。これにより、地域全体で社会復帰を支え、安定した生活を継続できるようサポートします。



(2) 立ち直りを進めるための再犯防止・更生支援の理解促進、民間更生保護活動の推進

①更生支援の必要性の周知と啓発

（啓発活動の推進）

- ・犯罪や非行をした人に対する偏見をなくし、地域全体で支え合う包括的な支援を推進するためには、更生支援に対する地域住民の理解を深めることが必要です。
- ・「社会を明るくする運動」をはじめとする啓発活動への支援を充実させます。また、矯正施設や大学、関係機関、企業、地域団体等と連携することで、就労支援の取組紹介や文化芸術等を活用したイベント等、多様な広報活動を積極的に展開します。

- ・「社会を明るくする運動」をはじめとする啓発活動への支援を充実させます。また、矯正施設や大学、関係機関、企業、地域団体等と連携することで、就労支援の取組紹介や文化芸術等を活用したイベント等、多様な広報活動を積極的に展開します。

②民間更生保護活動への支援

(保護司活動の支援)

- ・犯罪や非行をした人たちの社会復帰を支える重要な担い手である保護司が、より安全・安心に活動できるよう公共施設の活用をはじめ、必要な支援を拡充します。

(担い手確保の支援)

- ・保護司や更生保護女性会の活動を広く周知し、地域住民の活動への理解を促進します。また、保護司の安全確保に向けた取組や、デジタル技術等を活用した負担軽減の取組についても周知し、担い手の確保を支援します。
- ・定期的な意見交換会等を通じて支援における悩みや活動の課題を共有し、保護観察所や関係機関と連携した協力体制を構築します。

- ・定期的な意見交換会等を通じて支援における悩みや活動の課題を共有し、保護観察所や関係機関と連携した協力体制を構築します。

コラム3 堺市の保護司に聞いてみた！！

保護司とは、日本の更生保護制度の中で重要な役割を担っており、犯罪や非行をした人が社会に復帰できるよう、地域で支援する「伴走者」のような存在です。

保護司は、法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員ですが、報酬はなく、交通費等の実費のみが支給されます。主な活動は以下の通りです

○更生支援

- ・仮釈放者や保護観察中の少年等に対して、定期的な面談や生活指導を行います。
- ・就職や住まいの確保、家族との関係修復等、社会復帰に向けた支援をします。

○地域啓発活動

- ・「社会を明るくする運動」等を通じて、犯罪予防や更生支援の理解を広めます。
- ・地域の学校や団体と連携して講演やイベントを開催することもあります。

堺地区保護司会で活動をされている保護司にお話を聞きました。

○私が保護司になった理由

9 年前に地域で昔からお世話になった方からの声がかかり、そこから私の保護司としての活動がスタートしました。その方が退任を近々考えられていたようで、後任を探していたようです。昔から可愛がってくれていた方からの依頼だったので断れなかったです（笑）。

当時、保護司とは何か全く知らず、不安だらけでした。そこから半年間保護司になるに当たっての身辺調査がありました。先輩保護司からは「何も悪いことしてないか調べるねん」と言われ、ドキドキしながら過ごしました。少し忘れかかっていた頃、封筒が届き、正式に委嘱が決まりました。

そんなスタートでしたが、今では保護司を続けてよかったと思っています。きっかけは偶然でしたが、その偶然が私の人生を大きく変えました。

○現在の活動

現在、担当している方は2 人です。少年と成人、それぞれの対象者に向き合っています。

対象者は薬物関係の方が多いですね。最近は大麻が増えていて、中学生でも簡単に手に入ります。また、対象者の年齢は保護司を始めた頃に比べると若くなっている気がします。

面談は月 2 回が基本ですが、対象者が来ないこともあり、準備して待っていてもドタキャンされることもしばしばあります。

○やりがいと課題

全く知らなかった保護司の世界を知ることができました。対象者の方と接することで自分自身の成長へとつながっています。対象者の方と初めて面談するときは必ず「一緒に頑張ろう！」と声をかけるようにしています。

また、保護司の活動を通じて、活動されている先輩保護司等たくさんの方とつながりを持つことができました。自分のこともあたたかく保護司の仲間として迎え入れてくれて、地域のために活動されている方々と一緒に活動できることにやりがいを感じます。

○地域における再犯防止の更なる推進

再犯防止には地域の力が必ず必要です。地域での見守りやつながりが再犯防止につながります。犯

罪や非行をした人も地域で役割があると、その地域で活躍してくれています。

今は難しい時代で匿名化が進み、気軽に声をかけることもできなくなったり、自治会への加入が少なくなったりしてきています。改めて、自治会活動や地域行事を通じて、見守る仕組みができればと思います。

③薬物乱用の防止や薬物依存の問題を抱える方への支援

(薬物依存症に対する回復支援の充実)

- ・薬物再使用の防止には、依存症からの早期回復支援が不可欠です。矯正施設や保護観察所、こころの健康センター等と連携し、回復プログラムや自助グループへの参加を促すことで、必要な支援につながる体制を構築します。
- ・薬物依存の背景にある根本的な問題を解決し、立ち直りを総合的に支援するために、薬物依存への支援だけでなく、多様な課題に対応できるよう、包括的に支援します。

(薬物に関する周知・啓発)

- ・近年、大麻やいわゆる「脱法ドラッグ」等、薬物使用の低年齢化が社会問題となっています。薬物乱用を未然に防ぐためには、薬物使用や依存症に関する正しい知識を広めることが必要です。
- ・本市では、学校や地域と連携しながら、薬物の危険性や依存症に関する理解を深めるための啓発活動を積極的に行い、若者から高齢者まで、すべての人が正しい情報を得られる機会を創出します。

④犯罪や非行を起こしにくい環境整備

(孤立を防止する見守り活動や居場所づくりの推進)

- ・すべての人が安心して地域で暮らせるよう、地域における見守りや居場所づくり、防犯活動を強化します。これにより、すべての人が社会から孤立することなく、地域の一員として包摂される環境を整備し、犯罪や非行を起こしにくい地域をめざします。

(非行等の未然防止に向けた支援)

- ・非行等の背景には、家庭環境の問題、貧困、孤立、発達障害、不登校等、様々な課題が潜んでいます。学校園や法務少年支援センター、地域の居場所等と連携し、問題の早期発見、早期対応をすることで、こどもたちが健全に成長できる環境を整えます。

基本目標 2 多様な人や組織の参加と協働により

“ともに暮らすまち”が実現できている

重点施策 3 多様な主体の協働による誰もがつながる地域の形成

(1) 世代を超えた地域のつながり形成

①参加しやすい地域活動・居場所づくりの推進と積極的な情報発信

(地域活動・居場所づくりの充実)

- ・祭りやイベント、文化活動、スポーツといった気軽に参加できる活動を通じて、自分の住んでいる地域に関心を持つことができるきっかけを得られるようにします。
- ・さらに、住民が世代や立場を超えて交流し、自分の住んでいる地域活動に関わることができるように促進します。
- ・地域に関心を持つ住民が主体となって、身近な困りごとを助け合う活動を支援します。また、地域におけるニーズと活動を結びつけ、情報共有と連携を進めることで、地域全体で支え合う仕組みや、すべての人が気軽に立ち寄れる居場所づくりを支えます。
- ・地域活動や身近な居場所等社会参加の機会を増やすことで、年齢や障害の有無に関係なく、すべての人が地域とつながり、孤立しないように取り組みます。

(支え合いによる担い手の発掘)

- ・若者や現役世代等、地域活動の新たな担い手を発掘するために、地域に対する興味・関心を高め、各々の住民が地域活動の担い手の1人であることへの理解を促進します。
- ・支援する側・支援される側や、活動の受け手・支え手という関係を超えて、互いに支え合う関係を構築します。これにより、これまでは支援される側・活動の受け手であった方も、新たな担い手となることができるように促します。
- ・住民それぞれの特性に配慮した上で、得意なことを生かし、すべての人がライフサイクルにあわせて気軽に地域活動に参加できるように支援します。

②日常生活圏域コーディネーターの機能強化

(支援体制の充実)

- ・日常生活圏域コーディネーターは、住民や地域生活課題を把握し、適切な支援や関係機関・団体につなぐ中心的な役割を担います。
- ・日常生活圏域コーディネーターがこれまで以上に住民にとって身近な存在となるように周知します。また、多岐にわたる地域の課題やニーズを的確につなぐ調整役としての機能と支援体制を強化します。さらに、研修の機会の充実等により、専門性とスキルを高めます。

③地域活動や地域福祉への理解の促進

(多様な場面における地域福祉の啓発)

- ・地域福祉は、福祉に関する行政の仕組み・サービスだけでなく、住民・団体による地域活動や見守り、支え合い、企業・事業者・NPO等による多面的な活動も含まれます。
- ・社会的孤立をはじめとした個別の課題、買物等の際の移動が不便といった地域の課題等、住民が地

域生活課題を共有することが地域福祉の第一歩となることについて理解を促します。

- ・様々なハンディキャップを抱える人や異なる文化背景を持つ人への理解も重要なため、相互の理解を深める機会を提供し、すべての人が尊重し合える地域をめざします。
- ・若年世代や現役世代が地域福祉を学ぶ機会について、地域団体や学校、企業・事業所、関係機関等との連携を強化します。地域の魅力や課題を学び、具体的な行動につなげるなどの体験型学習を推進します。

(2) 多様なステークホルダーの参加と協働による地域活動の促進

① 様々な機関・企業・事業者・NPO・地域住民・団体等がつながるプラットフォームの構築

(様々な主体が集まる場の創出)

- ・地域福祉に関わる様々な主体が集まる「地域福祉のプラットフォーム」をエリアやテーマごとに構築できるよう、日常生活圏域コーディネーターを中心に社協の取組を支援します。このプラットフォームでは、各主体の強みを生かして、地域生活課題に対して効果的な協働を促進します。

② 多様な主体による取組との連携の推進

(社会福祉法人の社会貢献事業との連携)

- ・社会福祉法人には、「地域における公益的な取組」を実施する責務があることから、地域の様々な福祉に関する担い手として、公共性と専門性、多様な資源を生かして社会に貢献する取組を展開するよう支援します。
- ・社協を事務局とした、社会福祉法人の社会貢献を効果的に進めるためのネットワーク構築を促進します。

(企業・事業者・NPO等との連携)

- ・企業や事業者が平時から地域に関わることができる機会を創出します。日頃から住民に接する店舗や事業者が、堺市高齢者見守りネットワークをはじめとして、住民の見守り等に関わることを推進します。
- ・企業・事業者やNPO等が、住民や団体と連携して地域生活課題の解決に取り組めるように、日常生活圏域コーディネーターを中心とした社協によるマッチング支援を推進します。
- ・日常生活圏域コーディネーターを中心とした社協は、企業・事業者やNPO等の地域資源が持つ強みや地域貢献への意向を積極的に把握し、地域のニーズとのマッチングに生かせるように取り組みます。

(福祉以外の分野の団体との連携)

- ・新たな視点から地域福祉に向き合うため、芸術やスポーツ、文化活動を担う団体等の福祉分野以外の多様な団体とも積極的に連携します。
- ・福祉分野以外の多様な団体と協働することで、これまでの地域活動に縁のなかった住民が活動に関わる機会を提供します。これにより、孤立を防ぎ、地域活動への参加を促すきっかけとします。
- ・福祉以外の分野の団体と連携し、地域に潜在する様々な課題を把握し、団体や支援機関と協働して新たな取組へとつなげることを促進します。

③有償の地域活動やコミュニティビジネス等、地域における多様な活動の検討・推進

(対価の形式にとらわれない多様な地域活動の検討)

- ・社会の変化に伴い、ボランティア活動や地域活動に対する考え方が多様化しています。こうした現状を踏まえ、有償ボランティア等の多様な地域活動の可能性を検討します。また、スキルや特技を生かした活動等を行いやすい環境整備や効果的な協働についても検討します。
- ・新たな地域活動の担い手確保の可能性を高め、地域活動を持続可能なものとすることをめざします。

(コミュニティビジネスを生かした地域福祉の充実)

- ・コミュニティビジネスとは、地域の課題解決を目的としながらも事業として収益を確保し、活動を継続・発展させるものです。こうした事業を担う地域団体の立ち上げや、民間事業者、NPO 等が行うコミュニティビジネスを支援することで、多様な主体による持続可能な地域福祉の実現をめざします。
- ・コミュニティビジネスの担い手は、地域に根ざした団体等との連携が希薄であることも少なくありません。そのため、日常生活圏域コーディネーターを中心とした社協による積極的な関与を促進することで、地縁型の地域団体とも協働し、地域活動を充実させます。

基本目標 3 すべての人の権利が守られ、

尊厳のある本人らしい生活が継続できている

重点施策 4 権利擁護支援の充実・強化

(市町村成年後見制度利用促進計画)

(1) 包括的な権利擁護支援体制の構築、地域連携ネットワークの機能強化

①地域連携ネットワークの機能強化

(多機関による支援体制の充実)

・地域における権利擁護支援を強化するため、多機関・多職種が連携する包括的な支援体制の強化に取り組みます。支援を自ら求めない、あるいは受け入れられない方々への支援や課題が複雑に絡み合っている場合等、単一の機関だけでは対応が困難な案件が増えています。そのため、各支援機関が連携し、それぞれの専門性や強みを生かす体制を構築します。

(地域連携ネットワーク協議会の活用・強化)

- ・本市の権利擁護関係機関が参加する地域連携ネットワーク協議会を一層活用します。権利擁護支援に関する事例や課題を定期的に共有し、困難なケースへの適切な対応方法を検討・蓄積することで、ネットワーク全体の連携力と対応力を高めます。
- ・蓄積した知見や対応方法を生かし、判断能力が十分でない方の権利を護（まも）る様々な取組の方向性を共有することで、地域連携ネットワークの機能を強化します。

②中核機関である権利擁護サポートセンターの機能強化

(地域の権利擁護支援の質を向上させる仕組みの構築)

- ・権利擁護サポートセンターは、地域連携ネットワークの中核として、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターを支え、権利擁護支援の質を向上させるための重要な役割を担います。
- ・各支援機関と連携を進める中で、それぞれの役割を明確にし、支援の課題やニーズを共有・分析することで、複雑なケースに対応するためのコーディネート機能を強化します。
- ・相談記録や支援履歴を体系的に蓄積・活用し、支援の継続性と質の向上につなげます。また、支援者の経験やノウハウの差を補うための情報提供体制を整備します。
- ・今後増加が見込まれる権利擁護支援のニーズに対応するため、相談支援体制の充実や人材育成を推進します。

③成年後見制度の関連法改正に対応した支援体制の構築

(法制度の変化に柔軟に対応できる体制整備)

- ・成年後見制度の見直しや多様な権利擁護支援ニーズに対応するため、法制度の変化に柔軟に対応できる体制を整備します。
- ・新たな権利擁護支援の動向について、国の動きや他市の先進事例を継続的に情報収集・分析することで、本市の地域特性や市民のニーズに応じた、実効性のある支援体制を構築します。

(制度利用の促進と支援の多様化への対応)

- ・成年後見制度等の利用に当たっては、本人の意思を最大限に尊重した意思決定支援が重要です。そ

のために、本人の思いや希望を引き出し、意思決定を支援するための支援者向け研修等を実施します。

- ・日常生活自立支援事業や身元保証、居住支援、任意後見等様々な支援制度やサービスを含めて、最適な支援を提供できる体制を構築します。そのために、弁護士や司法書士といった士業、社会福祉法人やNPO等及び居住支援協議会等の関係機関との連携を強化します。
- ・法改正に向けた議論では、必要性が解消されれば成年後見制度の利用が終了するなど、これまでの運用が大きく見直される方向性が示されています。制度利用終了後も、安定した地域生活が継続できるよう、関係機関による支援のあり方を検討し、地域における支援体制を構築します。

(2) 総合的な権利擁護支援の推進

① 権利擁護支援策の理解促進、対応力の向上

(権利擁護の重要性の理解促進)

- ・すべての人々が尊厳を持って安心して暮らせるよう、支援者は権利擁護の重要性を深く理解することが重要です。そのため、本人の意思を尊重した支援となるよう、支援の質と対応力を高めます。
- ・住民が気軽に相談できる環境を整え、また、支援者が地域の居場所等で把握したニーズを専門の相談窓口につなぐことができるような連携体制を構築します。
- ・児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）の理念に基づき、こどもを権利の主体として認識し、こどもだけでなく若者も含めた権利保障等の理解を促進するための周知・啓発を行います。

(啓発・研修の体系化)

- ・成年後見制度等の権利擁護をテーマにした住民向けのシンポジウムを実施するなど、計画的かつ継続的に情報発信や普及啓発を行います。
- ・支援者の経験や専門性の差を補うため、段階的で実践的な研修プログラムを体系化します。事例検討や演習を通じて、支援の基本姿勢やコミュニケーション手法を学び、専門職のスキル向上につなげます。

(障害者差別の解消に向けた取組)

- ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について、行政機関や事業所への周知と啓発を行います。
- ・障害を理由とする差別に関する相談窓口を広く周知します。

(すべての人が安心して暮らせる環境の整備)

- ・すべての人が安心して暮らせるよう、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域環境の整備やソフト面による対応・取組を推進する「心のバリアフリー」を推進します。

② 虐待等の権利侵害からの回復支援、地域社会への参加支援

(権利侵害に対する迅速かつ適切な対応)

- ・虐待や特殊詐欺等、多様化する権利侵害に対し、関係機関と連携して迅速かつ適切な回復支援を行います。また、本人だけでなく、その家族や関係者を含めた支援を検討し、再び権利侵害が起こらないための支援も実施します。

(地域社会への参加支援)

- ・地域社会への参加を通じて孤立を防ぎ、虐待等の権利侵害が起こらない社会をめざします。権利侵害を未然に防ぎ、本人の希望を尊重しながら、趣味や交流の場、居場所、社会参加の機会を確保できる

よう支援します。

(予防的な支援体制の強化)

- ・特殊詐欺等の権利侵害の未然防止に向けては、地域における見守り体制の強化・連携が重要です。定期的な訪問や声かけ、近隣住民との連携を通じて、孤立リスクの高い人々を早期に発見・支援できる仕組みを構築します。

③多様な地域生活課題へ対応した権利擁護支援策の充実

(多様な地域生活課題への対応)

- ・地域のニーズや課題を把握するため、調査やヒアリングを継続的に実施することで、多様化、複雑化した課題に対し、柔軟に対応できる支援のあり方を検討します。
- ・認知症サポーターの養成等を通じて、認知症に対する正しい理解と支援の輪を広げます。
- ・合理的配慮の提供等を広く周知し、障害のある人の権利擁護を推進します。
- ・子どもを権利の主体と認識し、子どもの意見を尊重しながら、将来に希望を持ち、安心して自分らしく成長できる環境を実現するため、関係機関との連携を強化し、相談体制を充実させます。
- ・外国人住民や言語・文化的背景が異なる人々への権利擁護支援も考慮し、多文化共生社会に対応した支援策を充実させます。

④権利擁護の担い手の確保・育成、活躍支援等の推進

(支援の持続性の担保)

- ・持続可能な支援体制を構築するため、専門職や市民後見人、法人後見等権利擁護を担う人材を確保・育成し、その活動を支援します。また、日常生活自立支援事業との連携等を通じて、それぞれの担い手が円滑に活動できる体制の構築をめざします。

(権利擁護の多様な担い手との連携)

- ・弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職や後見活動を担うNPO等との連携を強化します。また、地域住民や民間団体等、多様な担い手の参加を促します。
- ・市民後見人や親族後見人、法人後見、専門職後見人等、多様な後見人が活動しやすい環境を整備します。
- ・法人後見については、継続的かつ組織的な支援が可能であるという特性を踏まえ、法人後見実施団体のネットワーク化を推進し、地域における権利擁護の基盤としての役割を強化します。
- ・既存の地域団体やボランティアと連携することで、新たな担い手を発掘し、支援の輪を広げます。

基本目標 4 災害時にも安心で、支え合う仕組みができている

重点施策 5 災害への備えや支援体制の構築

(1) 被災者支援の充実（平常時と災害時の取組の連動）

① 平常時と災害時の取組の連動

(災害時にも機能する地域コミュニティの形成)

- ・防災に向けた直接的な取組だけではなく、普段の地域活動や居場所を通じて、平常時からつながることで、災害時にも機能する地域コミュニティの形成を推進します。
- ・災害時に必要とされる取組は、日頃の地域活動の延長で取り組むべきものです。また、平常時の情報発信や声かけ活動は、将来想定される災害時においても役立ちます。

② 被災者に対する福祉的支援の充実

(平常時からの関係機関の連携強化)

- ・保健・医療・福祉支援チーム間の連携や協働を強化します。このチームには、DMAT（災害派遣医療チーム）、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、DWAT（災害派遣福祉チーム）等が含まれます。また、大阪府等との連携も深めます。
- ・避難行動要支援者以外にも支援が必要な人への支援を充実させるため、危機管理部局と福祉・保健医療部局の連携を強化します。
- ・令和 7（2025）年度に災害対策基本法により「被災者の生活環境の整備」に関して福祉サービスの提供を講ずることが規定されたことも踏まえ、平常時から福祉事業所等の支援体制を強化することで、災害時における福祉サービスの提供につなげます。また、DWAT と連携することで被災者が支援を継続して受けられる体制をめざします。

③ 協力団体との連携による災害ボランティアセンター等の円滑な運営

(平常時からの連携ネットワーク強化)

- ・災害時に災害ボランティアセンター等を円滑に運営するため、平常時から社協や関係団体等との連携体制を強化します。
- ・災害時には被災者への支援や見守り、災害ボランティアの受入等の非常に多岐にわたる対応が必要になることを想定し、実効性のある訓練等を実施します。これにより、発災時における協力団体との役割分担等を想定し、受援力の向上をめざします。
- ・複数の開設場所を確保することを検討し、迅速な開設や訓練を踏まえた効果的な運用、リスクの分散等を図ることで、迅速な被災者の生活再建を支えます。

(2) 避難行動要支援者への避難支援等の一層の推進

① 避難行動要支援者支援への理解促進と訓練等の推進

(地域の防災訓練との連携)

- ・地域が実施する防災訓練時に、避難行動要支援者の避難訓練も実施できるようにします。避難行動要支援者を含めた地域住民や介護事業所等と避難経路の確認等を目的とした避難訓練に取り組む

ことで、参加した福祉専門職や地域団体等の関係者が課題や状況を共有し、避難行動要支援者の避難支援について理解を深めます。

- ・また、個別避難計画に対する理解を促進するため、継続的に講習会の開催等の取組を行います。

②避難行動要支援者の把握の推進

(地域や専門職等との連携)

- ・避難行動要支援者の名簿作成について地域に広く周知します。作成された避難行動要支援者一覧表を、平常時から自治連合会長や校区福祉委員会委員長、民生委員・児童委員長、自主防災組織代表者等と共有し、日頃の見守り活動や避難支援活動に活用します。
- ・福祉専門職や関係者の協力を得ながら一覧表への登録や避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進します。
- ・災害時には福祉専門職や関係者と連携のもと、安否確認や福祉サービス、医療的ケア等の状況を把握し、災害時の福祉・医療的支援につなげます。

③避難行動要支援者の安否確認や避難支援の推進

(情報共有体制の構築)

- ・平常時から安否確認マニュアルを共有・活用し、市・区災害対策本部や危機管理部局、消防等の関係部局との連携を強化することで、避難支援に関する情報共有体制を構築します。
- ・危機管理部局が運用する被災者生活再建支援システムに避難行動要支援者や個別避難計画の情報を集約することで、避難行動要支援者等の安否確認や避難支援を迅速に行える体制を整備します。

(個別避難計画の作成推進)

- ・個別避難計画の作成を推進するために、対象者を拡充し、ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職との連携を強化します。
- ・避難行動要支援者本人や家族が避難場所、避難経路、必要な支援等を具体的に想定するセルフプラン（本人や家族が作成する個別避難計画）作成の取組を推進します。

(3) 支援が必要な人に配慮した避難所等の整備の推進

①支援が必要な人に配慮した避難所運営の推進

(指定避難所の充実)

- ・避難所となる学校園等のバリアフリー化を進め、支援が必要な人を受け入れるための環境整備を推進します。DWAT等との連携を進め、介護スペースの確保等、避難者が安心して生活できる環境を整えます。
- ・避難所環境の改善を通じて、避難者のQOL（生活の質）を高め、高齢者のADL（日常生活動作）低下を防ぐことが支援者の負担軽減にもつながります。

(福祉避難所の充実)

- ・福祉避難所においてもDWATとの連携により、安心して生活できる環境を整えます。
- ・社会福祉法人等が運営する高齢者福祉施設や障害者支援施設等の福祉避難所が参加する福祉避難所連絡会で協議を重ねることで、福祉避難所の充実に取り組みます。

(避難所以外の避難者への支援)

- ・様々な事情で避難所に避難できない被災者は支援に関する情報の入手が遅れるだけでなく、災害関連死や二次的な健康被害がおこることもあります。これらを防止する観点から DWATと連携し、在宅避難者や車中泊避難者等の状況把握・支援情報の提供を実施します。
- ・福祉サービス事業者や当事者団体等とも連携し、在宅避難者や車中泊避難者等に対しても、十分な福祉的支援を届けられるよう取り組みます。

②円滑な避難所運営体制の構築

(デジタル化の推進)

- ・災害時における避難所での情報収集体制を強化するため、危機管理部局等と連携の上デジタル化を推進することで、必要な支援物資情報を集約するなど、災害時の避難所の円滑な運用をめざします。また、これにより保健・医療・福祉支援チームの活動を円滑に調整できるように大阪府とも連携します。

(福祉避難所間の連携強化)

- ・福祉避難所連絡会等を通じて、福祉避難所間の連携体制を強化し、模擬訓練を推進することで、円滑な避難所運営をめざします。これにより、平常時から関係機関や本市、施設同士の連携を深めます。

重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業実施計画

1 重層的支援体制整備事業の概要

(1) 社会福祉法における規定

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2（2020）年法律第 52 号）に伴う社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、断らない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた 3 つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、令和 3（2021）年 4 月 1 日に施行されました。

本市では包括的な支援体制を構築するため、令和 6（2024）年度より重層的支援体制整備事業を本格実施しています。

本計画には、重層的支援体制整備事業実施計画を包含し、策定しています。

(2) 地域福祉計画における重層的支援体制整備事業の位置づけ

本計画における「重点施策 1 誰一人取り残さない包括的な支援体制の整備」において、全世代型・全対象型の包括的支援体制の構築を掲げており、その取組の 1 つとして重層的支援体制整備事業を位置づけています。

重層的支援体制整備事業を活用し、本市がめざす包括的な支援体制については p.50「図 4-2 本市における包括的な支援体制のイメージ」に記載しています。

2 重層的支援体制整備事業一覧

(1) 包括的相談支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイからニ）

事業名	所管部署
地域包括支援センターの運営 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイ） （介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1～3 号）	長寿支援課
障害者相談支援事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のロ） （障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号）	障害施策推進課
利用者支援事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のハ） （子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号）	子ども育成課・子ども家庭課・ 子どもの未来応援室・ 幼保政策課
生活困窮者自立相談支援事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のニ） （生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項）	地域共生推進課

(2) 地域づくり支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のイからニ）

事業名	所管部署
地域介護予防活動支援事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のイ） （介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号）	長寿支援課
生活支援体制整備事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のイ） （介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）	長寿支援課
地域活動支援センター機能強化事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のロ） （障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号）	障害施策推進課
地域子育て支援拠点事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のハ） （子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号）	子ども育成課
生活困窮者支援等のための地域づくり事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のニ）	地域共生推進課

(3) 多機関協働事業等（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号）

事業名	所管部署
参加支援事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）	地域共生推進課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）	
多機関協働事業 （社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号及び第 6 号）	地域共生推進課・ 各区保健福祉総合センター

3 重層的支援体制整備事業における事業実施体制

(1) 包括的相談支援事業

実施事業	実施体制
地域包括支援センターの運営	基幹型包括支援センター及び地域包括支援センター 【対象者】65歳以上の高齢者等 【実施方式】委託 【圏域】基幹型包括支援センター（区域） 地域包括支援センター（日常生活圏域） 【支援機関】 堺 区 基幹型 1 箇所+地域包括支援センター4 箇所 中 区 基幹型 1 箇所+地域包括支援センター3 箇所 東 区 基幹型 1 箇所+地域包括支援センター2 箇所 西 区 基幹型 1 箇所+地域包括支援センター3 箇所 南 区 基幹型 1 箇所+地域包括支援センター4 箇所 北 区 基幹型 1 箇所+地域包括支援センター4 箇所 美原区 基幹型 1 箇所+地域包括支援センター1 箇所 【業務内容】 総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的マネジメント支援等
障害者相談支援事業	総合相談情報センター、障害者基幹相談支援センター 【対象者】障害のある人及びその家族等 【実施方式】委託 【圏域】市域+区域 【支援機関】 総合相談情報センター（1 箇所） 障害者基幹相談支援センター（7 箇所） 【業務内容】 総合相談支援、権利擁護、居住サポート、地域移行支援、人材育成等
利用者支援事業	利用者支援事業 【対象者】妊産婦及びこどもとその家族等 【実施方式】直営 【圏域】区域 【支援機関】 保健福祉総合センター（子育て支援課・保健センター）（7 箇所） 【業務内容】 教育・保育施設及び地域子育て支援事業等に関する相談支援や助言、情報提供等

生活困窮者 自立相談 支援事業	自立相談支援事業 【対象者】現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方及びその家族等 【実施方式】委託 【圏域】市域 【支援機関】堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」 【業務内容】 生活困窮に関する包括的・継続的相談、個別支援計画の作成、支援の提供
-----------------------	--

(2) 地域づくり支援事業

実施事業	実施体制
地域介護予防 活動支援事業	地域のつながりハート事業（校区福祉委員会活動） 【実施方式】補助 【活動主体】校区福祉委員会 【校区福祉委員会数】93 か所 【補助目的】 住民参加と協力による地域での支え合い、助け合い活動の推進体制整備
生活支援体制 整備事業	生活支援コーディネーター配置事業 【実施方式】委託 【支援機関】第 1 層生活支援コーディネーター（市域）1 人 第 2 層生活支援コーディネーター（日常生活圏域）21 人 【業務内容】 地域ニーズと資源の状況の見える化、関係者のネットワーク構築、生活支援の担い手の要請やサービスの開発、研修の企画及び開催、協議体の設置等
地域活動支援 センター機能 強化事業	地域生活支援事業（地域活動支援センター） 【実施方式】委託 【支援機関】地域活動支援センター 連携強化型 5 か所 居場所支援型 8 か所 入浴支援強化型 2 か所 【業務内容】 創作的活動又は生産活動の機会提供等
地域子育て 支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業 【実施方式】直営、委託、補助 【支援機関】さかいっこひろば、子育て支援課（堺区を除く 6 区） みんなの子育てひろば（36 か所） 【業務内容】 子育て親子の交流場所の開設、子育てに関する相談、情報提供

生活困窮者 支援等のための 地域づくり事業	堺市ボランティアネットワーク推進事業 【実施方式】補助 【支援機関】堺市社会福祉協議会事務局・区事務所 【業務内容】 ボランティア相談窓口、ボランティア講座、ボランティア体験促進等による市民のボランティア活動への参加促進、市民活動の活性化
-----------------------------	---

(3) 多機関協働事業等

実施事業	実施体制
参加支援事業	コミュニティソーシャルワーカー設置業務 【対象者】既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人等 【実施方式】委託 【支援機関】コミュニティソーシャルワーカー（日常生活圏域）21人 【事業内容】 既存の支援では対応が困難なケースに対応するため、福祉サービス事業所等の地域の社会資源を活用、または新たな社会資源を開拓し、要支援者の社会との関係構築に向けた支援
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	コミュニティソーシャルワーカー設置業務 【対象者】制度の狭間に陥っている、あるいは複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているなど、自ら支援を求めることができない人等 【実施方式】委託 【支援機関】コミュニティソーシャルワーカー（日常生活圏域）21人 【事業内容】 長期にわたり人と社会と交流をしてこなかった方等、本人との信頼関係を築くまで時間を要する方等に対して訪問等によりアプローチし、適切な支援機関へつなぐなどの支援
多機関協働事業	区を基盤とした会議体の設置 【対象者】複雑化・複合化した課題を有している人（世帯） 【実施方式】直営（保健福祉総合センター） 【事業内容】 既存の制度では対応できない課題が複雑化・複合化しているケースについて、課題や支援の方向性を整理

第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画

社協計画掲載予定

資料

計画の策定経過

令和 6（2024）年度の審議経過

（1）堺市地域福祉計画推進懇話会

回	開催日	案件
第 1 回	令和 6（2024）年 7 月 26 日	・第 4 次堺市地域福祉計画・第 6 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画「堺あったかぬくもりプラン 4」の進捗について（基本目標①・④のみ） ・第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉推進総合計画「（仮称）堺あったかぬくもりプラン 5」の策定及び調査研究について
第 2 回	令和 6（2024）年 9 月 30 日	・第 4 次堺市地域福祉計画・第 6 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画「堺あったかぬくもりプラン 4」の進捗について（基本目標②・③のみ） ・第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉推進総合計画「（仮称）堺あったかぬくもりプラン 5」の策定及び調査研究について
第 3 回	令和 7（2025）年 2 月 17 日	・第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉推進総合計画「（仮称）堺あったかぬくもりプラン 5」の策定及び調査研究について ・次年度における第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉推進総合計画「（仮称）堺あったかぬくもりプラン 5」の策定体制（案）等について

（2）堺市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

回	開催日	案件
第 1 回	令和 6（2024）年 8 月 22 日	・第 4 次堺市地域福祉計画・第 6 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画「堺あったかぬくもりプラン 4」の進捗について（基本目標①・④のみ） ・第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉推進総合計画「（仮称）堺あったかぬくもりプラン 5」の策定及び調査研究について
第 2 回	令和 7（2025）年 3 月 27 日	・第 4 次堺市地域福祉計画・第 6 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画「堺あったかぬくもりプラン 4」の進捗について（基本目標②・③のみ） ・第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉推進総合計画「（仮称）堺あったかぬくもりプラン 5」の策定及び調査研究について ・「中区における生活保護制度運用上の課題に関する検証委員会報告書」を踏まえた本市の生活保護制度運用上の課題改善への取組について

（3）堺市地域福祉推進庁内委員会

回	開催日	案件
第 1 回	令和 6（2024）年 7 月 17 日	・第 4 次堺市地域福祉計画・第 6 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画「堺あったかぬくもりプラン 4」の進捗について（基本目標①・④のみ） ・第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉推進総合計画「（仮称）堺あったかぬくもりプラン 5」の策定及び調査研究について

第 2 回	令和 6（2024）年 9 月 20 日	・第 4 次堺市地域福祉計画・第 6 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画「堺あったかぬくもりプラン 4」の進捗について（基本目標②・③のみ） ・第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉推進総合計画「（仮称）堺あったかぬくもりプラン 5」の策定及び調査研究について
第 3 回	令和 7（2025）年 2 月 10 日	・第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉推進総合計画「（仮称）堺あったかぬくもりプラン 5」の策定及び調査研究について ・次年度における第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉推進総合計画「（仮称）堺あったかぬくもりプラン 5」の策定体制（案）等について

（4）堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画推進協議会

回	開催日	案件
第 1 回	令和 7（2025）年 3 月 10 日	・令和 6 年度堺市地域福祉計画推進懇話会について ・第 6 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画について ・次期計画策定について

令和 7（2025）年度の審議経過

（1）堺市地域福祉計画推進懇話会

回	開催日	案件
第 1 回	令和 7（2025）年 5 月 27 日	・「堺あったかぬくもりプラン 4」（現計画）に関連する新たな取組について（令和 7 年度～） ・第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉推進総合計画（（仮称）堺あったかぬくもりプラン 5）の策定に向けて
第 2 回	令和 7（2025）年 8 月 8 日	・第 5 次堺市地域福祉計画／第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画「堺あったかぬくもりプラン 5」骨子（案）について ・次期計画の重点施策に係る取組イメージ等について
第 3 回	令和 7（2025）年 10 月 29 日	・第 5 次堺市地域福祉計画／第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画「堺あったかぬくもりプラン 5」（案）について
第 4 回		

(2) 堺市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

回	開催日	案件
第 1 回	令和 7 (2025) 年 8 月 28 日	・生活保護に関するアンケート調査結果について ・第 5 次堺市地域福祉計画／第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画「堺あったかぬくもりプラン 5」骨子（案）について ・次期計画の重点施策に係る取組イメージ等について
第 2 回	令和 7 (2025) 年 11 月 6 日	・第 5 次堺市地域福祉計画／第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画「堺あったかぬくもりプラン 5」（案）について
第 3 回		

(3) 堺市地域福祉推進庁内委員会

回	開催日	案件
第 1 回	令和 7 (2025) 年 5 月 14 日	・「堺あったかぬくもりプラン 4」（現計画）に関連する新たな取組について（令和 7 年度～） ・第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉推進総合計画（（仮称）堺あったかぬくもりプラン 5）の策定に向けて
第 2 回	令和 7 (2025) 年 8 月 1 日	・第 5 次堺市地域福祉計画／第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画「堺あったかぬくもりプラン 5」骨子（案）について ・次期計画の重点施策に係る取組イメージ等について
第 3 回	令和 7 (2025) 年 10 月 24 日	・第 5 次堺市地域福祉計画／第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画「堺あったかぬくもりプラン 5」（案）について
第 4 回		

(4) 堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画推進協議会

回	開催日	案件
第 1 回	令和 7 (2025) 年 8 月 29 日	・令和 7 年度堺市地域福祉計画推進懇話会について ・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画について ・今後の予定について
第 2 回	令和 7 (2025) 年 11 月 11 日	・第 5 次堺市地域福祉計画／第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画「堺あったかぬくもりプラン 5」（案）について
第 3 回		

委員名簿（令和 8（2026）年 3 月末時点 敬称略）

（1）堺市地域福祉計画推進懇話会（◎座長 ○職務代理）

氏名	所属等
上出 晶子	大阪刑務所 調査・支援部長
榎本 淳二	特定非営利活動法人 堺市相談支援ネット 堺区障害者機関相談支援センター長
○垣田 裕介	大阪公立大学 教授
景山 花子	堺市老人クラブ連合会 理事
梶山 尚也	堺市社会福祉施設協議会 常任委員
加藤 智子	大阪弁護士会
栗田 新一	大阪司法書士会
澤村 康孝	大阪社会福祉士会 理事
谷口 誠乙	堺市保護司会連絡協議会 副会長
◎所 めぐみ	関西大学 教授
野田 満由美	特定非営利活動法人 み・らいず 2 理事
濱島 淑恵	大阪公立大学 教授
藤原 真紀	さかい地域包括・在宅介護支援センター協議会 東第 2 地域包括支援センター 管理者
寶楽 陸寛	特定非営利活動法人 SEIN コミュニティ Labo 所長
本村 綾乃	特定非営利活動法人 シビルブレイン 理事
矢野 陽子	さかいボランティア連絡会 副会長

（2）堺市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（◎会長 ○職務代理）

氏名	所属等
秋元 さつき	堺市民生委員児童委員連合会 副会長
天野 隆次	堺市自治連合協議会 会長
鶴浦 直子	大阪公立大学 准教授
大島 知子	堺市校区福祉委員会連合協議会 副会長
○金澤 ますみ	桃山学院大学 教授
木村 正明	堺市社会福祉協議会 会長
小堀 清次	堺市議会議員
嵯峨 嘉子	大阪公立大学 准教授 ※令和 6（2024）年 11 月から臨時委員
崎川 晃弘	特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会 副理事長
西尾 薫	堺市更生保護女性会 会長
東根 ちよ	大阪公立大学 准教授
◎松端 克文	武庫川女子大学 教授

(3) 堺市地域福祉推進庁内委員会 (◎委員長)

政策企画部長	危機管理室長	財政部長
市民生活部長	ダイバーシティ推進部長	スポーツ部長
環境事業部長	◎生活福祉部長	長寿社会部長
障害福祉部長	健康部長	子ども青少年育成部長
産業戦略部長	交通部長	住宅部長
南区役所副区長	消防局予防部長	教育委員会事務局 総務部長

(4) 堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画推進協議会 (◎委員長 ○職務代理)

氏名	所属等
池崎 守	堺市自治連合協議会 副会長／堺市校区福祉委員会連合協議会 会長
小田 多佳子	特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会 理事長
◎小野 達也	桃山学院大学 教授
鳳野 雪保	堺市健康福祉局 障害福祉部長
小谷 豊	堺市社会福祉施設協議会 保育連絡会 代表
里見 和彦	堺市歯科医師会 常務理事
佐野 庸子	堺市健康福祉局 長寿社会部長
辻 洋児	堺市老人クラブ連合会 会長
中辻 さつ子	堺市民生委員児童委員連合会 会長
永井 義雄	堺市健康福祉局 健康部長
長尾 正志	堺市健康福祉局 生活福祉部長
浪花 有紀	堺市医師会 理事
西上 孔雄	特定非営利活動法人 さかい市民ネット 役員
○東根 ちよ	大阪公立大学 准教授
東野 秀一	堺市子ども青少年局 子ども青少年育成部長
平野 祐子	堺市女性団体協議会 運営委員
丸山 芳美	さかいボランティア連絡会 会長
宮川 道英	堺市薬剤師会 専務理事
渡邊 耕太	堺市教育委員会事務局 学校教育部長

アンケート調査結果の概要

1 調査の実施概要

(1) 調査の目的

第5次堺市地域福祉計画の策定（市町村成年後見制度利用促進計画／地方再犯防止推進計画／重層的支援体制整備事業実施計画／生活困窮者自立支援方策を包含し、第7次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画と一体的に策定）に向けた基礎資料として、地域福祉に関する現状や課題を把握するために実施しました。

(2) 調査対象

①市民調査 3,000件：18歳以上の市民から無作為に抽出（令和6（2024）年8月末時点）

②団体・機関調査 800件

団体 400件		機関 400件	
校区福祉委員会	93件	市域の支援機関・行政機関等	22件
民生委員児童委員会	93件	区域の支援機関・行政機関等	37件
社協登録ボランティアグループ（抽出）	81件	地域支援機関 （地域包括支援センター等）	34件
NPO法人（抽出）	63件	成年後見関係機関・団体	7件
みんなの子育てひろば（抽出）	14件	再犯防止関係機関・団体	8件
子ども食堂（抽出）	43件	社会福祉法人	118件
自助グループ・当事者組織（抽出）	6件	居宅介護支援事業所（抽出）	58件
フリースクール（抽出）	7件	指定相談支援事業所（抽出）	58件
		児童養護施設	4件
		児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所（抽出）	25件
		保育園（抽出）	28件
		居住支援法人（抽出）	1件

(3) 調査期間

①市民調査：令和6（2024）年11月13日（発送）～12月17日

*令和6（2024）年12月31日到着分まで受付

②団体・機関調査：令和6（2024）年11月22日（発送）～12月24日

*令和7（2025）年1月10日到着分まで受付

(4) 回収状況

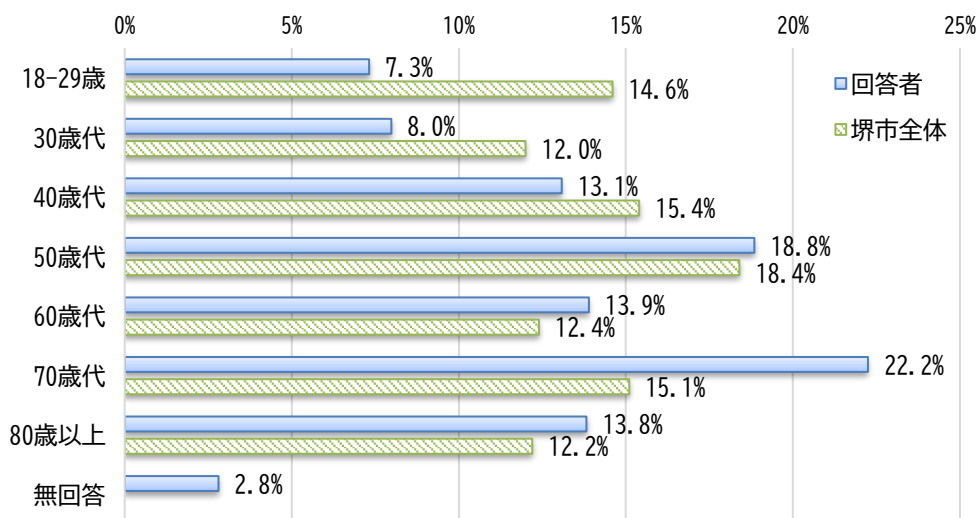
	有効発送数	郵送回答	WEB回答	回答数合計	回収率
①市民調査	2,977件	979件（72.4%）	374件（27.6%）	1,353件	45.4%
②団体・機関調査	796件	326件（68.5%）	150件（31.5%）	476件	59.8%

2 市民調査結果

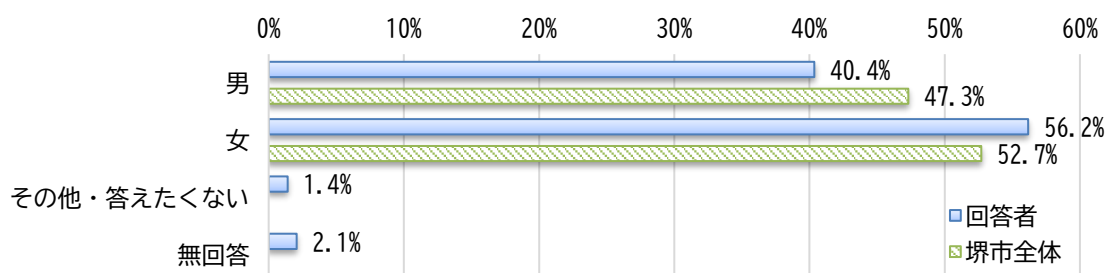
* 注記がない場合、母数は 1,353 件です。

(1) 回答者の属性

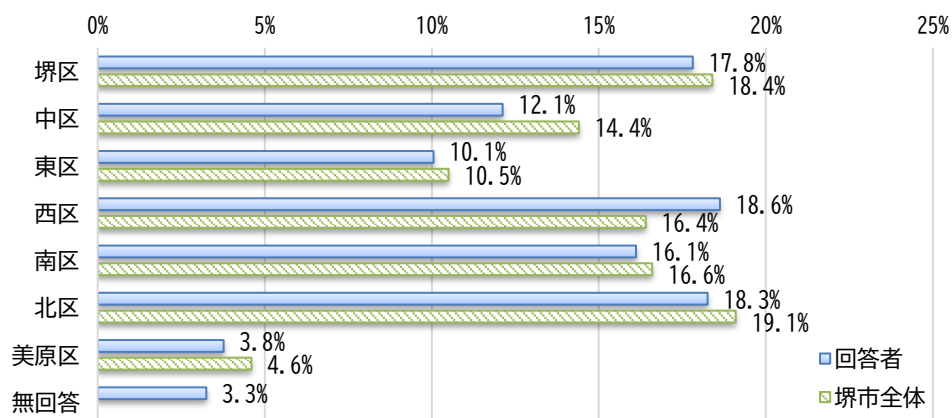
問 21-1 あなたの年齢は。(自由記述をもとに整理)



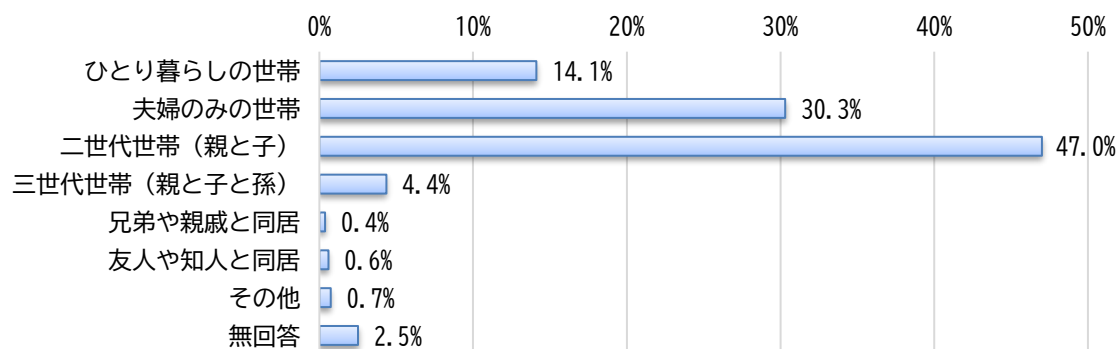
問 21-2 あなたの性別は。(単一回答)



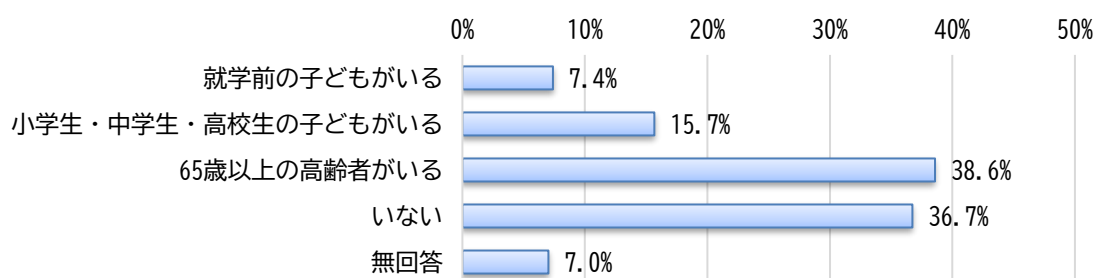
問 21-3 あなたがお住まいの地域は。(単一回答)



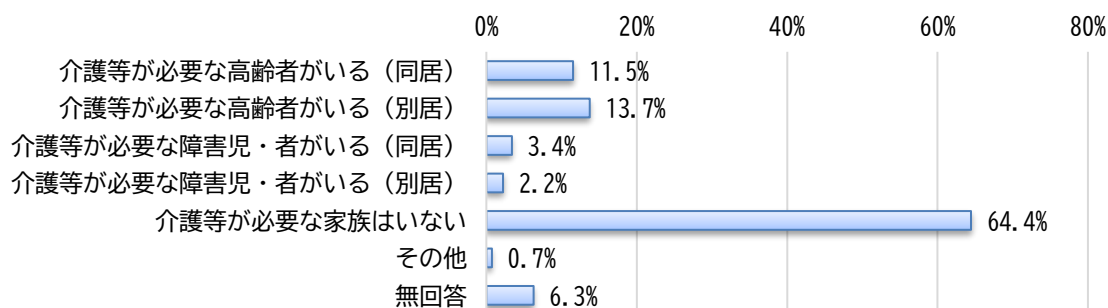
問 21-4 あなたの世帯のタイプは次のうちどれに該当しますか。(単一回答)



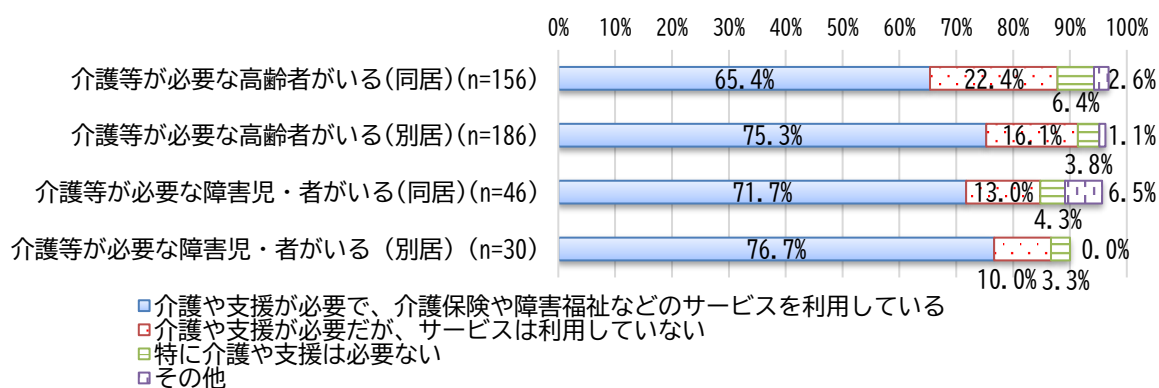
問 21-5 同居されているご家族に、18 歳未満の子どもや 65 歳以上の高齢者がいますか（複数回答）



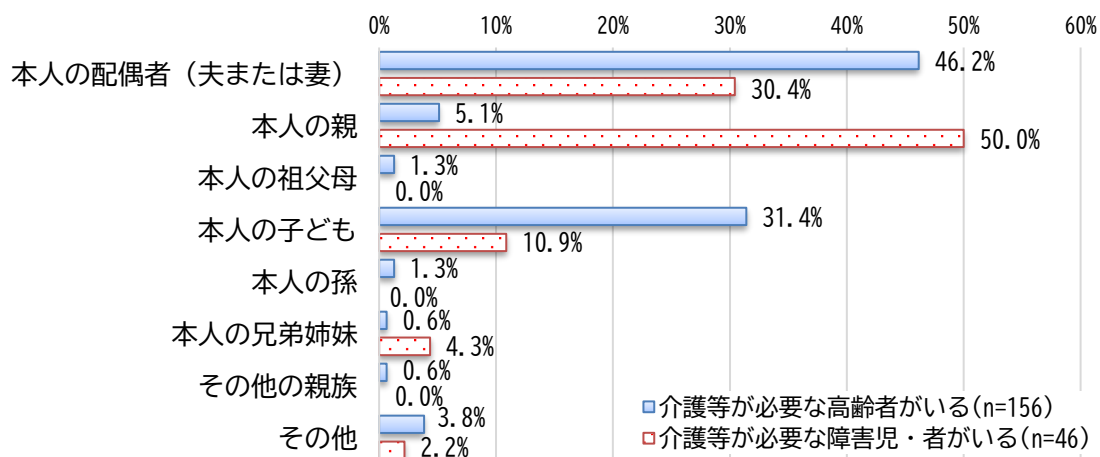
問 21-6 あなた自身も含めて、ご家族に介護等が必要な方がいますか（複数回答）



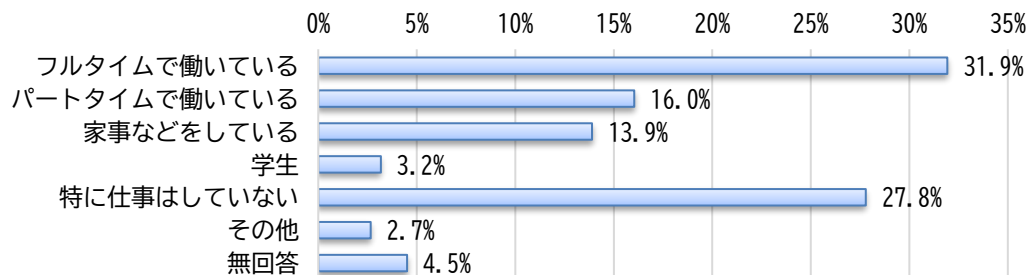
問 21-7 あなた自身も含めて介護等が必要なご家族がいる場合、支援サービスを利用していますか。（単一回答）



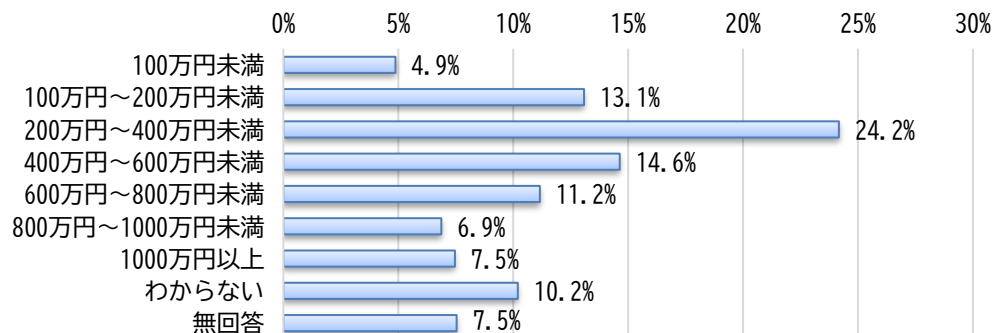
問 21-8 介護等が必要な同居のご家族がいる場合、主に誰が介護を担っていますか。（複数回答）



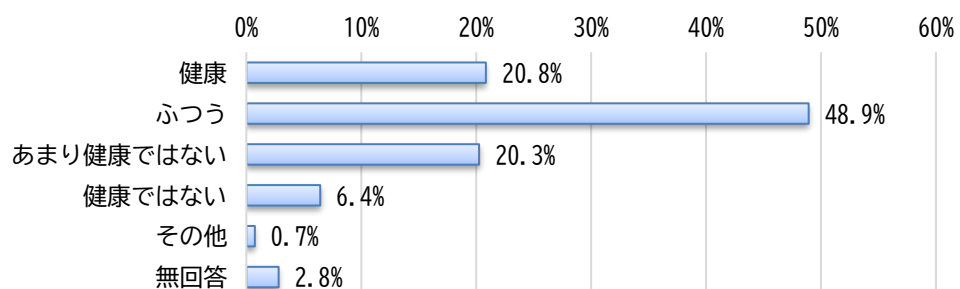
問 21-9 あなたはお仕事に就いていますか。（単一回答）



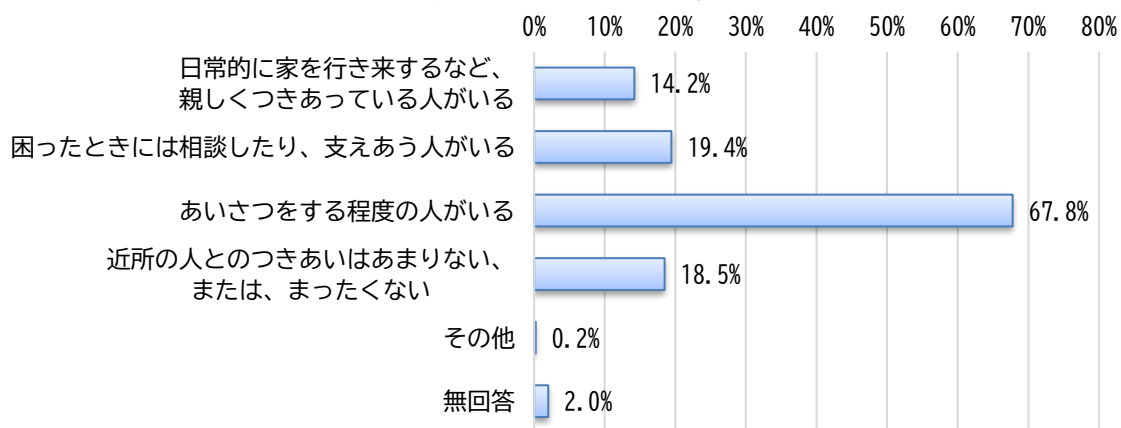
問 21-10 ご家族を含めて、あなたの世帯における昨年のおおよその年収を教えてください。（単一回答）



問 21-11 あなたの健康状態はいかがですか。（単一回答）

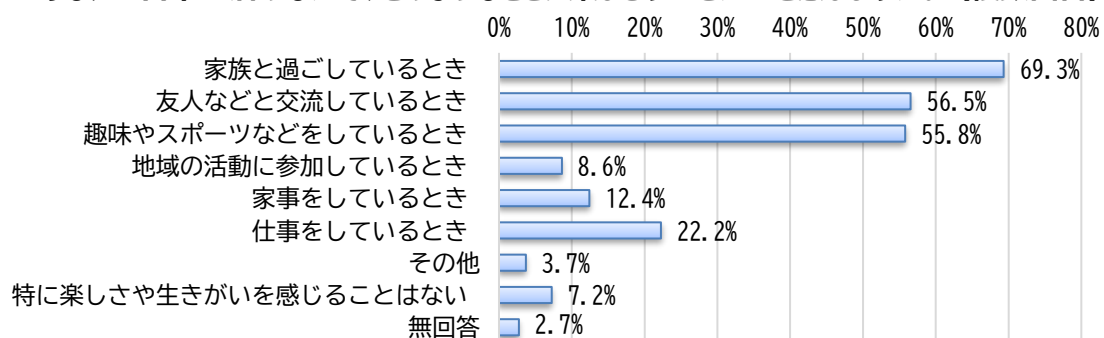


問 21-12 あなたは、近所の人とどれくらいのおつきあいがありますか。（複数回答）

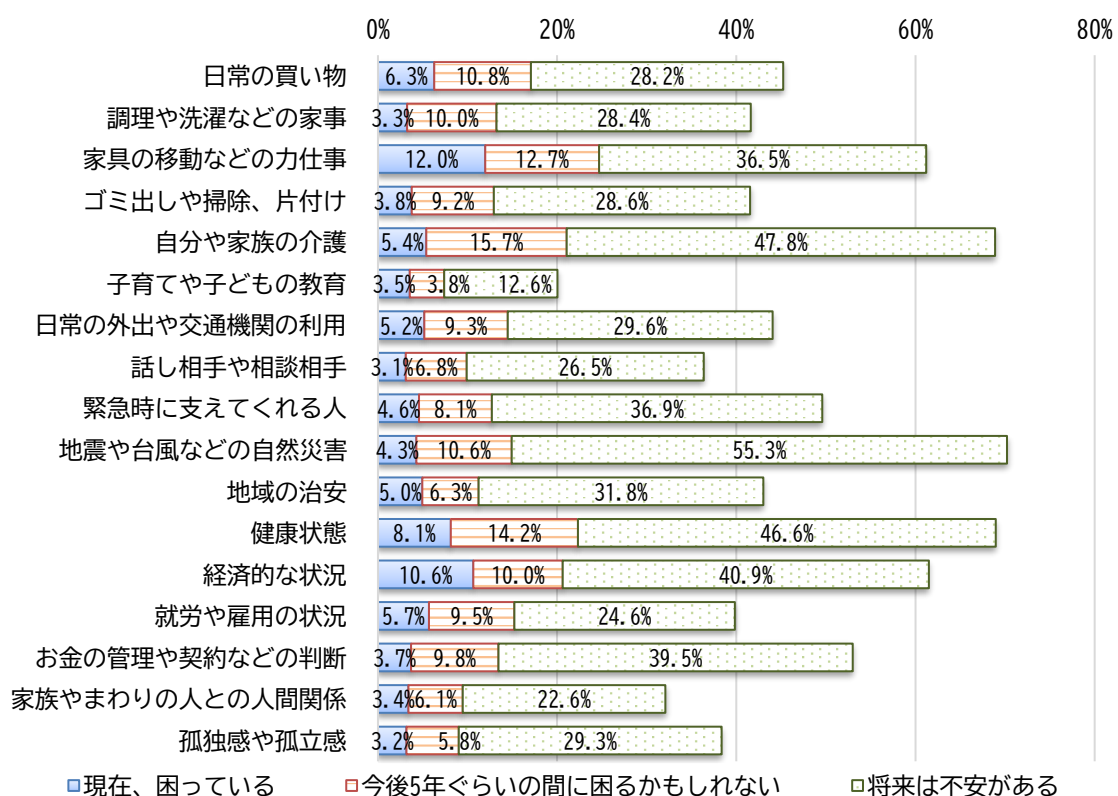


(2) 日常生活での「楽しみ」や「困りごと」について

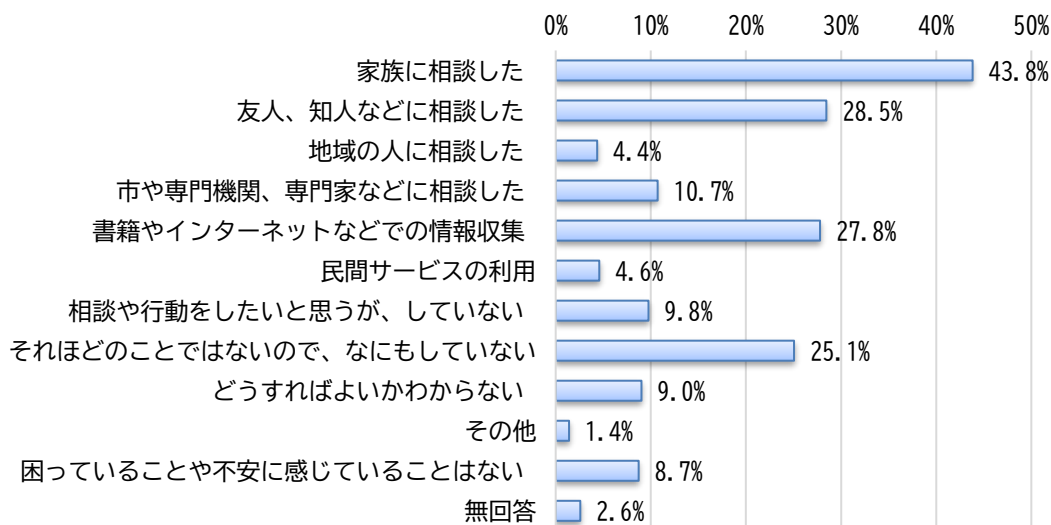
問 1 あなたは日常生活のなかで、どのようなときに楽しさや生きがいを感じますか。（複数回答）



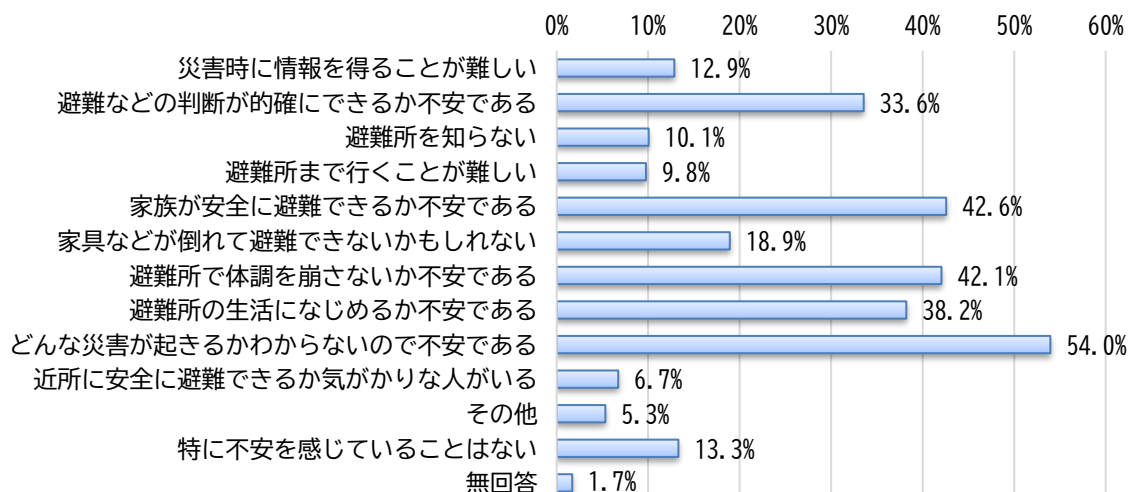
問 2 あなたは日常生活に関する以下のことで、困っていることや不安に感じていることがありますか。（各項目について 1 つ回答）



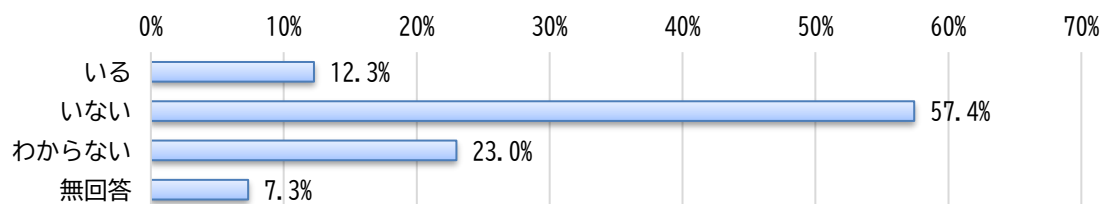
問 3 問 2 でお聞きしたような日常生活の困りごとや不安を解決していくために、あなたがしたことがあることに関して、あてはまるものはありますか（複数回答）



問 4 地震や台風などの災害時の避難に関して、あてはまるものはありますか（複数回答）

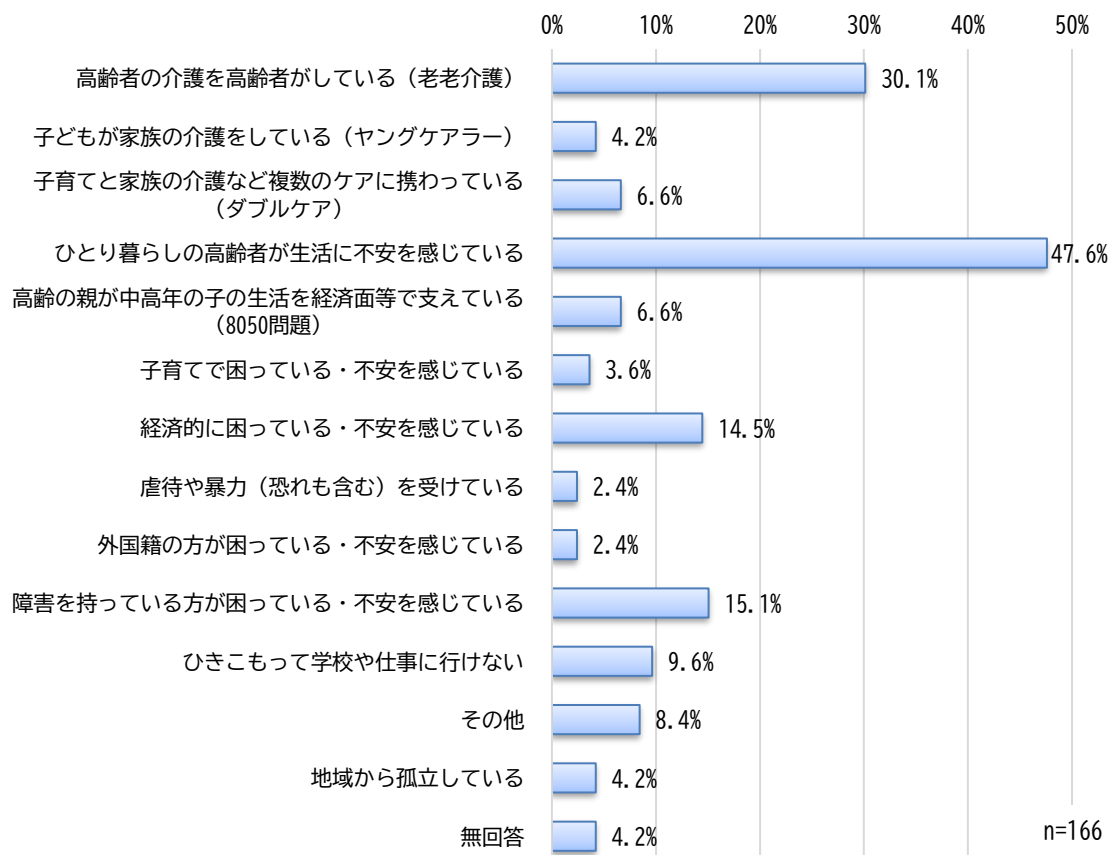


問 5 あなたは、家族や親族以外で、地域で気がかりな人がいますか。（単一回答）

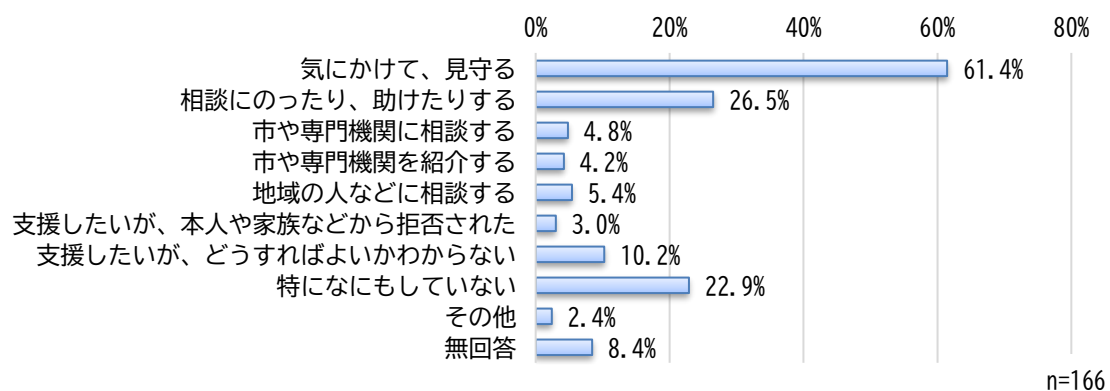


【問 5 家族や親族以外で、地域で気がかりな人が「いる」と答えた方（166 人）】

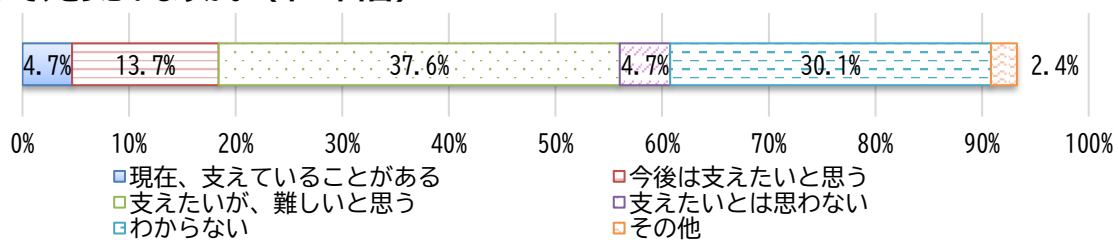
気がかりなのは、どのような方ですか（複数回答）



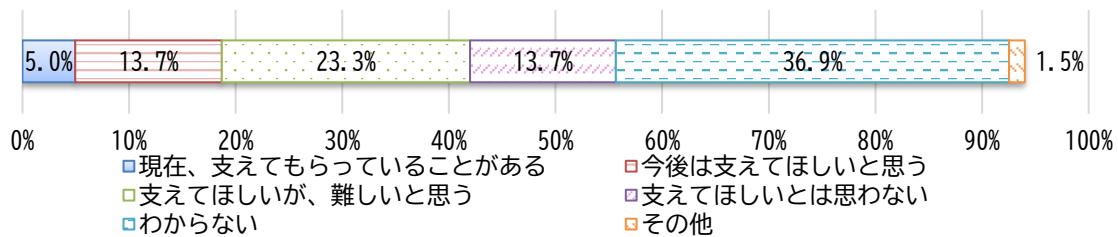
その人に対して、あなたはなにかしたことはありますか（複数回答）



問 6-1 日常生活の困りごとや不安を解決するひとつの方法として、あなたが地域の人を支えることについて、どう思いますか。（単一回答）



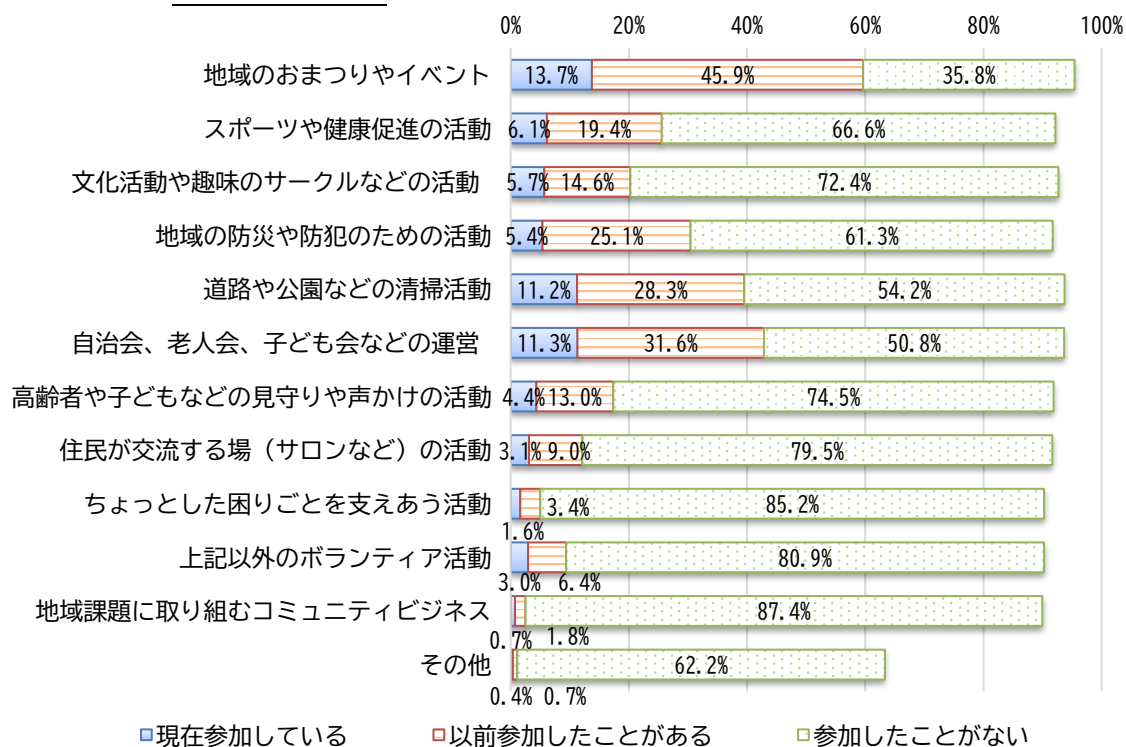
問 6-2 日常生活の困りごとや不安を解決するひとつの方法として、あなたが地域の人から支えてもらうことについて、どう思いますか。（単一回答）



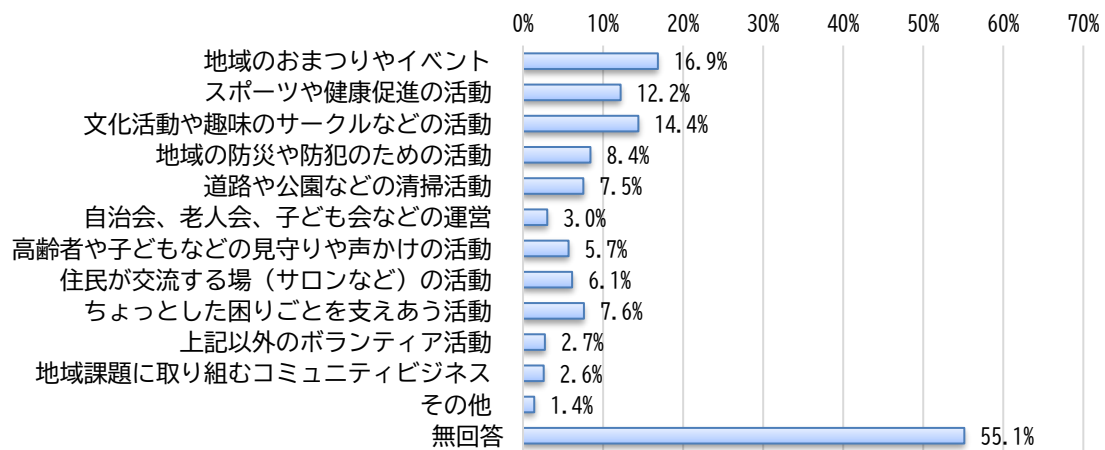
		問 6-1						
		現在、支えて いることがある (n=63)	今後は支えたい と思う (n=186)	支えたいが、 難しいと思う (n=509)	支えたいとは思 わない (n=64)	わからない (n=407)	その他 (n=33)	無回答 (n=91)
問 6 2	現在、支えてもら っていることがある	34.9%	2.7%	4.7%	3.1%	1.5%	15.2%	3.3%
	今後は支えて ほしいと思う	25.4%	40.9%	12.0%	0.0%	6.1%	3.0%	7.7%
	支えてほしいが、 難しいと思う	19.0%	19.9%	43.0%	4.7%	7.9%	12.1%	8.8%
	支えてほしいとは思 わない	7.9%	8.1%	13.9%	70.3%	10.6%	15.2%	1.1%
	わからない	6.3%	25.3%	25.0%	18.8%	71.3%	24.2%	12.1%
	その他	4.8%	1.1%	0.8%	3.1%	0.0%	24.2%	1.1%
	無回答	1.6%	2.2%	0.6%	0.0%	2.7%	6.1%	65.9%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 地域との関わりや活動への参加について

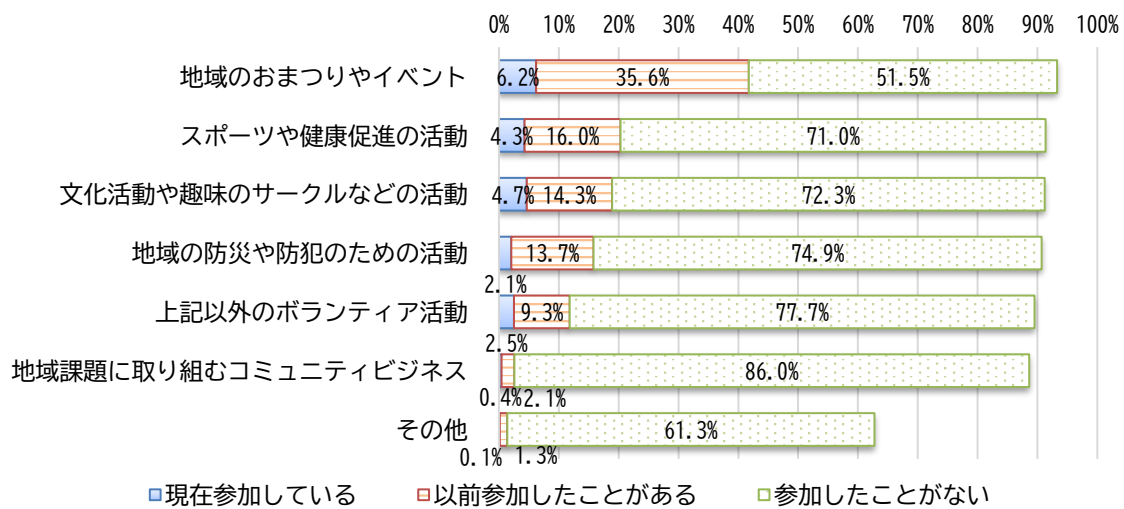
問 7 あなたは、お住まいの地域で次のような活動に参加していますか。（各項目について 1 つ回答）



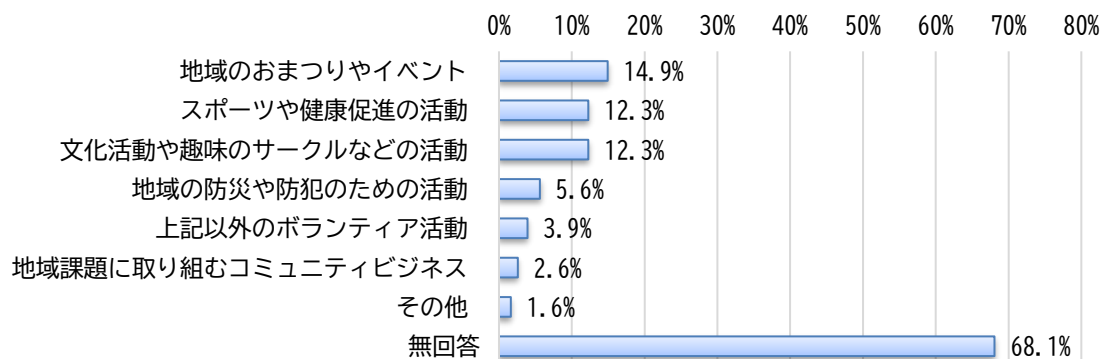
上記のうち、今後参加したいものがあれば、お答えください（3つまで）



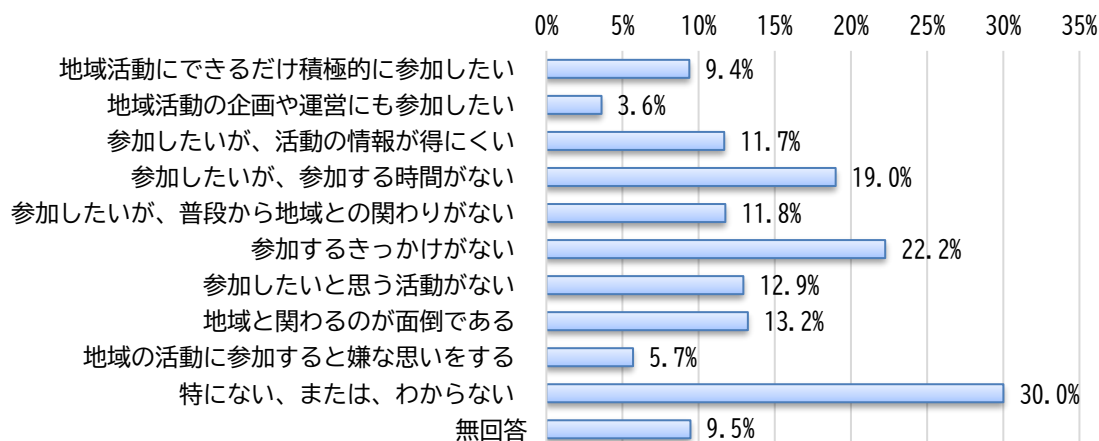
問 8 あなたは、お住まいの地域以外で次のような活動に参加したことがありますか。（各項目について1つ回答）



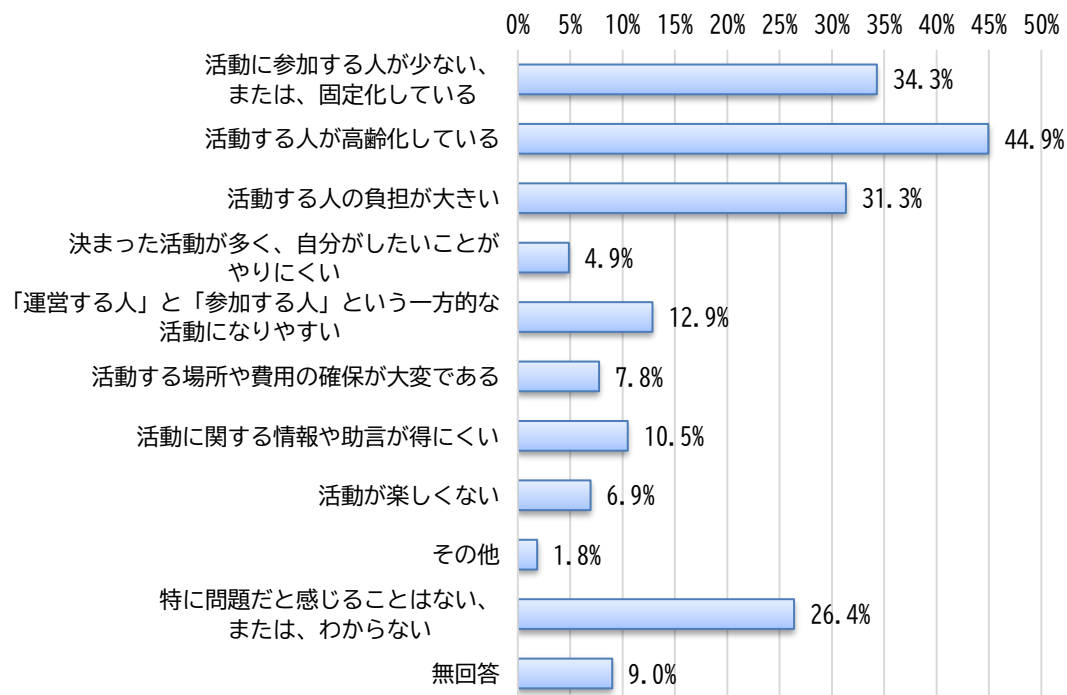
上記のうち、今後参加したいものがあれば、お答えください（3つまで）



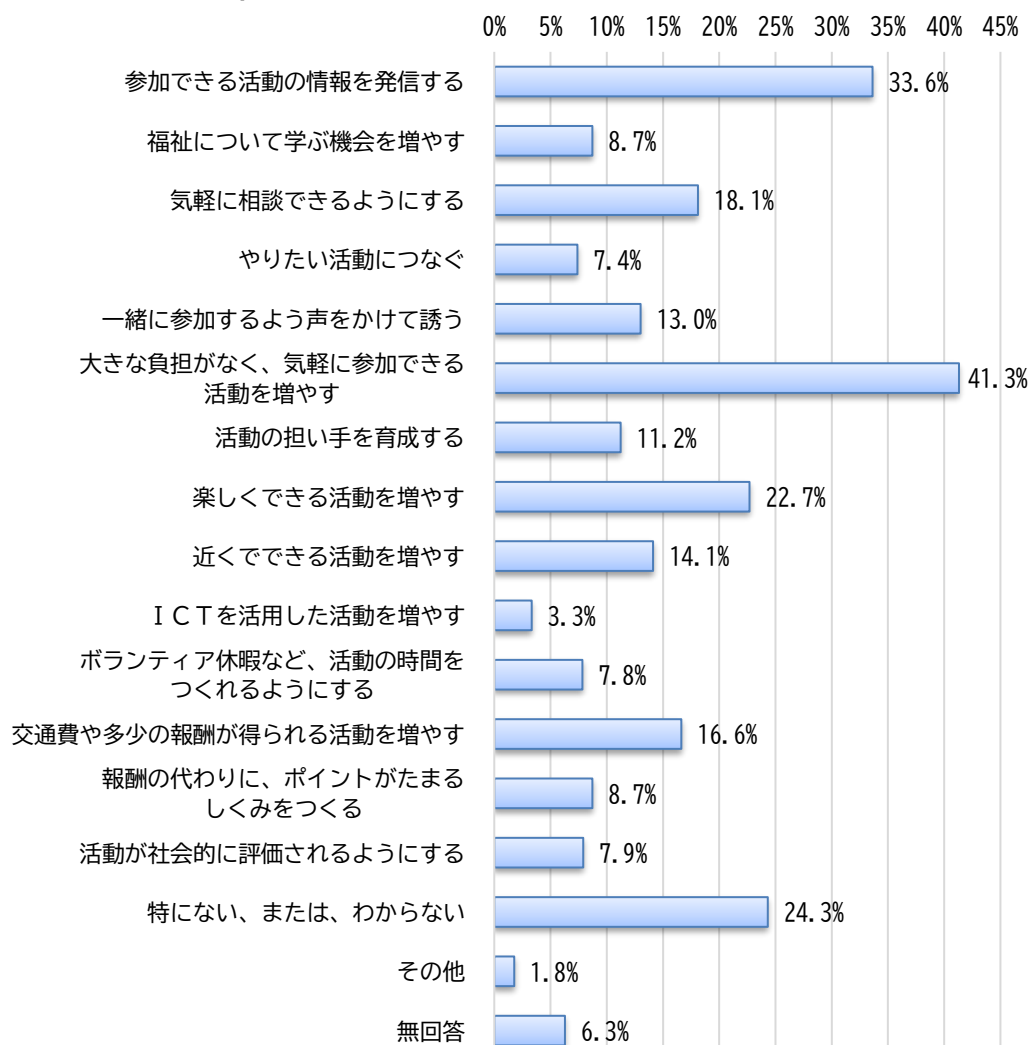
問 9 あなたは、お住まいの地域の活動への参加について、あてはまることはありますか。（複数回答）



問 10 市民による地域の活動について、課題だと思いませんか。（複数回答）

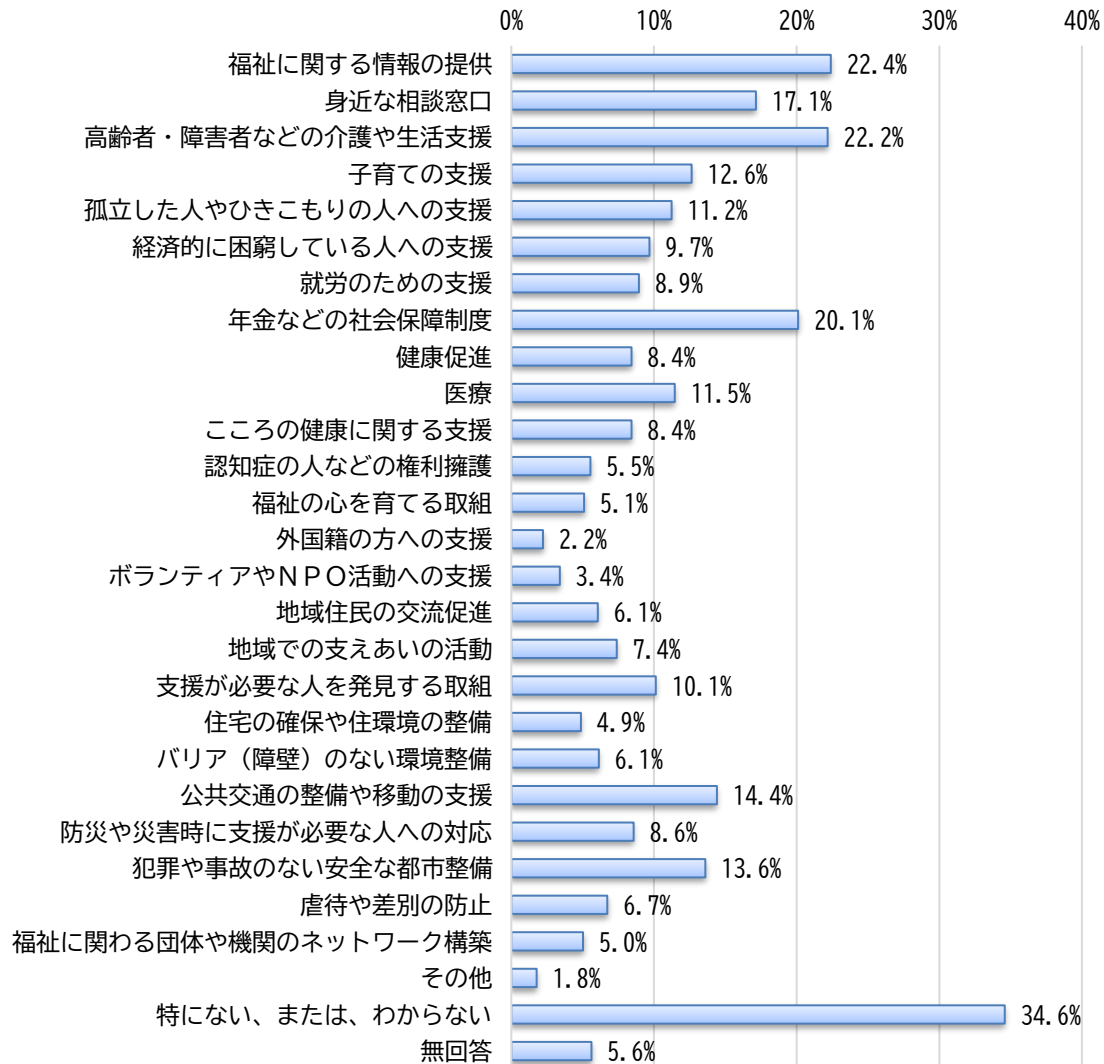


問 11 あなたは、どのような取組を特に優先的に進めるのがよいと思いますか。（複数回答）

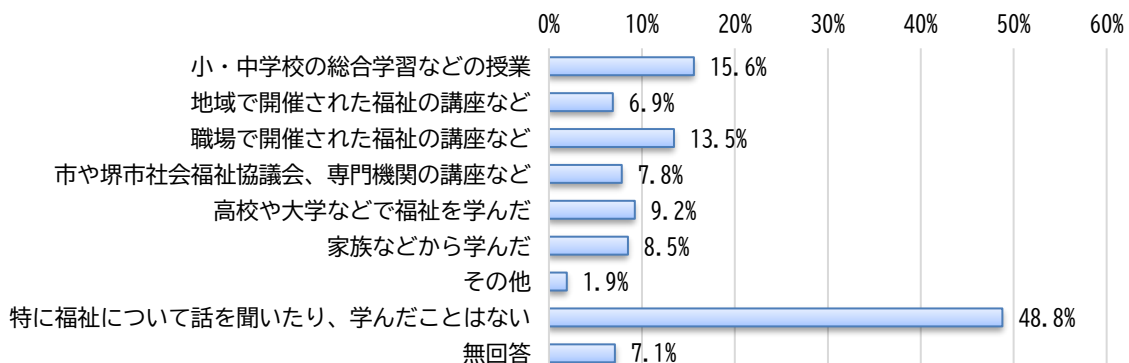


(4) 福祉に関する考えについて

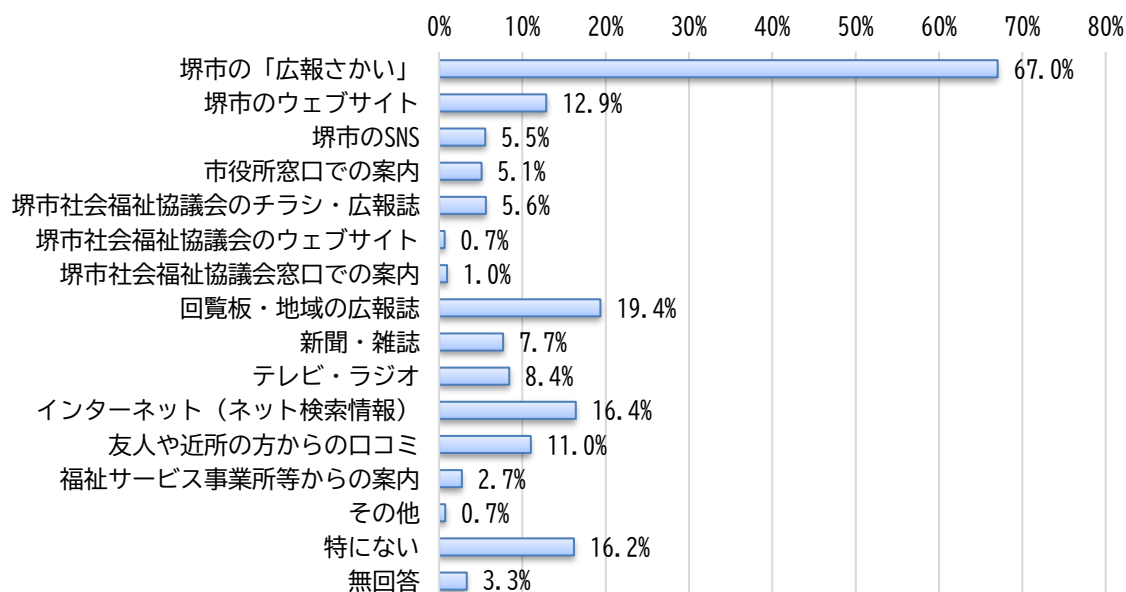
問 12 本市の福祉に関する環境について、不十分だと思うことはありますか。(複数回答)



問 13 あなたは、どこかで福祉について話を聞いたり、学んだことがありますか。(複数回答)

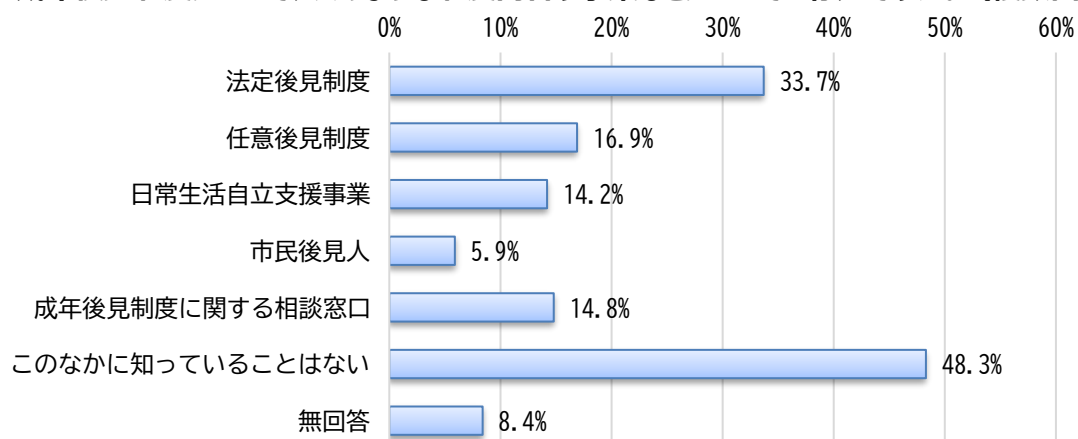


問 14 あなたは、堺市の福祉に関する情報をどのような手段で入手しますか。（複数回答）

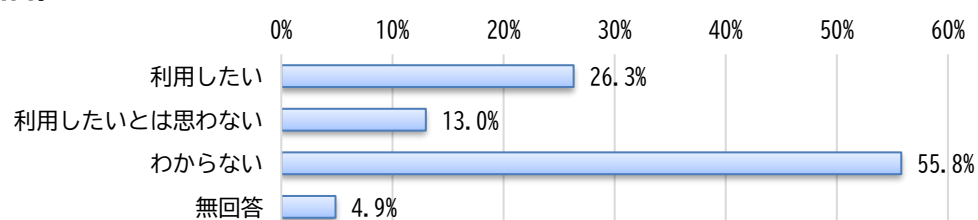


（5）成年後見制度について

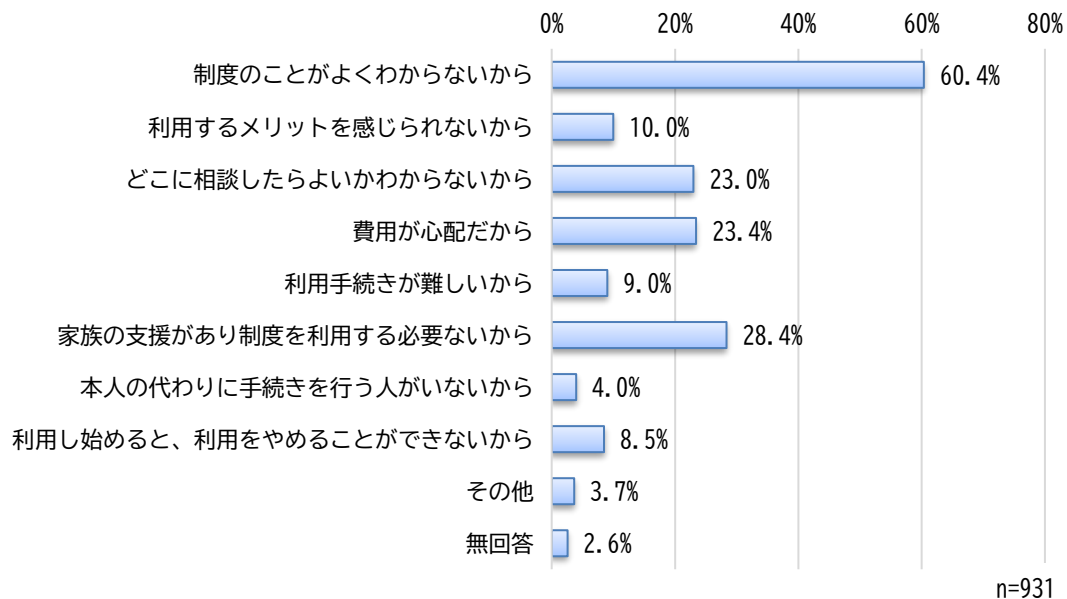
問 15 成年後見制度について、次のような制度内容や事業などについてご存知ですか。（複数回答）



問 16-1 あなたやご家族の判断能力が不十分となったときには、成年後見制度を利用したいと思いますか。（単一回答）

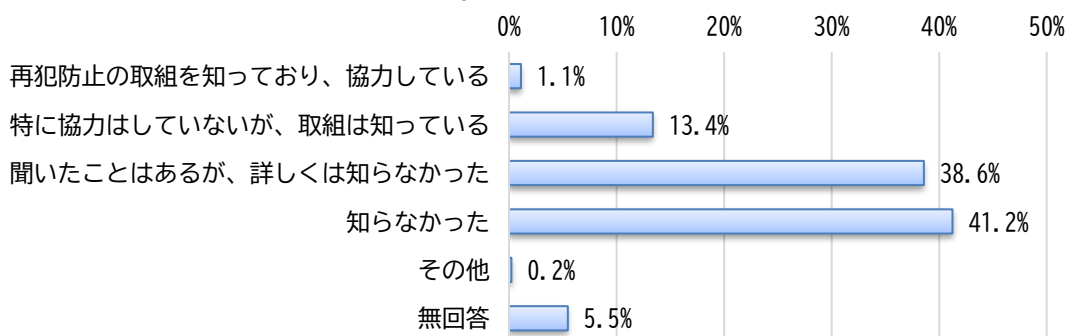


問 16-2 「利用したいとは思わない」、「わからない」と回答した理由について、あてはまるものは次のどれですか。（複数回答） *問 16-1 で「利用したいとは思わない」、「わからない」と答えた方（931 人）

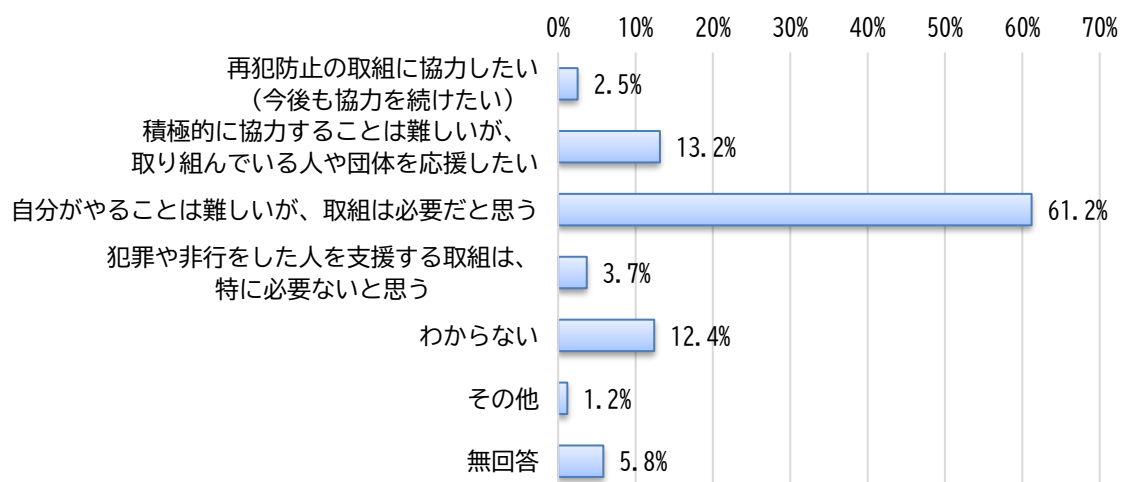


（6）再犯防止の取組について

問 17 あなたは、こうした（再犯防止の）取組が進められていることをご存じでしたか。（単一回答）

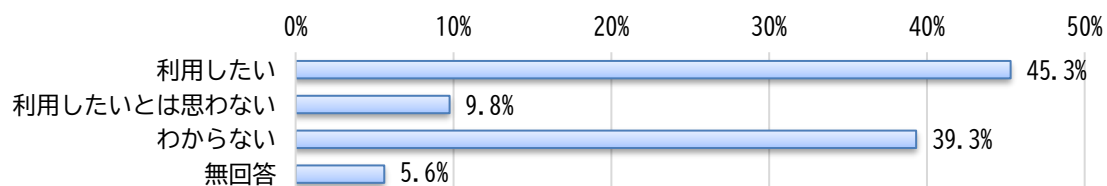


問 18 あなたは、再犯防止の取組を進めることについて、どのように思いますか。（単一回答）

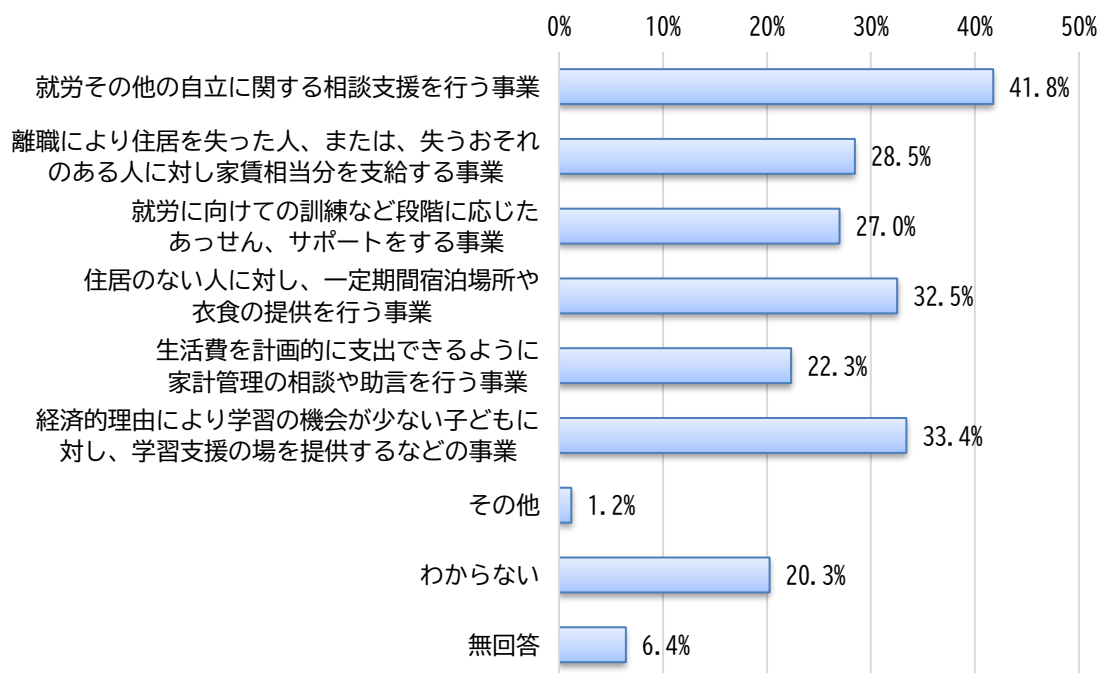


(7) 生活困窮者自立支援制度について

問 19 あなたは支援が必要になったときには、生活困窮者自立支援制度を利用したいと思いますか。（単一回答）



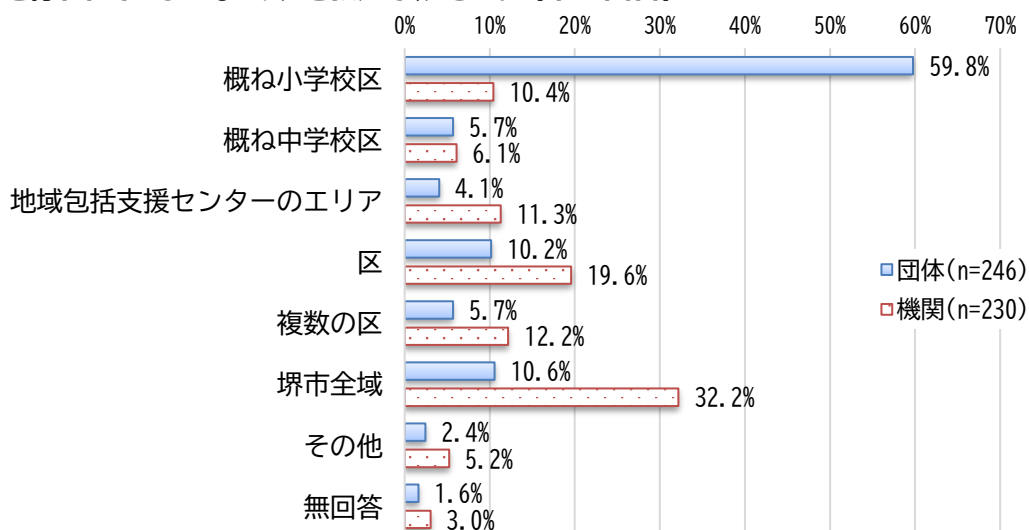
問 20 あなたが何らかの理由で困窮し、現在の生活を維持することが困難になったとき、必要と思われる支援内容は、次のどれですか。（複数回答）



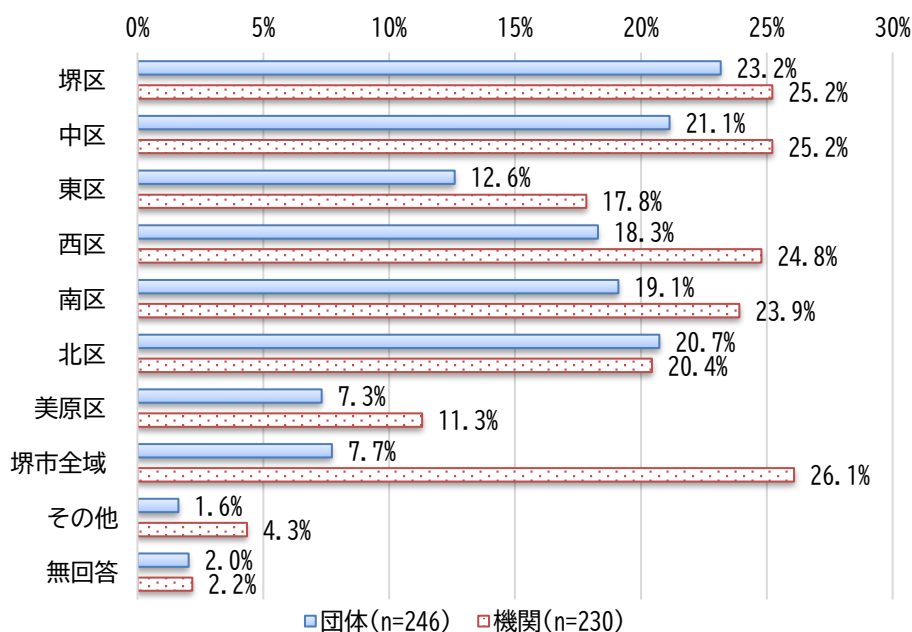
3 団体・機関調査

(1) 各団体・機関で行われている地域福祉に関連する活動について

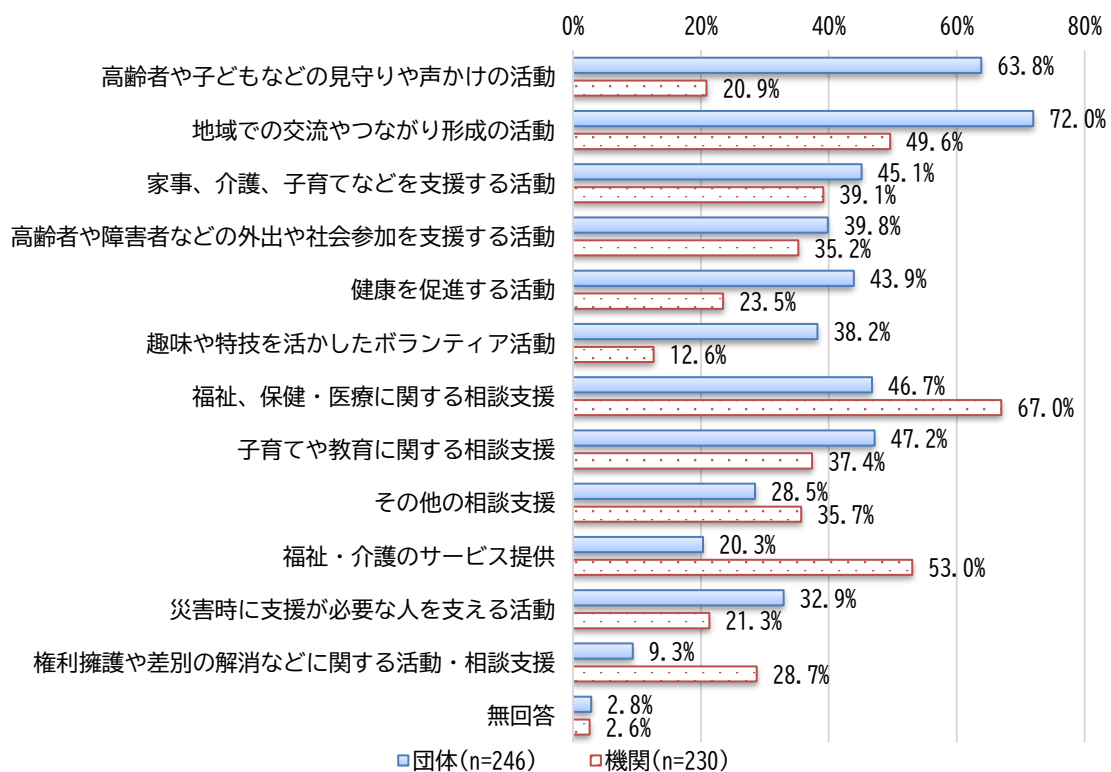
問 1 活動が行われている主なエリアを教えてください。(単一回答)



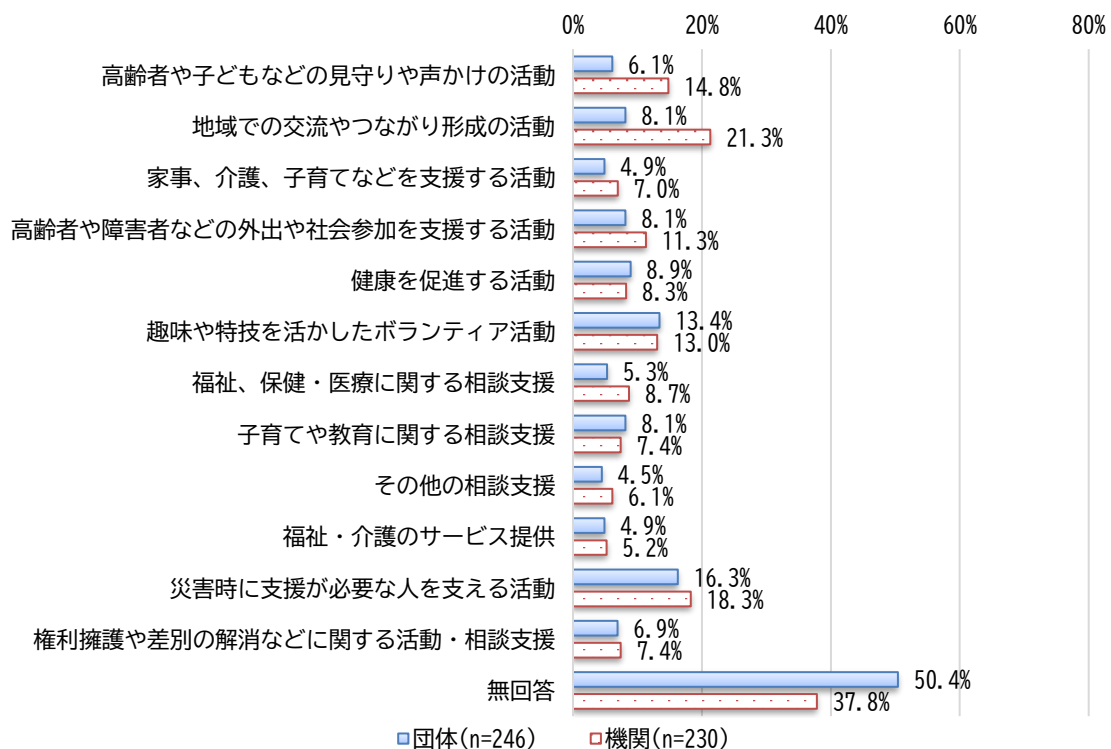
問 2 問 1 のエリアは、どの区に含まれますか。(複数回答)



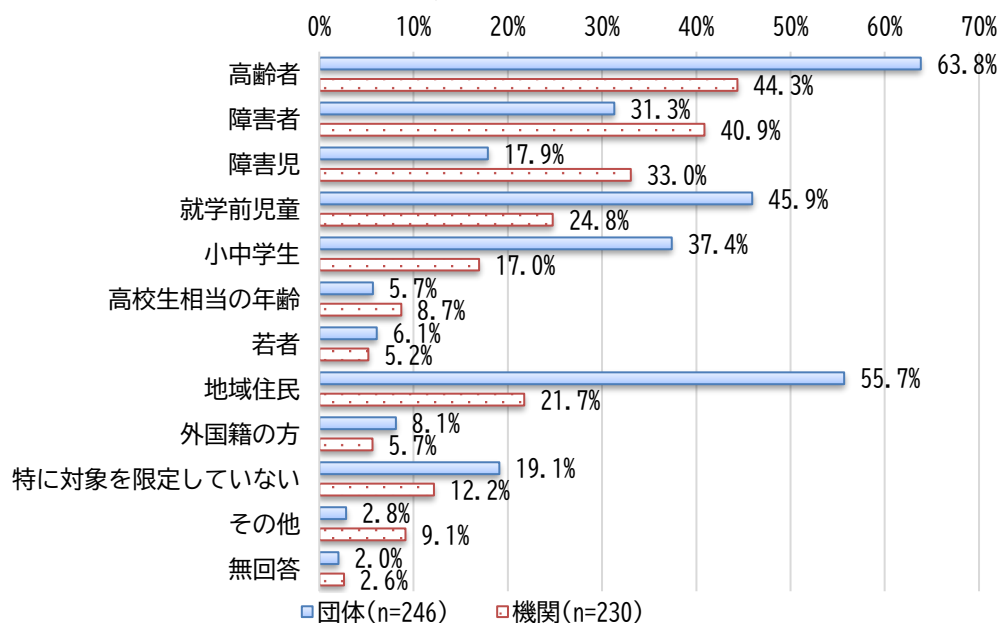
問 3-1 貴団体・機関では、地域の福祉や保健・医療に関する次のような業務や活動を行っていますか。
(複数回答)



上記のうち、新たに取り組みたい活動（5 つまで）



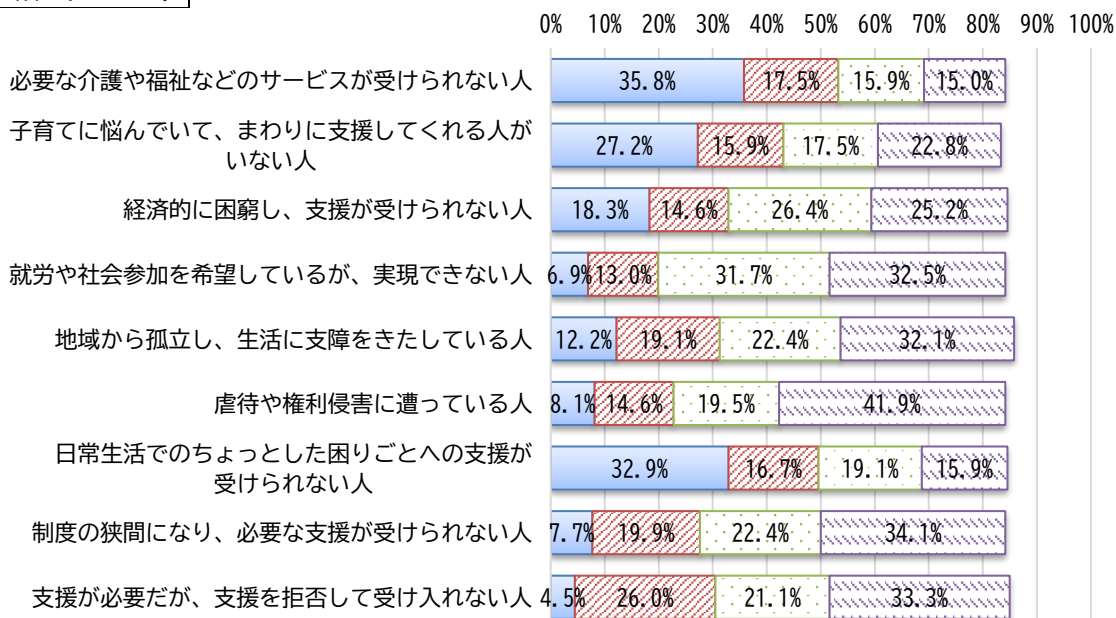
問 3-2 上記の業務や活動の主な対象を教えてください。（複数回答）



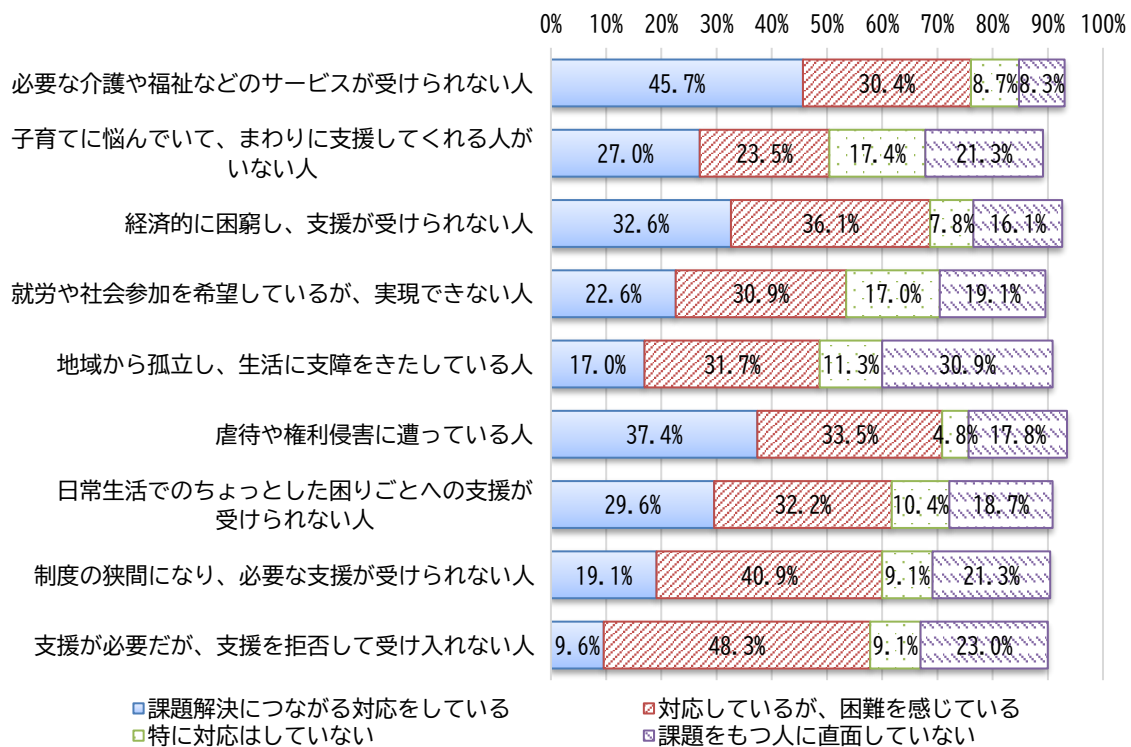
(2) 活動を通じて把握している地域生活の課題と、解決のための取組などについて

問 4 貴団体・機関では、市民の日常生活に関する次のような課題を持つ人に対応した活動（相談や支援、予防のための取組など）をしていますか。（各項目について 1 つ回答）

団体 (n=246)

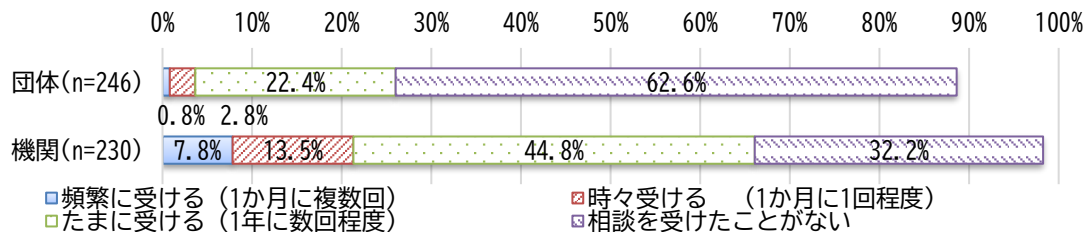


機関 (n=230)

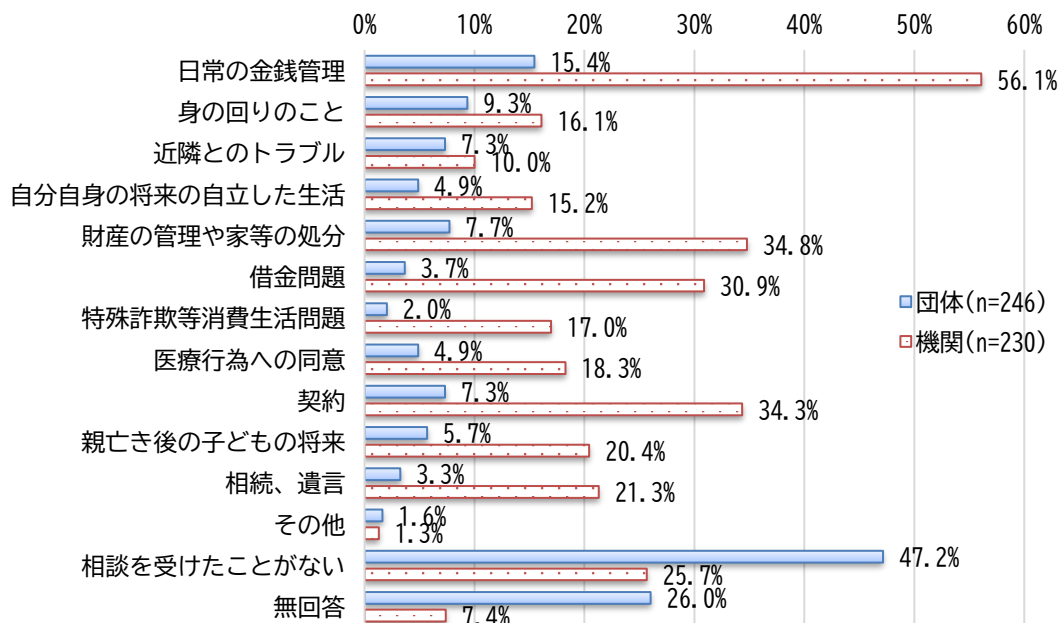


(3) 成年後見制度について

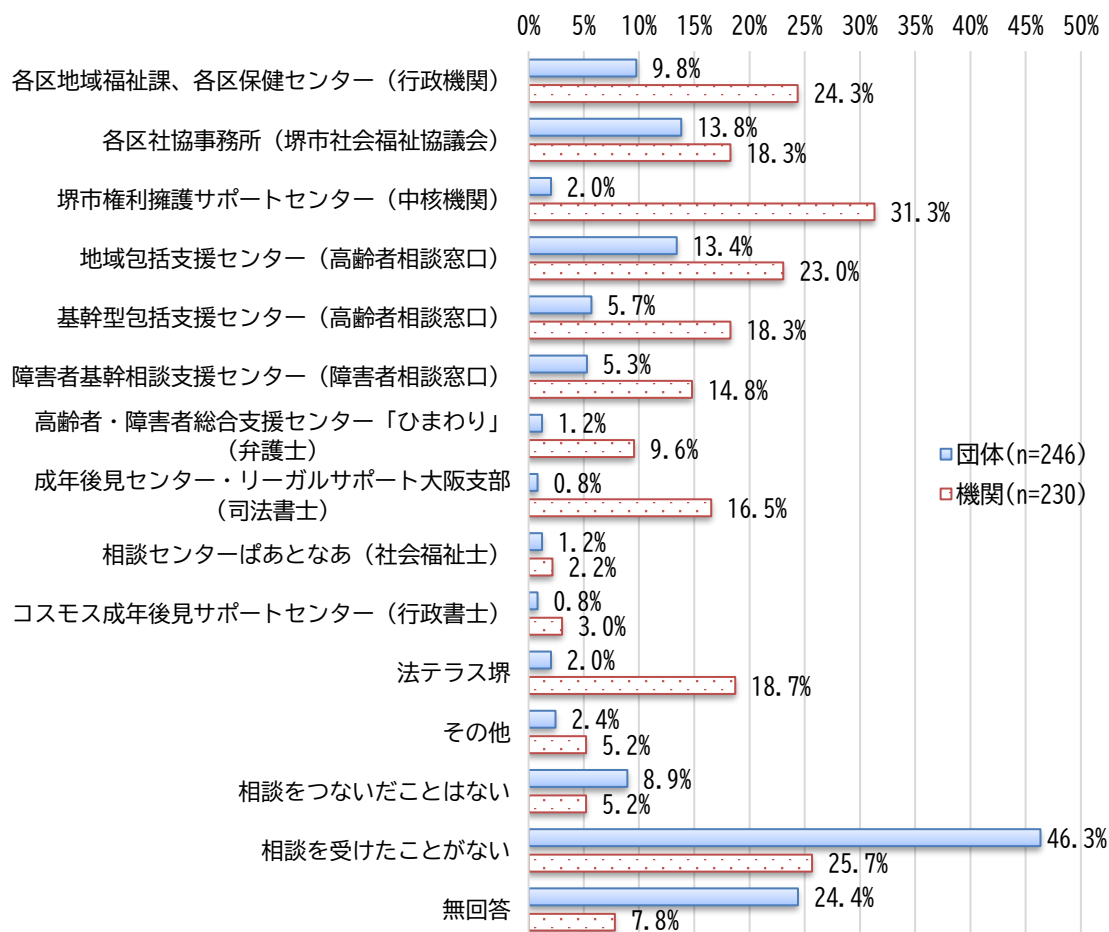
問 5 成年後見制度に関する相談等を、どの程度の頻度で受けていますか。(単一回答)



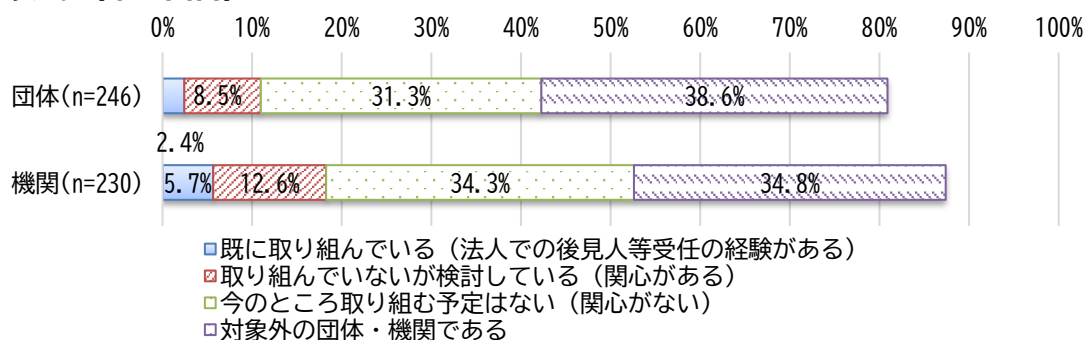
問 6 成年後見制度に関する相談等の内容はどのようなことですか。(複数回答)



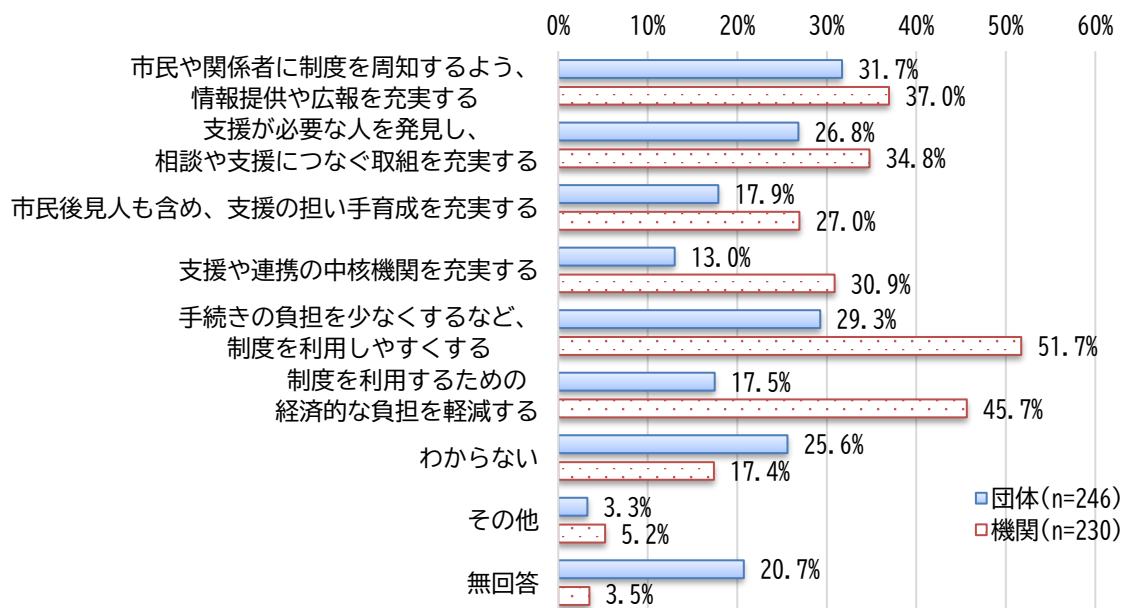
問 7 成年後見制度に関する相談等について、どのような機関へつないだことがありますか。（複数回答）



問 8 貴団体・機関における「法人での後見人等受任」の取組状況等について、あてはまるものは次のどれですか。（単一回答）



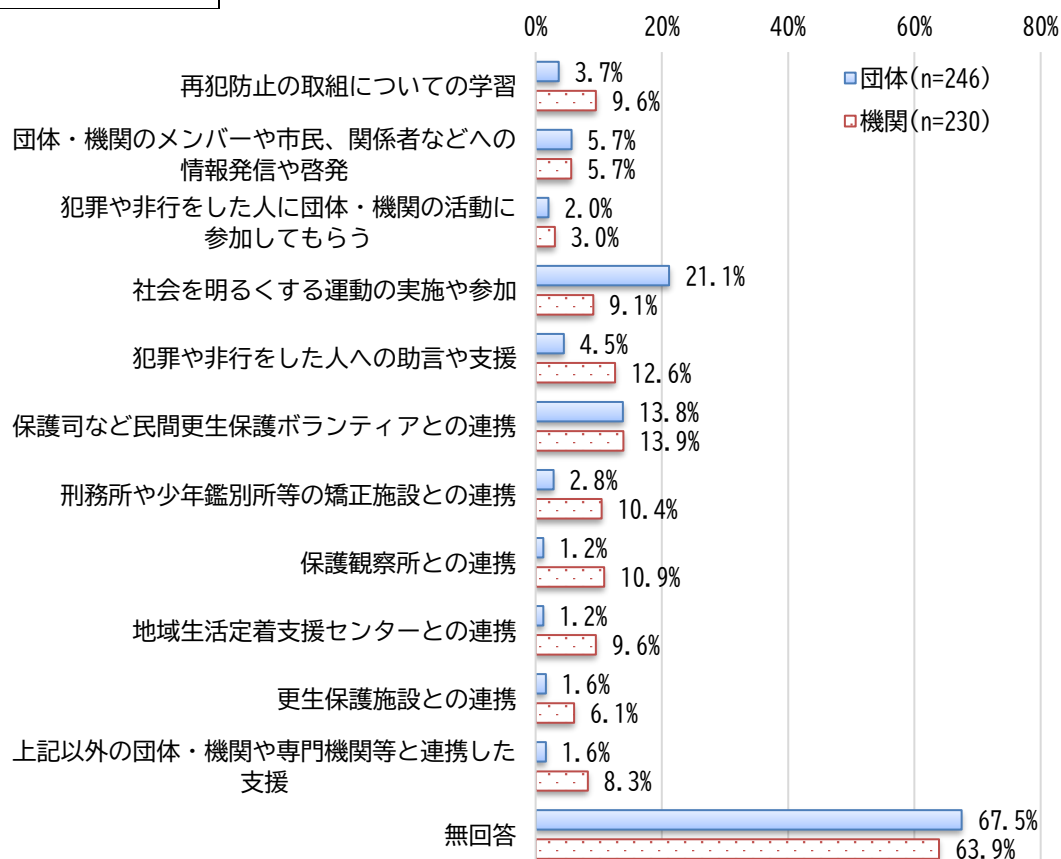
問 9 成年後見制度の利用を促進するうえで、現状不足していること（特に力を入れて取り組むべきこと）はどのようなことだと考えますか。（複数回答）



（４）再犯防止の取組について

問 10 貴団体・機関では、1～11 のうち、再犯防止のための活動として取り組んでいることがありますか。また、今後、新たに取り組みたいと思うことがありますか。（複数回答）

現在取り組んでいるもの



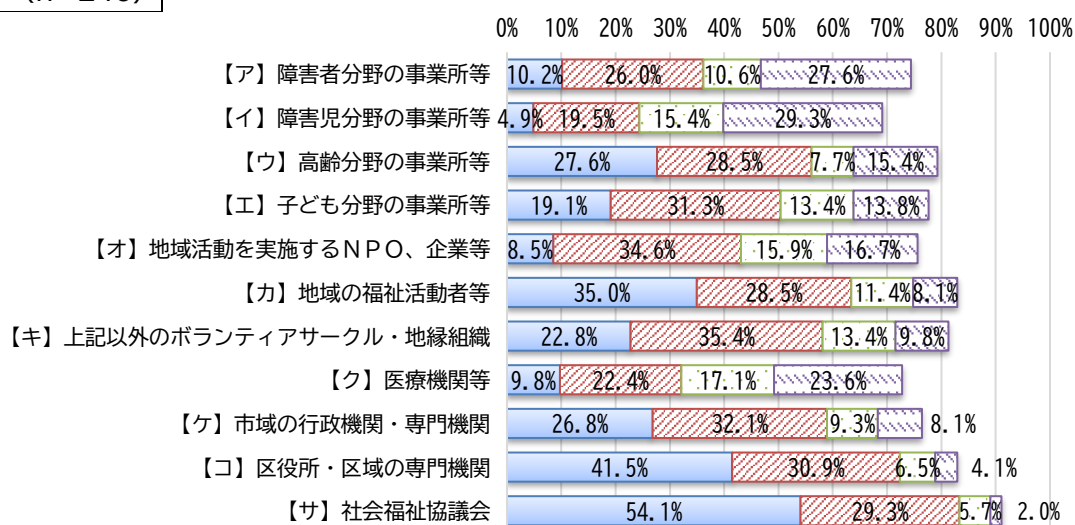
新たに取り組みたいもの



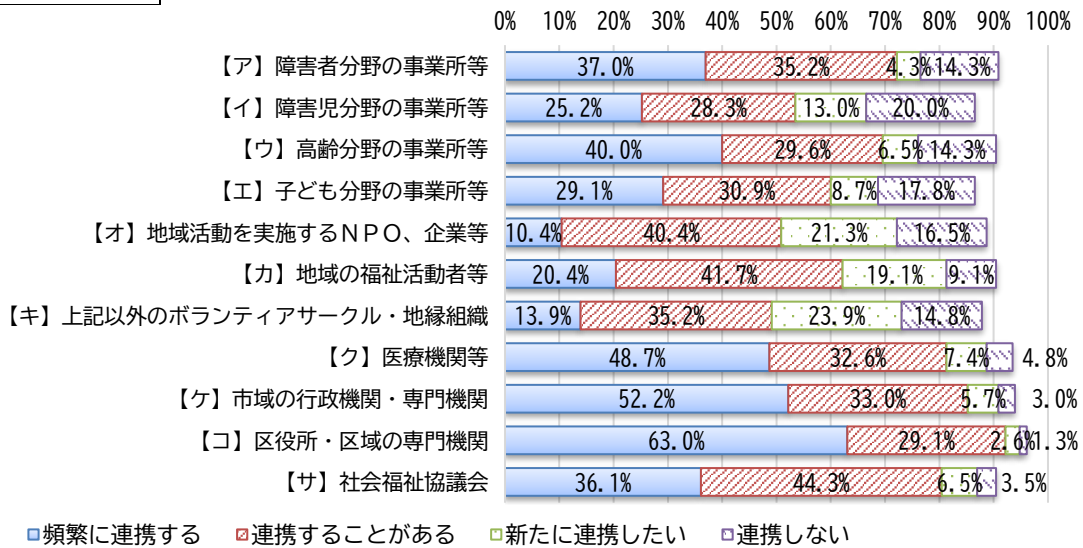
(5) 他機関・団体等の連携状況について

問 11 市民の日常生活の課題を解決するための活動を行ううえで、貴団体・機関と【ア】～【サ】の事業所等との連携状況について回答してください。（各項目について 1 つ回答）

団体 (n=246)

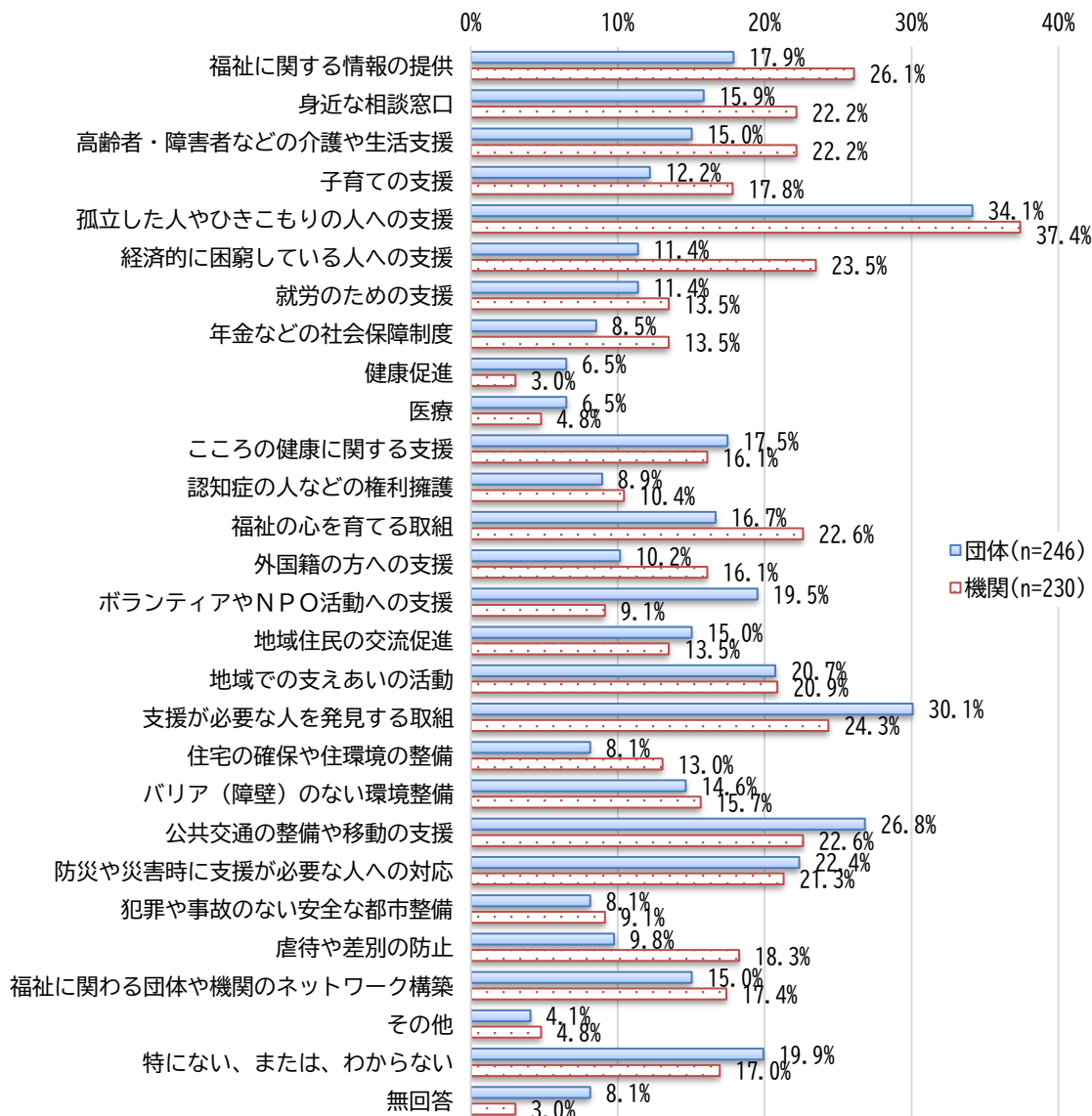


機関 (n=230)

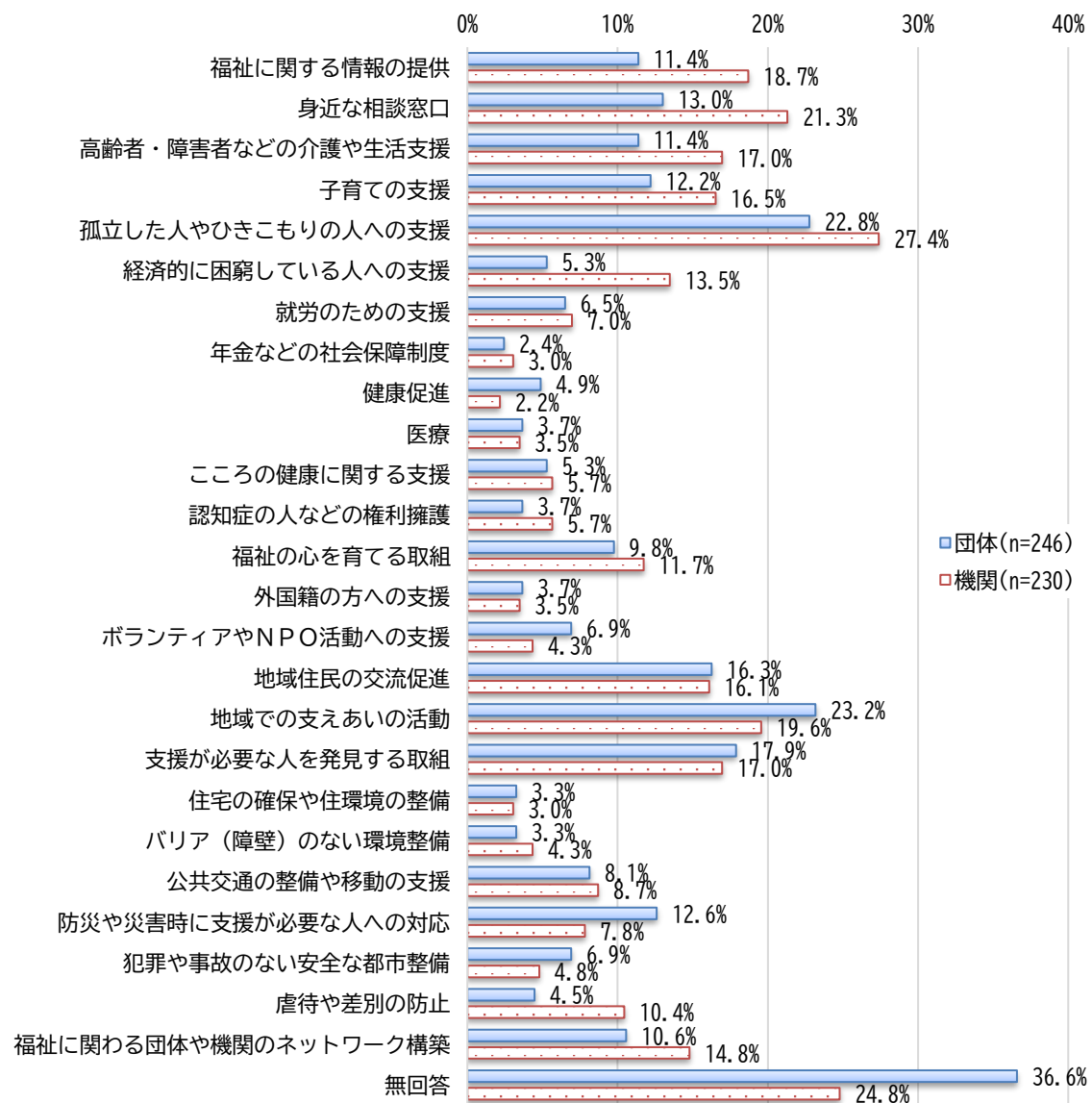


(6) 本市の福祉に関する環境について

問 12-1 本市の福祉に関する環境について、不十分だと思うことをお聞かせください。(複数回答)

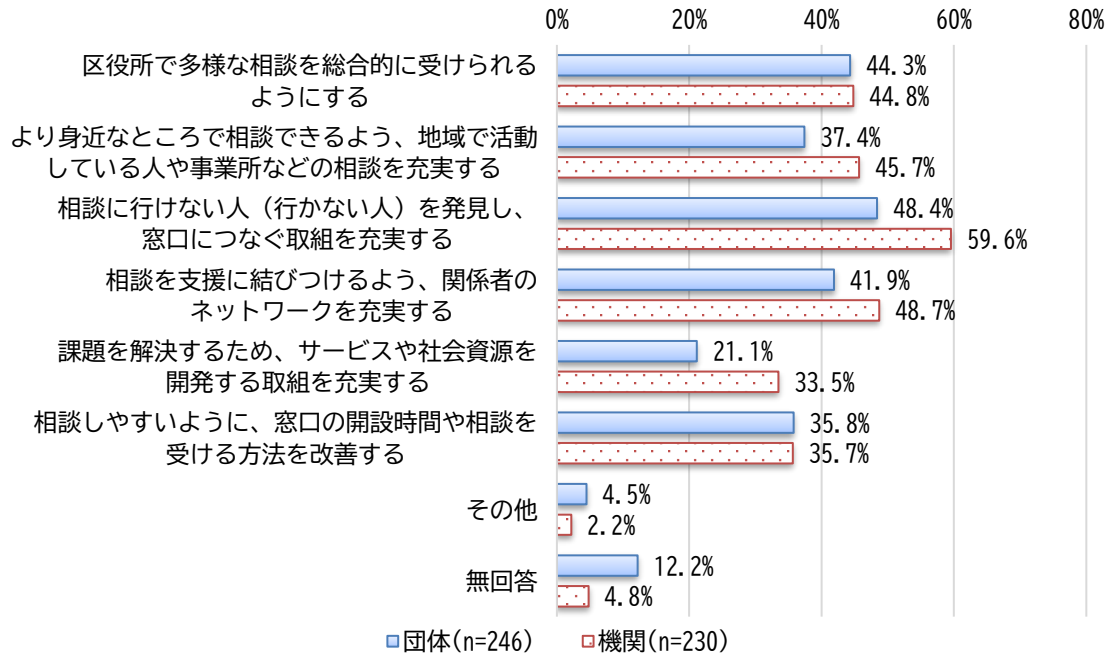


問 12-2 問 12-1 のうち、地域や民間の団体・事業者などが積極的に取り組むべきだと思うことはありますか。（5 つまで）



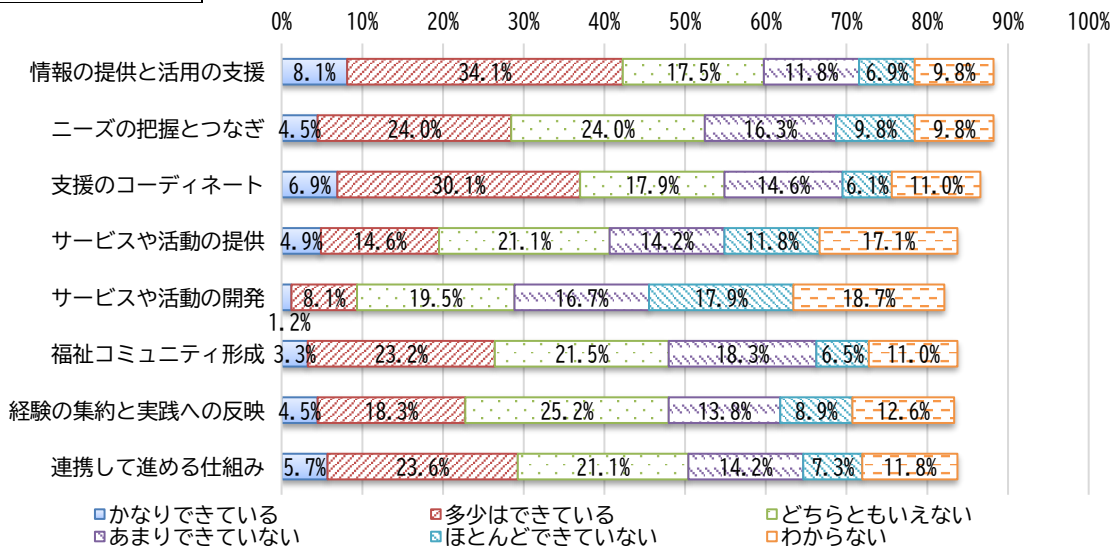
(7)「地域共生社会」の実現のための「重層的支援体制整備事業」について

問 13 「地域共生社会」では、多様な生活課題に制度等の枠を超えて横断的に対応する相談支援体制が求められますが、堺市でそうした包括的な相談支援の仕組みを充実していくうえで、特に優先的に力を入れて取り組むべきことはどのようなことですか。（複数回答）

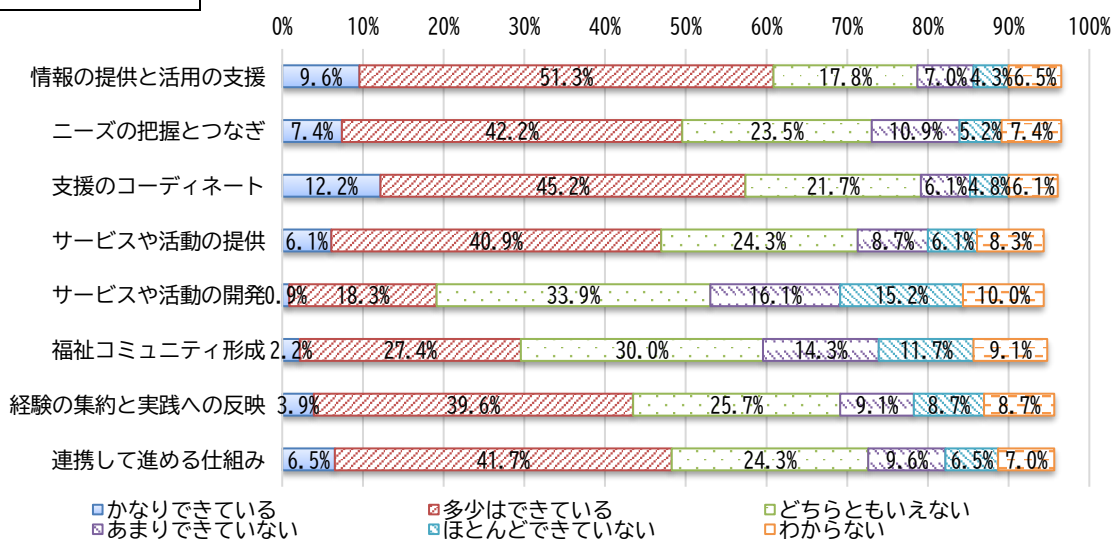


問 14 貴団体・機関が活動している地域では、関係機関や団体などが連携して「地域共生社会」を実現していくために必要と考えられる次のような取組が、どの程度できていると思いますか。（各項目について 1 つ回答）

団体 (n=246)



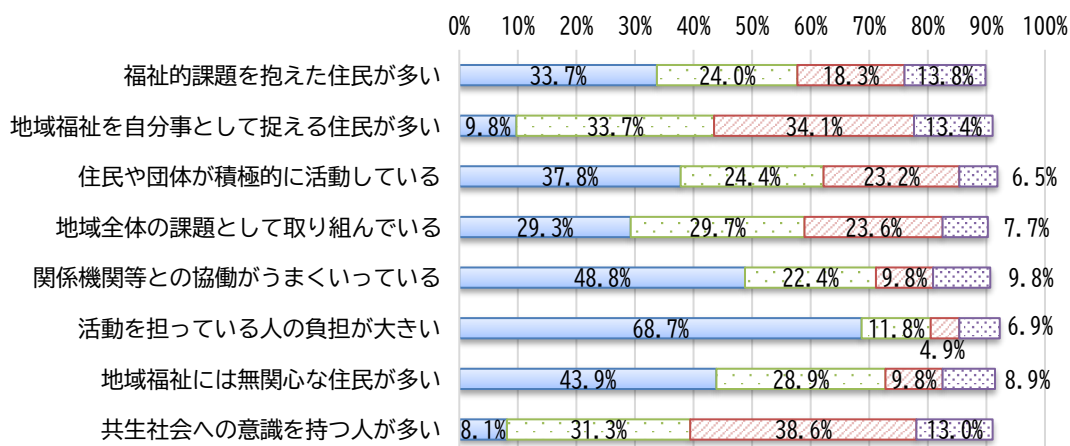
機関 (n=230)



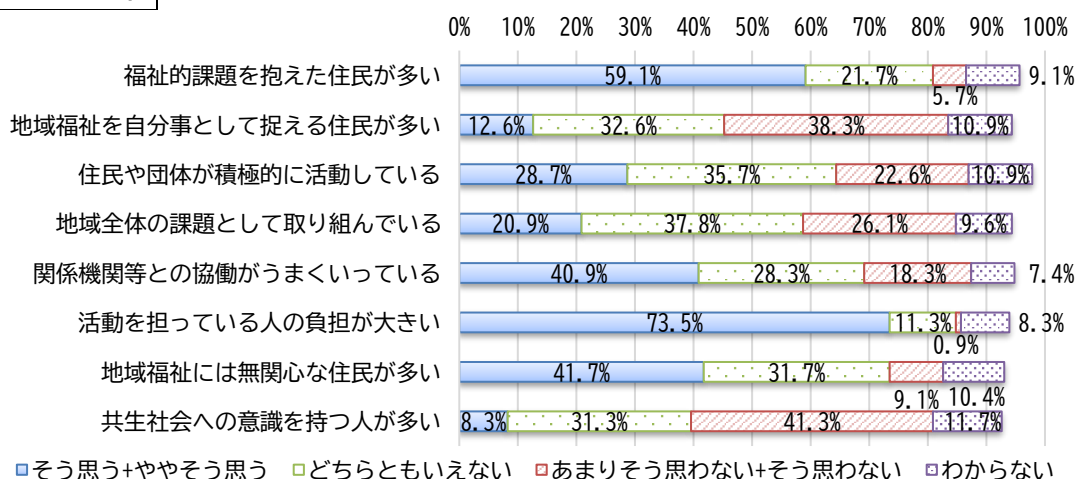
(8) 地域福祉活動への市民の参加や、活動への支援を進めるための取組について

問 15 地域福祉を進めていくうえでの「地域の福祉力」（地域での支え合いなど）に関して、活動を行っている地域の状況について、どのように感じていますか。（各項目について 1 つ回答）

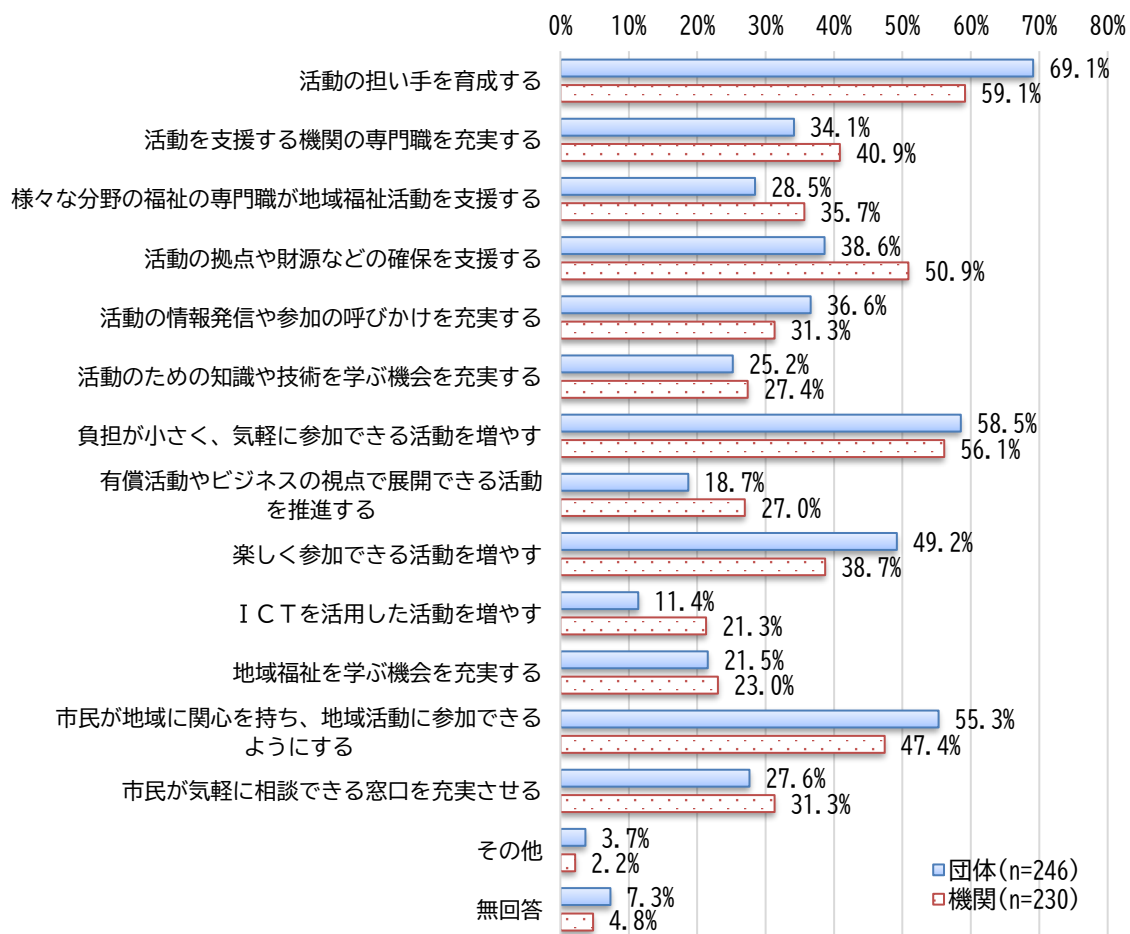
団体 (n=246)



機関 (n=230)

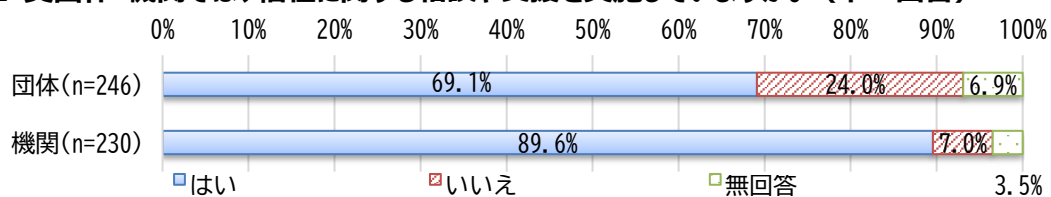


問 16 市民による地域福祉活動を推進していくには、どのような取組を特に優先的に充実していくことが重要だと思いますか。（複数回答）



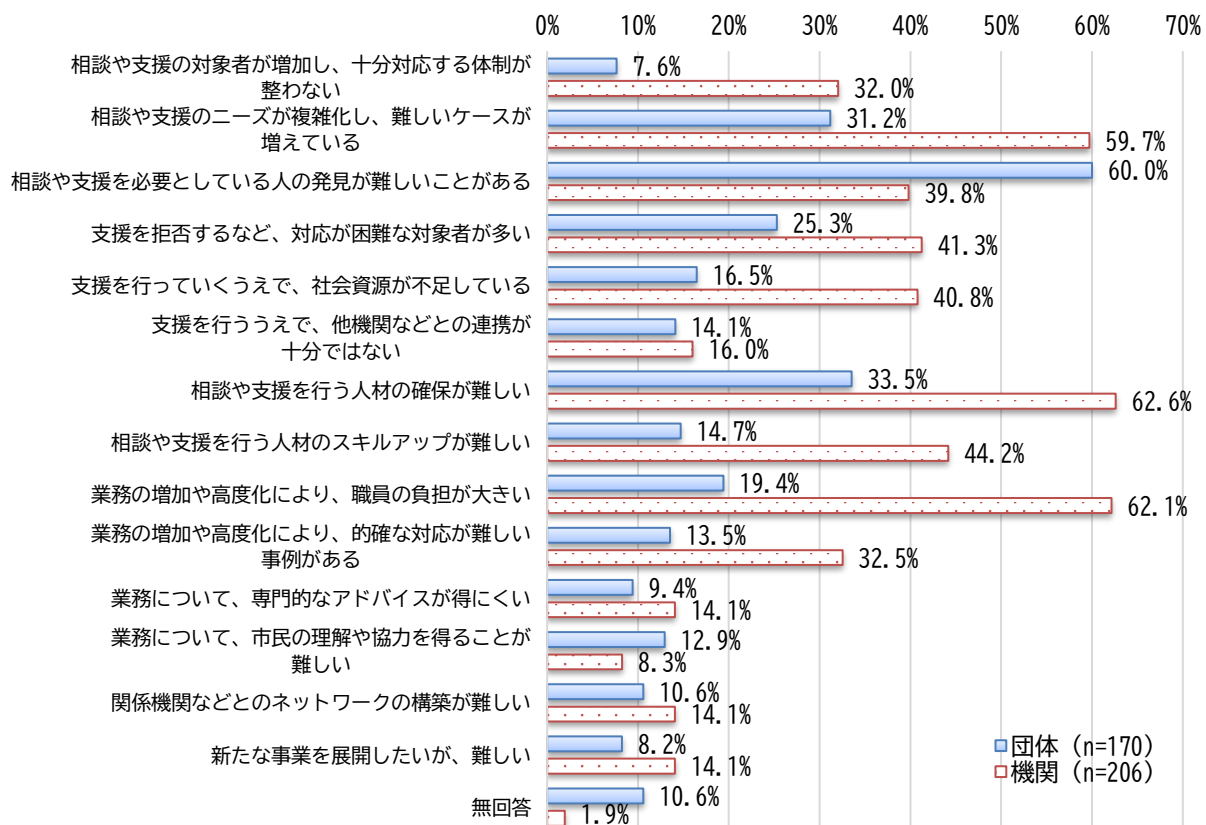
（9）相談や支援、組織運営等について

問 17-1 貴団体・機関では、福祉に関する相談や支援を実施していますか。（単一回答）

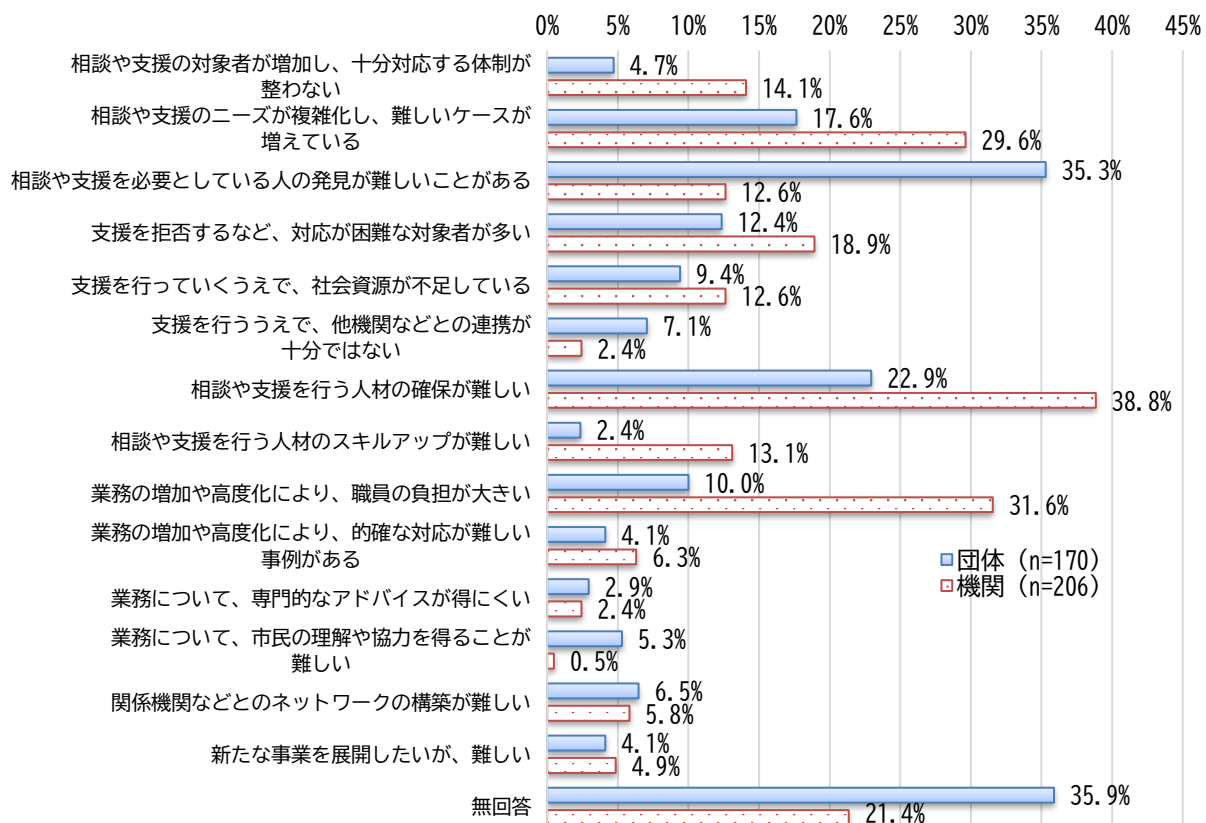


問 17-2 貴団体・機関で相談・支援事業を実施するうえで、困っていることがありますか。

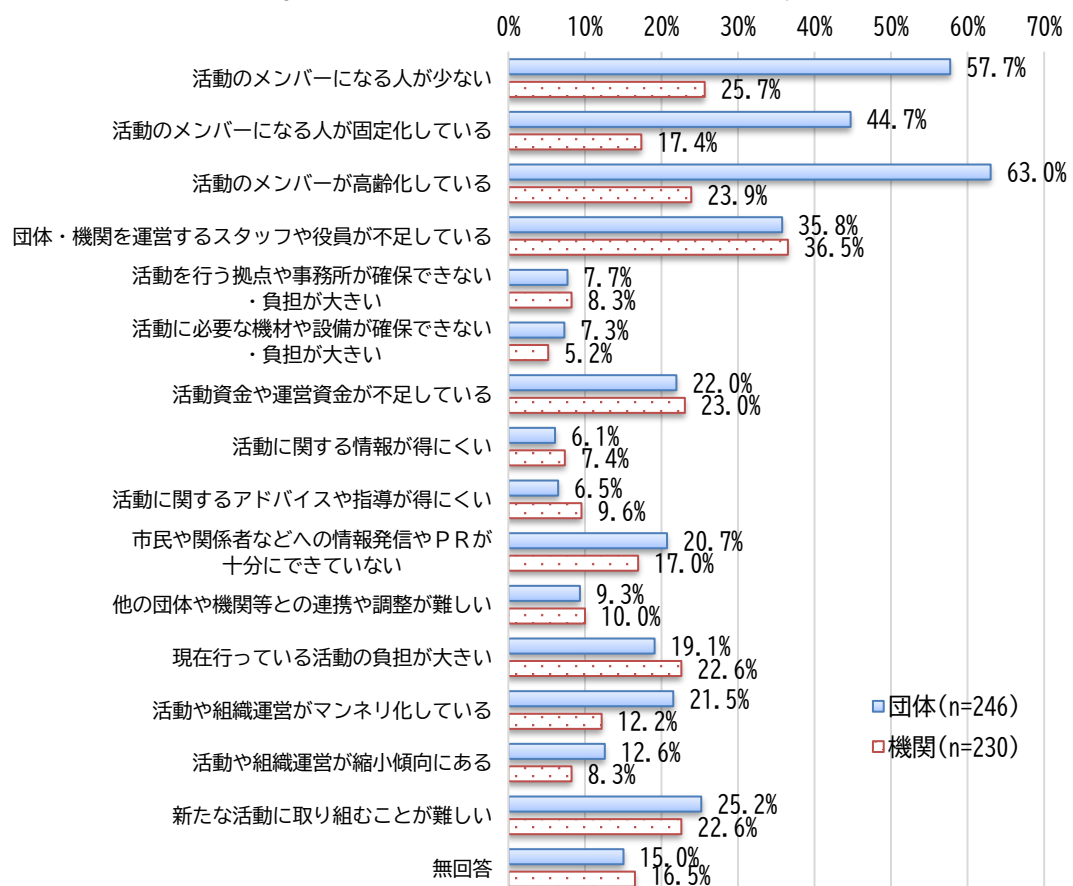
(複数回答) *問 17-1 で「1 はい」と答えた団体・機関 (団体 170 件、機関 206 件)



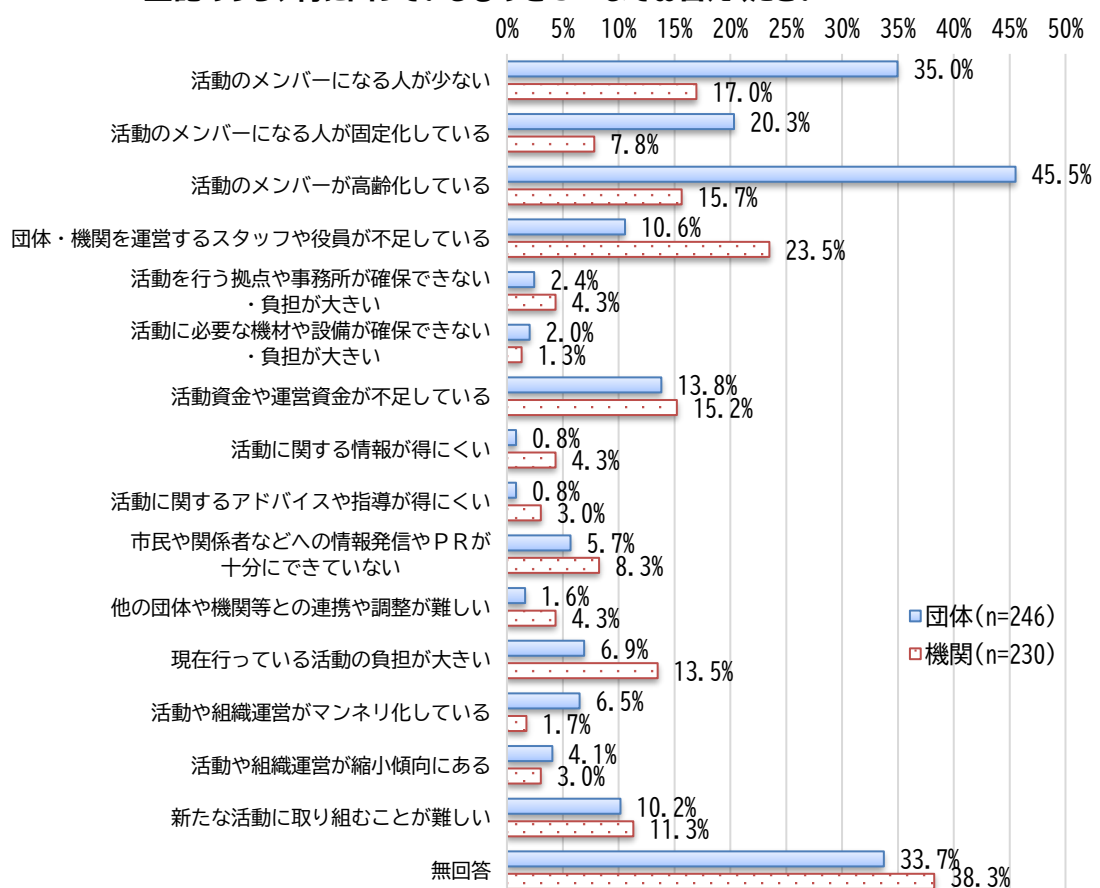
上記のうち、特に困っているものを3つまでお答えください



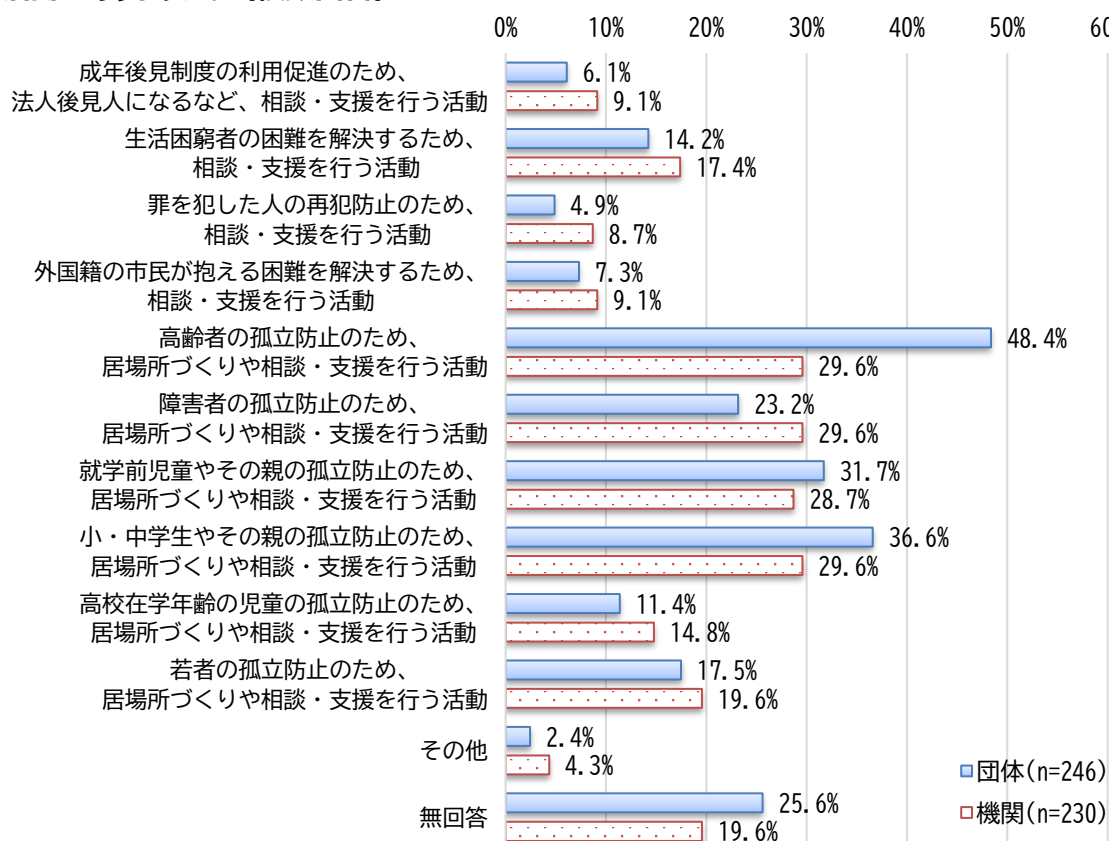
問 18 貴団体・機関では、活動や組織運営を行ううえで、困っていることがありますか。（複数回答）



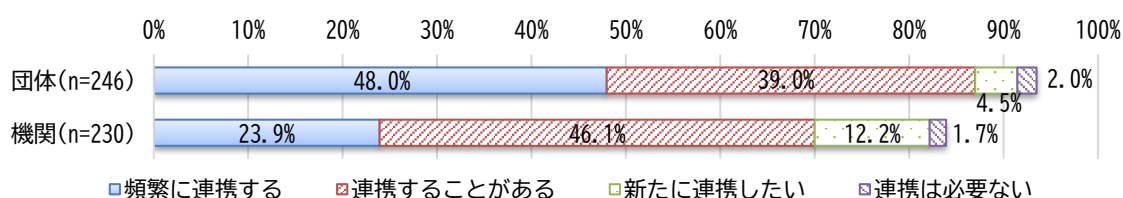
上記のうち、特に困っているものを3つまでお答えください



問 19 貴団体・機関において、様々な地域福祉課題がある中で、これから取組を進めたいと考えている活動はありますか。（複数回答）



問 20 地域福祉活動を進めるにあたり、堺市社会福祉協議会と連携したことはありますか。（単一回答）



用語説明 五十音順

●アウトリーチ

生活上の課題を抱えながら、自ら援助にアクセスできない人や家族等に対して、訪問や地域での相談、地域の支援者との連携等によって、支援につながるように積極的に働きかける取組です。

●AI（人工知能）

人間が行う知的作業（推論、判断、学習、言語の理解、画像認識等）を、コンピューターを用いて実現する技術やシステムです。近年、医療、介護、防災等、多岐にわたる分野で活用が進んでおり、社会課題の解決に役立つと期待されています。

●SDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）

持続可能な世界を実現するために、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された、令和 12（2030）年までに達成すべき目標です。貧困、飢餓、環境、経済成長、平等といった幅広い課題が網羅された下記の 17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓って、国、自治体、民間企業等を含むあらゆる組織や人々が取り組むこととされています。

●基幹型包括支援センター

高齢者の総合相談・支援を行うとともに、日常生活圏域に設置した地域包括支援センターに対する支援やセンター間の連携、困難事例等への対応、広域的・専門的なネットワークの構築等の基幹的な役割を担う機関です。また、高齢者虐待や成年後見制度等の権利擁護に関する支援を行うとともに、ダブルケア専用相談窓口も設置しています。

●矯正施設

犯罪や非行をした人の更生のための処遇を行う施設で、刑務所・医療刑務所、少年刑務所、拘留所の刑事施設と、少年院、少年鑑別所が設置されています。また、民間と協働して運営する社会復帰促進センターも設置されています。本市には大阪刑務所、西日本成人矯正医療センター、大阪少年鑑別所（大阪法務少年支援センター）が所在しています。

●協働

複数の主体が課題や目標を共有し、その解決や実現に向けて、それぞれの立場や特性を生かし、お互いに認めあいながら対等な立場で、ともに力をあわせて活動や事業を行うことをいいます。

●協力雇用主

犯罪や非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない刑務所出所者等を、事情を理解した上で雇用し、更生に協力する民間の事業主です。事業主は保護観察所に登録し、保護観察官が出所者等と相談を行った上で雇用を要請します。

●居住支援協議会

住宅確保に配慮が必要な人が民間賃貸住宅等に円滑に入居できるようにするため、市や不動産関係団体、居住支援法人等が連携し、情報共有や課題解決に向けた取組を進める協議会です。本市では、令和 7（2025）年に設立されました。

●居住支援法人

住宅確保に配慮が必要な人が民間賃貸住宅等に円滑に入居できるようにするため、都道府県から指定を受け、家賃債務保証、住まいに関する情報提供や相談、入居者の見守りをはじめとした生活支援等を行う法人です。

●権利擁護サポートセンター

権利擁護に関する地域連携ネットワークの中核として、権利擁護支援に関わる行政、相談機関、福祉事業者、関係機関・団体、NPO 等と連携して、高齢者・障害者等の多様な権利擁護支援ニーズに対応する取組を進めています。

●更生保護女性会

犯罪や非行をした人の更生に協力するボランティア団体です。こども・若者の健全な育成を助け、犯罪や非行のない明るい社会を築くことをめざして、地域に根差した更生保護活動を行っています。

●合理的配慮

障害者差別解消法に基づき、障害のある人等から、社会のなかにあるバリアを取り除くために何らかの対応が必要であるという意味が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることです。法改正により令和 6（2024）年から、行政機関だけではなく、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられました。

●コミュニティソーシャルワーク

制度の狭間となるもの等も含めた多様な生活課題に対して、個別支援や支援ネットワークの構築を行います。さらに、地域の共通課題として広げることで、福祉コミュニティの形成や、サービスの開発、施策化にも積極的に取り組む、地域を基盤としたソーシャルワーク（社会福祉の援助技術）です。

●コミュニティビジネス

市民の生活に密接に関わる課題に取り組むために、地域の人材や資源を活用して、ビジネス的な手法で取り組む活動や事業です。

●災害ボランティアセンター

地震や風水害等の災害発生時に、被災した地域でボランティア活動を希望する人と、人手や物資等の支援を必要とする被災者を結びつける、災害ボランティア活動の拠点です。社協等が中心となって、市やボランティア団体、NPO 等と連携して運営されます。

●社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止や更生についての国民の理解を深め、それぞれの立場で協力することで犯罪のない地域社会を築くことをめざして、昭和 26（1951）年から行われている全国的な運動です。

●住宅確保要配慮者

様々な理由により、住宅を確保することが困難な人のことです。住宅セーフティネット法では、低所得者や被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅確保に特に配慮を要する人が定められています。

●障害者基幹相談支援センター

障害者やその家族等からの相談に応じ、地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、関係機関と連携しながら支援する機関です。福祉サービスの利用支援をはじめ成年後見や障害者虐待等の権利擁護に関する支援等を行うほか、地域の支援者とのネットワークの構築等の役割も担っています。

●スクールソーシャルワーカー（SSW）

いじめや不登校、貧困、虐待等、児童・生徒が抱える課題に対し、学校や保護者と連携して解決を図る専門家です。学校生活や家庭環境、地域社会との関わり等、様々な視点から課題を分析し、社会福祉の専門的な知識や技術を用いて、こどもが置かれた状況に応じて適切な支援につなげます。

●生活福祉資金

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、生活費や療養費、就学に必要な経費等を貸し

付けることで、経済的な自立と生活の安定をめざす制度です。実施主体は都道府県社協であり、市町村社協が相談窓口になっています。

- 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が十分ではない人の法律行為（財産管理や契約の締結等）を支援する制度です。家庭裁判所が親族、専門職、市民、法人等から援助者（本人の判断能力に応じて後見人・保佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、あらかじめ本人が任意後見人を選んで契約する任意後見制度があります。

- ダブルケア

同時期に子育てと介護の両方を行っている状態のことをいいます。

- 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民それぞれの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会です

- 地域生活定着支援センター

矯正施設にいる高齢者や障害者等が、出所後に円滑に地域で生活できるように、福祉施設、医療機関、行政等と連携し、福祉的支援につなぐための支援を行う機関です。

- 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に提供する体制です。

- 地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門的なスタッフが、高齢者や家族の総合相談、成年後見制度の活用や虐待の防止・早期発見、介護予防ケアマネジメント等を行い、総合的に高齢者の生活を支援する機関です。地域のケアマネジャー等の支援や関係者のネットワークの構築等の役割も担い、暮らしやすい地域環境の形成に向けて取り組んでいます。

- 中間支援組織

地域で活動する市民、ボランティア、NPO 等、様々な主体への支援やコーディネートを行う組織です。地域での活動が円滑に進むように団体同士や団体と行政等をつなぐ役割を担います。

- DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム Disaster Health Emergency Assistance Team）

大規模災害等の健康危機発生時に、保健所や都道府県の専門家が被災地に派遣され、災害時の健康管理や公衆衛生の専門的な支援を行うチームです。被災地の保健所の活動支援や、避難所における健康課題への対応を行います。

- DMAT（災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team）

医師、看護師、業務調整員等の医療専門職で構成され、大規模災害や事故等の発生時に、被災現場で迅速に活動する専門的な医療チームです。大規模災害時には、急性期（おおむね 48 時間以内）の医療活動や救命処置、広域医療搬送等を行い、地域医療の支援を担います。

- DWAT（災害派遣福祉チーム Disaster Welfare Assistance Team）

福祉専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等）で構成され、大規模災害時に福祉避難所等で高齢者や障害者等要配慮者への専門的な支援を行うチームです。被災地の福祉ニーズを把握し、食事や排泄、入浴等の生活支援、生活再建に向けた相談援助等を行います。

●デジタル・トランスフォーメーション（DX）

データやデジタル技術を活用し、社会や生活、組織、ビジネスモデルなどを変革することです。単に IT ツールを導入するだけでなく、人々の暮らしをより良いものにするため、行政のあり方や地域コミュニティの活動の変革を進めます。

●日常生活圏域

住民の困りごとや地域の課題が複雑化・多様化していることに対応するためのエリアです。介護保険事業計画に基づき定める、高齢者の日常生活において基本的な単位となるエリアで、地域人口など社会的条件、施設整備の状況等を総合的に勘案し定めています。

●日常生活圏域コーディネーター

生活課題への個別支援やサポートネットワーク構築を推進するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域福祉活動等を支援するコミュニティワーカー（CoW）、介護予防を推進する生活支援コーディネーター（SC）、ボランティアコーディネーター（VoC）の 4 つの機能を持つ専門職です。4 つの機能を駆使することで、多様な主体との協働を促進しています。

●日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活が送れるように、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援するサービスです。

●8050 問題

ひきこもりが長期化し、親も高齢となって収入や介護等に関する問題が発生することが社会問題になっており、80 歳代の親と 50 歳代のこどもの世帯で多く起きることから「8050 問題」と呼ばれています。

●パブリックコメント

行政機関が計画や政策等の決定を行う際に、その案を公表し、広く意見等を募ることで、公正な意思決定をするための制度です。

●避難行動要支援者

災害時や発生するおそれがあるときに、自力で避難することが難しく、円滑かつ迅速な避難のために特に支援が必要な高齢者、障害者等の人のことをいいます。

●福祉避難所

高齢者、障害者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とし、指定避難所での生活が困難な人のための避難所で、本市では公共施設や民間の高齢者施設、障害者施設等を指定しています。

●フリースクール

不登校等様々な理由で学校に通えない子どもが、学習や活動を行う民間の居場所です。画一的な教育ではなく、それぞれの興味や関心、発達段階に合わせて、個別の学習や体験活動を支援します。

●保護司

保護司法に基づいて法務大臣から委嘱され、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、非常勤の国家公務員です。保護観察官と協働して保護観察を行うとともに、スムーズに社会生活を営めるよう住まいや就業先等の居住環境の調整や相談を行っています。

●保護観察所

犯罪や非行をした人の更生を支援するため、保護観察や生活環境の調整等を行う法務省の機関です。保護観察官や保護司が協働して、本人の立ち直りを支援します。

● 民生委員・児童委員

民生委員法及び児童福祉法に基づいて厚生労働大臣、堺市長から委嘱された非常勤の地方公務員です。住民の立場に立った相談・援助や、地域福祉を推進するボランティアとして活動しています。

民生委員は児童委員を兼ねており、こどもや子育てへの支援を専門に担当する主任児童委員が、児童委員の中から指名されています。

● ヤングケアラー

病気や障害のある家族のケアを担っているこどものことです。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、学業や友人関係、心身の健康等に影響が出る場合があります。